に騎兵を以て守らしめたりしのみ、佛蘭西方の戰略はマルボロウの軍をしてブレンハイム、ルッチングンにある右翼左翼に向つて全力を集注せしめ其の力盡くるを待ち兩翼の兵を擧げて進み之を全滅せんとするにありしや明かなり、マルボロウは地形を案じて乍ち佛軍の弱點は其の中央にあるを看取し、且つ佛將の以て頼みとしたる沼は必ずしも徒渉し能はざるにあらざるを知れり、茲を以て彼れは先づユーゲニーをして佛軍の左翼を強く攻擊せしめ亦た右翼に向つても強力の攻擊を加へ、而して此兩翼に對する攻擊の最中に彼れは自ら部下を率ひて密かに前面の沼と河を渡り突如として佛軍の中央に出で之を二分し、忽ち佛軍の右翼に向ひブレンハイムにあるタラールド(Tallard)を激烈に攻擊し彼れをしてダニューブの激流急湍とマルボロウの猛烈なる壓迫との中間に立ち遁るに途なく終に全軍を擧げて降參するに至らしめたり、而して左翼の敵軍は此の形勢を見て一大恐慌に襲はれライン河畔に於けるヴィレロイ將軍の陣所に對つて

一目散に遁走せり、ブレンハイムの戰勝は實に完全なる勝利にして之れに依つてマルボロウの名聲は歐洲に轟き、同時にルイ十四世をして轉覆業の成り難きを感せしめたりき、之れより佛國は假令第一等の位置を失ふに至らざりしといへども覇圖已に去りて復た前日の意氣なく隋勢により盛名を持ちて大革命時に至れるのみ、之に反し英國は之れより獨り海上に於けるのみならず陸上に於ても亦た第一流の强國として列國の間に重きをなすに至れり、

尙ほ之れより數年間或は海上に或は陸上に戰爭は繼續せられたり、海戰に關しては一七〇四年の夏英國水師提督ルック(Rooke)が拔くべからざる天然の要害たるジブロールトル(Gibralter)を占領したる一事は永久に其影響を地中海に於ける英國の勢力に及ぼしたり、亦た殖民地の方面に於て北米大陸に於て英佛間の戰爭あり多くは英軍の勝に歸し、カナダ地方の佛國殖民地は殆んど悉く英國の有と爲れり、又たマルボロウはネーザランドの方面に於てラメエー(Ramillies)の戰

*西班牙國南端の一岬

に於て大にヴィレロイを破り更に其の名聲を上げたり、斯くて佛國は遂に多年の戰爭の爲めに財政非常の困難に陷り人頭稅を課し、出産結婚死亡皆な稅を課し、販賣の目的を以て新官職は限りなく設置せられ、政府の信用全く地に落ちて殆んど破産に瀕せり、加ふるに一七〇八、九年の冬期は寒氣例になく烈げしく葡萄及菓樹は霜雪の災を受け多大の損害あり佛國の最も豐穰なる地方一般に飢饉の慘狀を呈せり、斯くて佛王は平和を希望するの情轉切なり、英國に於てもホイッグ黨(Whig)既に勢力を失してトーリ黨(Tory)代つて要路に立ち、今や既に佛國の中原に於ける野心を制し英國商業の基礎を定め以て略ぼ戰爭の主たる目的を達したるを見て媾和の時來れりと爲し、英佛は一七〇九年の始め媾和談判を和蘭の首府ヘーグ(Hague)に開始せり、然れども同盟諸國の要求中フィリップ五世をして西班牙の王位を去らしむべしといふの條項に至りて佛國の承諾を得る能はず談判は不幸にして破裂したり、而して佛王は同盟軍の此要求を

▲後の白黨の前身、△後の保守黨の前身、※フィリップ五世の西班牙王位を去

以て堪へ難きの屈辱となし再び人民の愛國心に訴へたるを以て、舉國一致非常の熱誠を以て政府を助け王をして再び大軍を國境に出すを得しめたゝき、然れども同盟軍方面に於ては一七一一年にマルボロウ公讒言に依り其職を免せられ復た中原に三軍を叱咤する能はず、同盟軍を率ひて西班牙に入りし墺地利の太公チャーレスは戰敗れたるを以て各國復た平和の止むべからざるを覩念し英國は墺地利を離れて佛國と平和條約を議定し、和蘭其他の同盟諸國を誘ふて一七一三年ウッレヒトの平和條約に調印したり、獨り墺地利は事其皇室の利害に最も深き關係あるを以て最後に至る迄爭ひしも、遂に獨力佛國に抵抗するを得ざるを見て一七一四年に於てラスタット及びバーデンの平和條約を締結したり、即ち英國側と墺國側と別途に二樣の平和條約が佛國に對して締結せられたりと雖も、事實上之れを一の平和條約と見做しウッレヒト平和條約の名稱の下に之を論ずるを以て適當なりとす、

ろべしとの要求を頑強に把持せしは墺地利なり、

▲墺の頑強度す可らざるを以てなり、

今此平和條約中重立ちたる條項を擧ぐれば大凡左の如し、一、フィリップ五世は西班牙及び其海外領地の王として認識せられたり、但し佛、西の王位は決して同一の人に依つて保たるゝ事あるを可らずといふの條件を付せられたり、二、ネーブルス、ミラン、サルヂニヤ及びネーザランドは獨逸皇帝の有に歸せり、而して和蘭國はフルネース(Furnes)イプレース(Ypres)メニーン(Menin)ゲント(Ghent)ツールナイ(Tournai)モンス(Mons)シャレローイ(Charleroi)ナムール(Namur)の各市を軍事的に司配して佛國に對する國防に供するを得べしと規定せられたり、三、佛蘭西はストラスブルグ(Strasburg)をも含めてアルサースの地を從前の如く領有することを許されたり、但しライン河の右岸の占領地なるケール(Kehl)ブライザッハ(Breisach)フライブルグ(Freiburg)の堡壘を獨逸帝國に返還すべく規定せられたり、四、キヨルン(Köln 又は Cologne)とバヴリヤ(Bavaria)の兩選擧侯は其位を復せられ、*英國に對するハンノヴァル(Hanover)の關係は公認せら

△是れ獨逸皇帝が遂に其親中近親より西班牙王位繼承者を出すことを聊か報ひんとするなり、

*一七一四年ハンノヴァル選擧侯ザ

れ而して擬王ゼームス(又 Chivalier と稱す)は佛國より放逐せられたり、五、英國はジブロールトル(Gibraltar)ミノルカ(Minorca)ニューフォンドランド(New Foundland)(但し佛人は其の海岸に於て漁獵をなすべき一種の特權を有すること丶して)、ホドソンベー(Hudson's Bay)アカヂヤ(Acadia)及びセントキッツ(St. Kitts)を得たり、且西班牙との特約上西班牙の或る殖民地に於て或る制限の下に貿易に從事するの權利を得たり、六、普魯西國は王國として認識せられ又た上ゲルデルランド(Upper Guelderland)を領域に加へ、七、サボイ公はシ丶リー嶋(Sicily)及び*ミラン領の一部分を得て爾後王號を稱するに至れり、而してドンコルク(Dunkirk)の要塞は破壞せらるべしと規定せられたり、之れを要するにウッレヒトの平和條約は十有餘年の久しきに亘つて各國の國力を疲弊せしめたる大戰爭後の止むを得ざる平和條約にして現狀を認識して戰局を結びたるに過きざるなり、若し國別に付て之の條約に對する眞意を尋ねたらんには一國として滿足せし國はあ

■ーザは英國王(ヂヨーヂ一世)の位に即き以來ウィリヤム四世の歿する(一八三七年)迄英國とハノヴァルは同一君主を奉戴せり、即ち英國王にして又ハンノヴァル選擧侯たり、選擧侯として獨逸聯邦の下にあり、

▲特に阿弗利加の黑奴を西印度諸島に輸入するの權利を得たり、

△是時より魯國の國際的地位漸く重きを加ふ、

*サボイ王國は一七二〇年ルザニヤ王國と改稱し、伊太利統一の首動者と爲れり、

▲ドンコルク海峽は佛國方面の要害、曾て英國の領有に歸せしも一六六二年佛國に買收せられ、以後佛國に屬す、

△獨り英國は佛國の大陸統一に反對し其目的を得たるを以て比較的得意なりしなるべし、

らざりしならん、而かも彼等は皆戰に疲れ國庫空乏したるを以て如何ともすること能はず、一に現狀を認識すといふの方針に依つて之の條約に調印したるなり、而してウッレヒト條約を以てウェストフェリヤ條約に比較して列國の形勢を觀察すれば此間(約六十五年)に於て列國の形勢に於て三個の注意すべき變動ありしを認む、一、佛國は歐洲列國中第一位を占むるを得たり、而して之れ單に其の國境線の擴張せられたるのみならず其の宮廷の壯麗にして其の王の大野心の故のみにあらず、寧ろ職として其の國民の智力と元氣に依り又其の土地の豐穣なること丶其の地形上の便利に依つて然るを得たるなり、故に此の形勢を認識したる列國は暗に佛國の將來に於ける野心を牽制せんが爲に各方面に防禦的工夫を凝らしたり、即ちネーザランドを以て墺地利に與へ之れと和睦と相協力して佛國の北境に備へ、普魯西及び墺地利は佛國の東に備へ、サボイ及び以太利に於ける墺地利の領地は佛國の東南境を抑えたり、斯の如くして十八世紀中は

佛國をして再び歐洲の平和を攪亂するを得ざらしめたり、二、英國は此の頃よりして全く殖民地及び貿易の擴張に國力を集注し以て其の世界的帝國を建設するの基礎をなせり、ウッレヒト條約の結果として英國が地中海の咽喉を占むべきジブロールトル及びミノルカを得其他北米に於ける佛國の殖民地を得亦た西班牙の殖民地に對して黑奴貿易の權利を得たる等最も注意して見るべし、三、獨逸帝國の分裂はウェストフェリヤ條約の時よりも更に一層甚だしくなれり、之れよりして獨逸にては普魯西と墺地利と南北に兩立して常に中原の覇を爭ひ殆んど二百有餘年の間統一ある國家を形成すること能はず、此の分裂割據の狀態より救はれて一大國家をなし、獨逸帝國の建設を見るに至りしは職として普魯西の力に因れり、

ルイ十四世はウッレヒト條約締結後尙ほ二ケ年の間、其の晩年の失望と苦痛とを嘗めざるを得ざりしなり、彼れが生涯の野心たる佛國をして歐洲中原の盟主たらしめんとする雄圖は全く長夜の夢と消え

失せたり、而して其の數十年に亘る大戰爭の結果は財政紊亂し國庫空乏し國民疲弊し怨嗟の聲國中に滿てり、加之、彼れは一面最も奢侈放逸の生活を送りしに關はらず他の一面には一種の迷信に驅られ年を經るに從つて宗教の熱心を加へたるを以て或はナント勅令を撤廢(一六八五年)して新教(ユウゲノー)撲滅を企畫し或は舊教中の一派にして最も志操の純潔なるジャンセニスト(Jansenists)の一派を迫害し之を國外に放逐したり、殊にユウゲノーの撲滅策として兵隊をユーゲノットの各村落に派遣し之れを其の教徒の家族*と同居せしめて監督の任に當らしめ地方の憐むべき農民等が其の衣食の掠奪せられ其妻女の汚辱せらるゝを見るに堪へずして舊教に改信するを待てり、此の最も卑しむべき殘忍苛酷なる迫害の爲めに墳墓の地▲を去つて或は伯林に或は英國に或は和蘭に移住したるもの五十萬の多きに及びたりと云へり、而して貧困にして外國に難を避くる能はざるものはセヴェニース(The Cevennes)の山中にあつて必死の叛抗を試み流石の大

*稱してドラゴチード(Dragonnade)即ち平人迫害と云へり、

▲ヴォルテール曰く此時佛國民は往古の猶太人の如く各方面に散亂せりと、

王も容易に之れを撲滅する能はず西班牙國王位繼承の戰爭中の如き其の智謀の名將と其の精練の軍隊の一部を割きて此の憐むべき新教徒の鎭壓に當らしめざるを得ざるの不幸を見たり、而して之れ等のユーゲノー教徒は一種の中等社會を成して農工商として最も必要なる良民なりしに拘はらず之れを放逐したるは佛國の政治上經濟上一大拙策なりしと云はざるべからず、而して他の普△魯西英國等は其の反比例に於て之れ等の有効なる良民を得て繁榮の速力を加へたり、

△普國の農業は是より新起の元なり、伯林の工業は是より發達せり、ユーゲノー移民の力に負ふ所多し、普國の佛國に反對の精神も此移民により發揮せられたり、

第十六章　英國第二次革命（一六八八年）

動、反動の原則　チャールス二世と反動の潮流　外交の失策　特敕權の濫用　國論の沸騰　ヂェームス二世の專橫　皇子出生却て禍因と爲る　オレンヂ公ウイルリヤム　七愛國者の招待狀　ウイルリヤム兵を引き英國に上陸す　ヂェームス退去　國會の決議　人權の宣言　國論の統一　憲政運用の進歩

▲クロムウエルよく自ら北特別の地位を解せり其言に曰く吾は英國民の警察官なりと、

動、反動は獨り物質界の原則たる耳ならず亦實に人間社會の原則なり、クロムウエルの軍人的獨裁政體は素より歴史的名分に乏しく唯國家大亂後に處する止むを得ざるの政體と云ふの外なし、クロムウエル其人ありて始めて非歴史的非憲法的性質の缺點を補ふを得べきも、其人一たび去れば政體の瓦解は到底免る可らず、一六五八年九月三日クロムウエルの歿するや嗣子リッチャード後を承けてプロテクトルと爲れりと雖も不肖にして大任に堪へず、反動の潮流は滔々乎として英國の上下を蔽ひ、多年クロムウエル一派の爲め壓せられ

て首足を伸ばすこと能はざりし王黨及びプレスビテリヤン派は一時舊怨を忘却し共に反動の大勢に乘じて王政恢復の企圖を成就せり、王チャーレス二世はブレダー(Breda)の宣言に於て(一六六〇年四月)各派に對し大赦を公約したるに關らず、狡黠にも國會の決議を經て之を實行すべしと云ふの條件を附せしを以て、國會の多數が反動的感情に制せらるゝを利用して前王の弑虐者(Regicide)即ちチャーレス一世の死罪を宣告したる審判官の罪を問ふべきを決議せしめ、其生存者を捕へて死刑に處しクロムウェル、アイルトン(Ireton)ブラットショウ(Bradshaw)の死體を發掘して梟首の刑に處せり、宗教に關しては所謂監督主義の國教を復活し統一政策を行ひプレスビテリヤン主義の牧師二千人を教會より放逐せり、天路歷程(Bunyans' Pilgrims Progress)の著者ボンヤンの在獄十二年に及べるも此間の事に屬す、風俗生活の狀態に關しても反動の勢力頗る著明なり、所謂淸教徒的嚴正整肅の風習を嘲笑して僞善と見做し姦落放肆を好尙して典雅と稱し、

ムブレダーはチーザランドの小市なり、

*米國等に逃れて罪を免れし者もあり、カナナチコット州エール大學附近に其墓今に存す、

▲クロムウエルは國教を維持したるも主義寬大にしてプレスビテリヤン主義者も亦教會中に包容せり、

宮廷内の亂行汚穢、上流者の奢侈淫逸、自ら全國を風靡せり、當時の演劇に於て最も淫猥の風を見るべく、殊に此頃始めて女優*の出演を見しを以て弊風一層甚しかりしと云ふ、更に政治上に於てはクロムウェルの時に英國を列國間に九鼎大呂より重からしむるに至りし對外政策を放擲し、王躬ら佛王ルイ十四世の補助金を受領し事每に佛國の指導に從ふべきを約し數百年來大陸策の唯一の紀念たるドンコルク(Dunkirk)を佛國に賣却せり(一六六二年)、內治外交共に失政を重ね、天は恰も一大警告を英國人に與へんとする者の如く、一六六五年倫敦に黑死病の流行するありて十萬人の死者を出し、翌年には三日間に亘れる大火ありて殆んど全市を擧げて灰燼に歸せしめたり、而して政弊濫用の結果は最も艦隊の風紀弛廢に於て之れを見るべく水兵の本國艦隊を脫して敵國の艦隊に傭はるゝ者益〻多く、和蘭は英人を傭ひ水兵と爲せる艦隊を以てテームス河口を封鎖し(一六六七年)倫敦市には水兵罷業して笑つて敵艦隊の跋扈を傍觀せりと云ふ、斯

ムエヴェリン(Evelyn)又はペピース(Pepys)の日記なるものを讀まば當時宮廷內の淫蕩の狀態實に忍びざるものあり、知らんかなし

*グウイン、デビス、チルター等女優の最も有名なるものにして、彼等はシエキスピヤを以てさへ典雅ならずとなし排斥し、却て趣味の惰落日一日より甚だしチヤーレス二世は白痴公然女優と戲れ慣れしく語り合へり、

▲是れ官吏士官等が海軍費を橫領し水兵に給料を支拂はざるに由れり、チヤーレス二世先づ海軍費を宮中の費用に濫用せり、

くて内に於ては政道地を拂ひ外に向つては國威失墜して徒らに列國の輕侮嘲笑を買ふのみ、

而もチャーレス二世をして大に國民の反抗を喚起するに至らしめしは其非立憲的宗教政策にあり、王は自ら内心舊教に歸依し舊教徒に信教の自由を許さんと欲するや切なり、因て和蘭との開戰を機會として舊教及び他の非國教諸派に對する刑法の執行停止を公布せり、茲し是れ國王は大赦の特權を有し又或る特別の場合に臨み法律の制裁より或る人を赦免するの權ありと云ふに基づけり、當時之を稱して赦免權(Dispensing Power)と云へり、或る特殊の場合に限り法律の制裁より個人を特赦するは大權の活用上或は公平を持する爲に必要なるべしと雖も一定の法律を其凡ての應用範圍に向つて擅に停止するは眞に特赦の濫用と云はざる可らず、斯の如くするを得べしとすれば立法府は其必要なきなり、凡ての國法は王の意思如何により立ろに改廢し得らるべければなり、然れども王は國教以外の他の新教徒

△當時每教徒の數は人口の百分一に過ぎず、國教以外の諸新教諸派は人口の二十分一に達せりと云ふ、

先づ此恩典に浴すべきを以て彼等は舊教徒の同一恩典に服するに異議なかるべしと思惟せしなるべし、即ち敵は本能寺にあり、王の目的は少△數なる舊教徒を庇護せんが爲めに一種の賄賂として多數なる非國教徒をも恩典に與らしめんとするに外ならず、王の心術は乍ち國民の看破する所となり、國教徒は其勢力の削減せられんとするを怒り、非國教徒は一時賄賂的に恩典に浴すべきも遂に最も甚だしき舊教的迫害に遭遇するの日あるべきを想ふて憤り兩派相携へて王が特權を濫用せんとするに反抗したりき、茲に於て王は國會の決議に因り止むを得ず赦免令を撤回するの恥を見るに至れりき、而して一六七三年に國會は凡て*の非國教徒を政府の官職以外に放逐すべき法案を通過し以て皇弟ヨ▲ーク公(Duke of York)をして其舊教徒なるの故を以て海軍元帥の職を去らしめんと圖りたり、而して王は人心の激動に鑑み此法案を裁可せざるを得ざりしなり、是より一六七八年にはタイトス　オーツ(Titus Oates)が舊教徒中の有力者間に不軌の隱謀

*國會は此決議を以て王の赦免令に答ふるなり、

▲後にチャーレス二世に擬さゞエームス二世として王位に登りし人なり、

△チャーレス二世には五人の庶子あり、正妃の出に非ざるを以て王位を繼ぐこと能はず、

ありと誣告して益〻人心を激昂せしめ、續ひてライハウス（Rye House Plot）隱謀の發覺するに至りラスセル卿（Lord Russel）シッドニー（Algernon Sydney）等知名の士の座して死刑に處せらるゝあり、形勢更に一層の不穩を呈し人心洶々として不平、猜疑、憤懣の空氣は英國の天地に滿てり、

一六八五年チャーレス二世の病歿するや皇子なきを以て皇弟ヨーク公王位に登れり之をヂェームス二世と爲す、ヂェームスは海軍元帥としては職務に勤恪にして、チャーレス二世の驕奢放肆なるに似ず寧ろ謹厚忠直の風あり、而も頑迷なる舊教の信者にして君主專制の主張者たれば、前王の時代に比して一層國論の反抗を喚起すべきや期して待つべし、ヂェームスは所謂赦免權（Dispensing Power）を施行し前代に於て國論を沸騰せしめたる舊教及非國教派に對する國法停止を斷行し、曾て大僧正ロウド彈劾の因を爲せし高等委員會に等しき宗教委員會（Ecclesiastical Commission）を新設し、羅馬法皇に特使を派して

＊ヂェフレースは古來英國史上最も暴逆殘忍の法官として知らる、

▲オレンヂ公妃メリはヂェームス二世の長女にして若し自然に男子なければ王位を繼ぐべき者なり、亦チャーレス一世の女の出にしてヂェームスの姪なり、而かも英國の元首たるオレンヂ公及妃がヂェームスに放逐せらるべき政略なりしこと明白なり、

英國と法皇廳との久しく絶えたる緣故を結ばしめ、非道暴虐のヂェフリース（Jeffreys）を大法官に任用して盛に政治上宗教上の專制を逞ふし、遂に公然舊教徒を指定してオクスホルト、ケムブリヂ兩大學の要職に就かしめんとせり、茲に於て國教徒も非國教の新教各派も遂に利害の共通を認め一致して權利の擁護に任せんとするに至れり、然れどもヂェームス二世に未だ皇子なき間に於ては英國人民は和蘭大統領オレンヂ公及妃の後繼者たるべきを見越し稍〻慰むるを得たりしなり、而かも一六八八年七月皇子誕生の後に至りては此前途の望も亦全く絶えたり、即ちヂェームス王の事業は其皇子之を承けて大成すべく、蓋し皇子が舊教の教育を受け熱心なる舊教徒たるべきは疑ふ可らざればなり、是より憂國の志士は國家を濟ふの道只だ一に革命に在るを思ふに至れり、オレンヂ公は幼より和蘭國內豪商派首領デヴィテ等の壓迫を蒙りて具さに困厄を嘗め一六七二年公齡正さに二十二歲にして大統領（スタットホールドル）と爲り當時ルイ十四世

△即ちデホンシャイル、シニリウス、ダンビー三伯、ノルサムトンの侯正グロムトン、ヘンリシドニトン、ラムリー卿、七提督の人、皆な暗號を以て署名せり、

の侵略を蒙り國步艱難に際し謹國軍に將としてチャレーンの如き名將と能く拮抗し得て其の非凡の材器を示し、最後の窮策として堤防を決壞し海水を沃野に汎濫たらしめて以て佛軍を拂ふを得たりき、天資沈毅にして韜略に富み、一六八八年英國七愛國者の署名に係る招待狀に接するや、深謀遠慮殆んど算に遺漏なく、ヂェームス二世をして自ら國を退去せしめ、國會の決議に從ひ立憲的順序に依り英國の王位に即くを得たり、七愛國者の招待狀とはウィルリヤに勸むるに兵力を以て英國に渡り憲法上及び宗教上の危機を救はんことを以てするものにして、其事頗る危險なり、然れどもウィルリヤムは*艦隊の準備中能くヂェームスをして其目的を解せざらしめ、其一たび英國の南岸トッベイ(Tobay)に上陸して(十一月五日)後はヂェームスとの衝突を避け事每に立憲的順序を蹈み終に一六八九年二月十三日を以て首尾よく妃メリーと共に王位に即くを得たりき、

ヂェームス二世尙ほ生存せるに際しウィリヤム及メリーは如何の理

*蘭領艦隊なり、其引率したる陸軍は三萬二千人なり、

由に因り英國の王位に登るべき乎、是れ國會に於て最も熱心に辯論せられたる所なり、終に『王ヂェームス二世は國王と人民との原始の契約を破り憲法を覆へさんと努め又ゼジュイット派及他の惡人の勸告を聽きて根本法を犯し且國を退去したるを以て主權を辭せりと認む因て王位は空席と爲れるを決議す』と云ふに一致しなり、斯くて後ち議會は王位をオレンヂ公ウィルリヤム及妃メリーに提供せり、王位提供と同時に議會は從來の經驗に鑑み人權擁護の規定を必要と爲して宣言を發布せり、其重立ちたる條項を擧ぐれば、

一、國王は法律を停止し又は一部の人民を或る法律の制裁より赦免するの權利なきこと、

二、宗教委員會の如き不法の機關を設く可らざること、

三、國會の協贊なくして租稅を徵收すべからざること、

四、平時に國會の承諾なく常備軍を置くべからざること、

五、新教徒たる臣民は兵器を携帶するの權利あること、

▲ロック(Locke)の政論に英人間に普及し已に大勢力あるなを見るべし、佛人モンテスキュー、ルソー等の政論亦ロックに負ふ所多し、

六、臣民は王に請願の權利あること、
七、國會議員選擧に際し政府は之に干渉すべからざること、
八、國會に於て言論は自由たるべきこと、
九、保釋料、過料は過大なるべからざること、
十、陪審官の選定に對し政府が干渉するの違憲なること、
十一、國會は屢〻開催せらるべきこと、
十二、舊教を奉ずる人及び舊教を奉ずる婦人を配とする人は英國の王位に登るを禁ずること、
十三、右の如き場合に國民は臣從の義務なきこと、
十四、而して王位は直に次の繼承者に移るべきこと、

右は翌年の國會に於て權利法案 (Bill of Rights) として通過し確定せられたり、

斯くて國會は國家の代表者としてヂェムス二世を廢しウィルリヤム、メリーを立てたり、多年スチュワード王室が金科玉條としたる王位

ムチャーレス二世、サエームス二世の在位期を云ふ、

神權說遂に斃れて國會萬能の世となれり、權利の宣言はヂョーン王のマグナカルタ(一二一五年)と相並んで英國憲政の保障と爲り茲に英國の立憲政體の主義綱領遂に確定したれば其今後の發達は單に憲政の運用を圓滑にするの一事に歸せり、回顧すれば長期國會の開催と共に(一六四〇年)英國革命の起りてより殆んど五十年、內亂の慘憺を經てクロムウェルの共和政治と爲り一轉して第二期スチュワート時代の反動政策を見るに至りしが、一六八八年の所謂第二次革命は幸に內亂の結果に非ず寧ろ全國民一致の希望に基けりと云ふべきを以て、人心を統一するに於て多大の便宜ありしは想像するに餘あり、其理由如何と云ふに革命の動機は主として宗教問題に繫がり國家を擧げて舊教に復歸すべきや否と云ふに歸したるを以て第一次革命以來犬猿當ならざりし國教派と非國教の新教各派相一致して舊教徒に對抗するに至り、革命の結果は國論を分離せず却て人心を一致せしめたり、是れ第二革命の第一革命と大に趣を異にする所以なり、且

*佛王の離宮（巴里に近し）にして、ルイ十四世特に之をヴェールサイユの居住に充てたり、

▲ウイルリヤム三世の代に入り志を得ざるもの多くなる、前王の同情者と爲る、

つ此革命ありて後佛國サン*ゼルマーン（St. Germaine）の宮中に客と爲りルイ十四世の保護を受けつゝあるヂェームス二世は王位恢復を謀りて止まず英國内亦同情者少なからず、但し稍もすれば佛國の兵力に依頼せんとするの形跡あるより同情者も公然事を擧ぐるを躊躇せしのみ、是れ亦た當時の政界に於けるトーリー、ホイグの黨爭をして或る程度の範圍に定限せられ、激甚なるに至らしめず、漸く憲政運用の美果を收むるに至れる所以なり、

憲政運用の必要上政黨を公認し、一黨の領袖に委ぬるに國政を以て之をして兼ねて議院の操縱に任せしむるは議院政治の秘訣なり、ウィルリヤム三世は當初各派領袖を混淆して要路に立たしめしが、異論百出隱謀積發し遂に其弊に堪へず、方針を改めて一黨の領袖輩を擧用するに至り茲に初めて黨派政治の端緒を開きたり、十八世紀上半期ヂョーヂ一、二世（Georye I and II）の時に際しワーポール（Sir Robert Walpole）ホイグ黨の首領として國政の衝に當ること二十一年、

ムザ*ーヂ一世は選擧ハノウエルの侯より入りて英國王の位に即きしが、能く英語を解せず、從來内閣の會議には必ず國王の出御ある例なりしも此時より國王は多く出御なく、閣員中の一人首席を占めて萬機の衝に當るに至れり、是より首相（First Minister）又Prime Minister）の稱あり、

此間初めて少數閣員を以て國政の責に任せしめ以て近時の内閣制の發端を爲せり、當時の國情に從ひ議院の腐敗頗る甚だしく、或は黄白を散じ又は官職を提供して議員操縱の具と爲せしは史家の痛歎する所、蓋し過渡の時代勢止むを得ざりしと云ふべき乎、

ウィルリヤム三世の畢生の志は歐洲同盟を組織してルイ十四世の横暴を挫かんとするに在り、其英國王と爲るや計畫愈功を奏し、英國は一躍して歐洲同盟の主人公と爲り、復た列國間に重きを加へたり、但し王の國際的經綸事業の大要はルイ十四世の章に論じたるを以て之を略す、

第十七章　彼得大帝と露西亞の勃興

彼得大帝と露國　南北に海港を得んと欲す　彼得アゾフを攻　海外遊歷　ストレリッチイの亂　改革　チャールス十二世　プルトヲ戰捷の結果　土耳其と戰ふて敗る　聖彼得堡奠都　實業奬勵　教會刷新　皇太子アレキシス　大帝殺す　大帝の事業　所謂彼得の遺囑

▲露國中世期中二百餘年間殘古人の統治に服したりしが、イワン大帝(Ivan the Great)

英國に第二の革命(一六八八年)ありてウィリヤム三世王位に登り憲法政治の基礎を建立せんとする頃に當り、露國莫斯科の朝廷に於ては彼得齒十七歲を以て政權を握り、野心深き姉ソフヒア(Sophia)を尼院に幽閉し、共に帝位に坐せし兄イワン(Ivan)の闇愚にして、且つ啞、聾なるの故を以て迫りて位を去らしめ、以て獨裁權を揮ふに至れり、英國がウィリヤム三世の治下にありて西歐の覇權を執るに至りしが如く、露西亞は茲に彼得大帝の時に至り初めて國家として列國間に現出し瑞典を排して北歐の覇權を握るの基を開けり、而して

1462-1505)の時始めて全く獨立す得たるなり、四五年ノープコンスタンチノープル等に威迫を加へ以て列國をして怖るべき一強國の東歐に現出せし事を感ぜしむるに至りしは一に彼得大帝の功業に屬す、

大帝の時に當り露亞亞は北方の氷洋(Archive Ocean)より南方裏海(Caspian Sea)に及べる廣漠たる領域を有したりしが、其人民は各種の人種に屬しスラーヴ人ありチュートン人あり蒙古人あり、歐洲列國は之を見て以て化外の蠻民と做せしに過ぎざるなり、而かも此人民は若し大豪傑の起りて獨裁的權能を振ひ之を率ゆるあらば、必らず興りて一大强國となりて其隣邦の恐怖を招くに至らんこと蓋し識者の夙に認めたる所たり、彼得は初め瑞西國ゼネーバ(Geneva)の人レフォール(François Lefort)の說を聞きて深く西歐の文明に心醉し、陸海軍を起し以て露西亞勃興の基を築かんとの企畫を立てたり、先づ黑海

内に在りては蠻野の國人を强制的に誘導して文明の曙光を窺はしめ、外に向ては瑞典の版圖を蠶食してボルチック海に於ける一大强國を建て、又た波蘭コンスタンチノープル等に威迫を加へ以て列國をして怖るべき一强國の東歐に現出せし事を感ぜしむるに至りしは一に彼得大帝の功業に屬す、

大帝の時に當り露亞亞は北方の氷洋(Archive Ocean)より南方裏海(Caspian Sea)に及べる廣漠たる領域を有したりしが、其人民は各種の人種に屬しスラーヴ人ありチュートン人あり蒙古人あり、歐洲列國は之を見て以て化外の蠻民と做せしに過ぎざるなり、而かも此人民は若し大豪傑の起りて獨裁的權能を振ひ之を率ゆるあらば、必らず興りて一大强國となりて其隣邦の恐怖を招くに至らんこと蓋し識者の夙に認めたる所たり、彼得は初め瑞西國ゼネーバ(Geneva)の人レフォール(François Lefort)の說を聞きて深く西歐の文明に心醉し、陸海軍を起し以て露西亞勃興の基を築かんとの企畫を立てたり、先づ黑海

に向つて版圖を擴め一の港灣を得て海軍を興さんと欲し、土耳其と戰ひ遂にアゾフ(Azof)を占領したり、即ち有名なるクリミヤ是れなり、然れども此戰爭の經驗により大に其軍制の不完全なるを感じ、親しく西歐の文化を目擊して其强大の因て起る所以の技術を輸入するの必要を認め、一六九七年を以て斷然首府莫斯科(Moscow)を去り、先づ和蘭に到りサールダム(Saardam)の造船所に入り*ペートル、ミカイロフ(Peter Michailoff)の假名を以て日夜勞働に服し造船術を修行せり、數月の後彼は略ぼ造船、運轉の大要に通じ去りて英國デプトフ*ード(Deptford)に至り更に造船術を學び且工業の狀態を視察し、英和兩國より幾多の技師、大工、水夫、職工等を雇ふて本國に送れり、後ち英國より轉じて普魯西に入りて其陸軍の精練なるを見て驚き、維也納に至り兵學を研究する中、初めて近衛兵ストレリッチイ(Strelitzi)の謀叛を聞き急に本國に歸りたり、

抑ストレリッチイは元と王室親衛の爲に編成したる兵なりしが、世

△アゾフはドン河口に位する小邑にして、アゾフ海に面す、此アゾフ海に對し黑海の波濤をなしぎるへき防波堤の如くに突出するものをクリミヤ半島となす、

*造船所の職工等初め彼得の何人たるを知らず、時々高貴の使節やうの人來りて重要なる事を付し渡すことあるを見て常人に非ざるを知れりと云ふ、

▲プレトリヤンガードは其全盛の時には皇帝の廢立を行ひしことあり、

△ヂャニスサーリは一八二六年其墓の結果として解散せらる、

を經るに隨て自ら一階級を爲し驕傲放肆の弊彌甚しきに至り、往古羅馬の▲プレトリアン　ガード (Pretorian Guards) の如く又は近世土耳其の△ヂャニスサーリー (Janissaries) の如く有害無益のものとなり了れり、歴代の君主之れを利用せんとして反つて利用せらるゝの不幸に遭へり、今茲に彼得の外遊中にストレリッチイの謀叛したるは尼院に幽閉されたるソフィアの策略に出で、彼得を逐ふて自ら其位を奪はんと欲せるに由るものなり、幸に此謀叛は帝の留守を托せられたるゴルドン (Gordon) 將軍等に依り鎮定せられたれば、歸國後の帝は寧ろ其刑罰に多忙なりき、其巨魁二千人を捉へて或は絞罪或は車裂の刑に處し、更に他の五千人を刎ぬたり、而して此五千人の處刑に就ては自ら下手人と爲り、大凡一ヶ月の間毎日數十人の首を刎ぬるを課業と爲し日を經るに從て其數を加へたりと云ふ、且他日の娯樂に供する爲に其内數百人を保存し、時々宴會を催ほし牛飲馬食の後、數人を引出し其首を刎ぬて興を添へたりと云へり。其變風驚くべしと

雖も、之が爲に全くストレリッチイの組織を根蔕より絶滅することを得て保守頑迷の徒をして其反抗の一大利器を失はしめたり、彼得が外國に在しは大凡一ヶ年内外なりしが如し、

之より彼は鋭意改革に從事し普魯西の陸軍に倣ふて制服を定め訓練を始めたり、且貴族の子弟をして士官となる前に先づ兵卒若くは水兵として軍事を習ふの慣習を作らしめたり、且砲術機械學等に關する書籍を露西亞語に飜譯し、又た海軍兵學校び數學星學の研究所を創立し、盛に新智識の輸入を奬勵したり、又た莫斯科に病院を建て、或は各方面の道路に里程標を立て、ドン、ボルガ兩河の間に運河を開鑿する等文明の政治を布きて以て貿易の發達を奬勵したり、彼が改革の急劇なりしは人民に命じて亞細亞風の長き上衣を斷ちて短くせしめ、又た長き鬚を剪らしめしが如き一に西歐の風俗に倣はしめんと欲したり、而かも人民が容易に其風習を改めざるや、彼は舊習を守る者に對して税を課し、若しも其税金を拂ひしと云ふの證劵を

有せざる者あらば十字街頭に官吏を派し、鋏を以て髭或は衣を截らしめたりと云へり、又た太陰暦を革めて太陽暦となし、一月一日を以て新年の始日と定めたりしが不幸にしてグレゴリー暦を用ひざりしが爲に遂に文明各國と年頭の日を異にするに至れり、斯くて大帝は非常の熱心を以て是等の改革に從事し常に其宰臣等に告げて曰く卿等若し予が計畫を翼贊して、又各自ら文明の智識を養ふを勤めば露國强大の日は必らず遠からずして來るべしと、

一六九九年瑞典王チャーレス十一世歿するや其繼承者チャーレス十二世(Charles XII)の年*少なるを侮り露西亞、丁抹、波蘭等皆なを以て機逸す可らずとなし、一時に起ちて或は前年の國辱を雪がんとし、又は多年の怨を報ひんとす、露國の如きは瑞典の版圖を蠶食して波羅的海岸に出でんと欲したりしなり、然るに意外にも此青年の瑞典王チャーレス十二世は一種の豪膽不屈なる人物なりしを以て隣邦の同盟を見て更に臆するの色なく、寧ろ疾風迅雷の勢を以て之を破壞せ

*王時に十八歳なり、

んと企てたり、先づ丁抹に向ひ機先を制して之を討ち半歳にして城下の盟をなさしめたり(一七〇〇年八月)波蘭人は此形勢を見て自らリガー(Riga)の圍を解きて去れり、而して露人に對しては八千の兵を率ひてナルワ(Narva)の城外に迫り、烏合の衆たる露國八萬の兵を邀へて數時間の劇戰により之を潰走せしめたり(十一月)、之より直に波蘭に向て兵を進め一舉してミッタウ(Mitau)及びクールランド(Courland)を占領したり、之れ一七〇一年の七月にして丁抹と戰端を啓きしより僅に一年半の後にあり、是に於てチャーレス十二世の名聲は忽ち全歐洲に轟きたりしを以て此時に當りて彼が能く智慮を廻らして圖る所ありしならば、最も光榮ある平和條約を締結して瑞典をして北歐の覇權を尙久しく握るを得しめたりしや論を俟たざるなり、然ども不幸にしてチャーレス十二世は其豪膽なるが如く政治的智慮を有せず、猥りに敵人を侮り徒らに波蘭の事に干渉し、五年の歳月を費やせり、終に王の乾兒たるレチンスキー(Stanislas Leczynski)を立て、

▲我邦木曾義仲の歴史を讀むに似たり、

波蘭の王となし而して露國に侵入したる時には(一七〇七年)彼得は既に大に其陸軍を訓練し戰術を講究して前年の耻を雪ぐべく準備整ひたる時にてありき、且夫れチャーレス十二世は既に五ヶ年間を波蘭に費やせし以上は何故に尙ほ一歩を進めて歐洲中原の問題に干與せざりしや、當時ルイ十四世の晩年に當り、英墺和の諸國同盟して西班牙王位繼承問題に關し佛國の專横を制止せんと欲して開戰闗なりしを以て、若し此時に當りチャーレス十二世が意を決して佛國の爲に干戈を動かし、同盟諸邦の背後より之を衝きしならば、忽ち彼は佛國に反對せる同盟の勢力を破壞し佛國と力を併せて再びゴスターフスアドルフォスの事業を恢復し一躍して歐洲中原の覇權を執ると共に至りしや疑ふべからず、茲を以て當時同盟軍の總大將として英名全歐に聲きしマルボロウ公及び皇帝ジョセフ一世(Emperor Joseph I)は體を厚ふして瑞典王に對し且つ勸めて念を歐洲中原に絶ちて廣漠たる森林原野の露國に其鋭鋒を向はしめたりき、

スモレンスクは波蘭より莫斯科に到る中間にあり、

チャーレス十二世の露國に入るや(一七〇八年)一定の戰略なく、其始め一直線に長驅して莫斯科に向はんとするが如く見えしも、スモレンスク(Smolensk)に至るや突然方向を轉じて南方に向へり、若しも然らずして莫斯科に向て勇往邁進したらんには遂に彼得をして城下の盟をなさしむるに至りしやも未だ知る可らず、不幸にして彼は露國の名將セレメトーフ(Scheremetoff)が佯はりて南方に向て退却するを見て之を追擊し其進むに從てセレメトーフは村落を毀ち兵糧を燼き橋梁を破り、瑞典軍をして殆んど砂漠中に在るが如き悲境に陷らしめたり、而かも王は宛も機關車の走るが如く唯だ進むことを知り止まるを知らず、徒らにウクライン(Ukraine)地方のコサック人が露西亞政府に叛きて王に來投すべきを期待せしが、ピンスク(Pinsk)の水澤に到り途を失ひ兵糧亦た竭果て、剩へ其賴みとせし胡索兵は中途に於て露軍に遮られて輜重を奪はれ僅に數百人の來り應せしのみ、王は又た其時レーウェンハウプト(Lewenhaupt)が一萬六千の兵と莫

大の兵糧とを以て來援するを期せしが、是亦彼得帝の爲に要擊せられて僅に五千人を率ひて來り會せしのみ、七千の輜重車は途中に於て敵軍の手に落ちしめざらんが爲に之を燒棄し其軍旗四十四旒を敵に奪はれたり、斯くて王の援軍の望は凡て空しきに歸し而して一七〇九年の冬は寒氣最も酷烈なりしを以て瑞典軍は凍と饑の爲に途に死する者幾千人なるを知らず、之に反して彼得大帝の方に於ては一定の軍略あり即ち途中大に瑞典軍を惱ましたる後之をウクライン地方に圍みて他に出でしめず、チャーレス十二世が幾度か圍を衝き血路を開かんと試みしも事悉く失敗に了れり、遂に*プルタワ(Pultawa)に露西亞の兵糧庫あるを目的とし之を取らんと試みしが、彼得帝が七萬の兵を率ひて防禦するに遭ひ、兩軍決戰の結果瑞軍殲滅せられチャーレス十二世は僅に五百人の騎兵を率ひ圍を衝いて土耳其に向て遁れたり(一七〇九年)、

此プルタワの戰捷は以てサドワの戰捷に匹するを得べきなり、サド

*プルタワは南方露西亞の市邑なり、土耳其國境を距ること遠からず、

▲又はキロニアゲアット(Konigsgatt)

ワの戰捷(一八六六年)によりて普魯西は墺地利を排して獨逸の覇權を握るに至りしが如く、プルタワの戰捷によりて露西亞は北歐の覇權を瑞典より奪ひて自家の手に收めたり、此戰爭に際し彼得は身を隊伍の間に置き萬難を冒して力戰せしが、戰捷の結果を收むるに當りて彼は名將の智略を示したり、即ちカレリア(Carelia)リボニア(Livonia)エストニア(Esthonia)等のボルチック海に臨める土地を占領し、且凡て瑞典の侵略を受けたる各國に向つて反抗を勸告したり、是に於て丁抹王はスカニア(Scania)を取りサクソニー選擧侯アウグスト二世は再び波蘭に侵入せり、

之と同時に土耳其は露國の勃興を見て懲くこと一方ならず、且瑞典王の勸誘により遂に露西亞に向て開戰を挑めり、而して大宰相バルタッヂイ(Mohammed Baltadzi)は大兵を率ひてダニウブを渡りたり、茲に於てモルダヴィア(Moldavia)ワラチア(Wallachia)の首長等(Hospodars)は露國の援兵を求めしかば、彼得は四萬の兵を率ひて赴き救ひしが

△此說事實に非ずして一種の附會說に過ぎずと云ふ史家もあり、

＊アゾフは一七七四年復た露國の有に歸す、

▲土耳其は露國が東歐に勢力を扶植せんとするを恐れ附するなり、

プルース河(Pruth)の渡場に到り兵糧と火藥の缺乏するに際し十五萬の土耳其軍に圍まれ、殆んど進るゝの途あらざりしなり、此危急の場合に臨み彼得帝の皇后は同く軍中にありしが獨り△一策を廻らし、其身に纏へる有らん限りの寶石を採りて大宰相に贈り以て媾和談判を開くを得たりき、皇后はレボニアの貧民の女にして嘗て和蘭騎兵の妻となりしが、マリエンブルグの戰爭に露西亞人に擄にせられて後其容色と才智を以て彼得に知られ皇后に立てられし者なり、此談判の結果として露國はアゾフを土耳其に還＊へし且タガンローグ(Taganrog)の築港を破壞し以て黑海に海軍を起すの念なきを證明したり、且露國の兵は波蘭より撤回せらるべく、又た波蘭の內政に干涉することなかるべしと云ふの約束をなせり、チャーレス十二世は此媾和談判の成立したるが爲に一層失意の人となり、之より尙三ヶ年の間コンスタンチノープルに在りて復讎の謀をなせしが遂に土耳其帝を敎唆し再び露國を討たしむること能はず、土廷も亦王がコンスタン

△此に佛蘭西的海濱岸の地なり、

チノープルに在るを以て頗る迷惑がりて强いて國を去らしめたり、因て已むを得ず身を扮裝し微行して瑞典に歸りし時(一七一四年)は其國庫空乏し人民疲弊し且既に數回の海陸戰に露國に破られ、歐洲大陸に於ける瑞典の領地は或は丁抹に奪はれ或は普魯西に掠められつつあるの時なりしなり、或史家の言を借りて云へば瑞典の領地は方に公賣に附せられつゝあるの時なりしなり、斯くて王は遂に國運を挽回すること能はずして死せり(一七一八年十二月)、彼が無謀なる十五年間の戰爭の爲に瑞典國民の精華たる二十五萬の男子は骨を異國の山野に曝し、貿易は衰退し、農工業は荒廢に委せられ、北歐の霸國としてゴスターフスアドルフォス(Gustavos Adolphus)以來一大勢力たりし瑞典は今や第二流三流の位地に下らざるを得ざりしなり、チャーレス十二世の死後其姉妹エリアノーラ(Eleanora)瑞典の女王として政權を握りしが國勢益〻萎靡して一七二一年には露西亞とニスタット(Nystadt)の條約を結びて(一七二一年)△レボニア、エストニア、イン

斯くて始めて露西斯は波羅的海に出ることを得たりき、

*此時已に聖彼得堡の新都成れり、

▲近時の露佛同盟の前提と謂ふべし、

グリア(Ingria)カレリア(Caelia)フィボルク(Viborg)東芬蘭(Eastern Finland)を割讓したり、普國の使臣が彼得に向て瑞典の爲に寛典を乞ひし時彼得の答辭は能く彼が心事を現はせり曰く予は吾が宮殿の窓より隣邦の山河を眺むるを好まずと、斯くて彼得は波羅的沿岸の地を得て多年の希望を果したりき、

一七一六年彼得は再び西歐に向て遊歴を試みたり、彼は既に獨逸帝國中の一部分を得んとするの企ありしが、ハンノーブルの選擧侯にして英王たるヂ■ルヂ一世之を聞きて大に喞む所ありしを以て、佛國の歡心を得て其援助を乞ふの必要ありとなし特に巴里に滯在せり、而して彼得が佛國の有司に告げたる言に曰く貴國は當て墺地利の勢力を折かんが爲に瑞典の力を借りしことあり、今瑞典は方さに衰亡に瀕せり、予は茲に瑞典に代りて貴國の同盟として自らを推薦す、若し卿等吾が占領を承認し且曩に瑞典に拂ひし程の補助金を予に拂ふに於ては當に露國の力を擧げて佛國の目的を助くべきのみならず、

△一七一三年列國間の條約にして西班牙王位繼承問題に關する大戰爭の終結なり、

*里程を以てすれば莫斯科より聖彼得堡は多く遠ぶ所なし、中央ヨロッパ洲の中央と謂ふべし、但當時開發せざる國にして陸運便なし、聖彼得堡は海運の便ある莫斯科に優れる主要の點なりとす、

又た波蘭及び普魯西も同盟に加はらしむべしと、茲に於てアムストルダム(Amsterdam)の條約を結びて佛國露西亞及び普魯西は共にウッレヒト(Utrecht)條約を保證し、又た今後露帝と普魯西の間に北歐の平和の爲に締結せらるべき條約をも保證したり、斯くて多年北海の覇權を握りし瑞典は棄てられ露國は一躍して瑞典に代り以て歐洲列强の伍班に加はるに至りしなり、帝は佛國に停まること六ヶ月にして深く其文物の旺盛なるに驚き、又官民の非常なる歡迎を受けたり、即ち美術品の如き一たび彼が賞嘆の語を發すれば忽ち之を贈與すと云ふの極に達せりき、

彼得大帝は首都を莫斯科より聖彼得堡に遷したり、蓋彼は莫斯科を以て餘りに亞細亞的にして、其位置亦歐洲の中央より遠く*以て彼が改革の中心府となすに適せずと思惟したるなり、即ち一七〇三年に於て曩に瑞典より奪ひしニウシャンツ(Nieuschantz)と云へる小邑をトして新都の地となし、之に自家の名を附して聖彼得堡と云へり、新

都は地形上より云へば善く其目的に副へり、即ちネーバーの河口より三十露里（ヴェルスト）の内地に在りて芬蘭灣に近く、且つ瑞典に對して要害の地たり、但此新首府の地たる素と卑濕にして最も不健康の地たり、新市街を起すに際し十萬人の工夫は病を以て仆れたりと云ふ、而かも帝は平然として自ら勞働者の間に伍し排水の法を講じて、以て沼澤を變じて市街地とならしめたり、且クロンスロット（Kronslott）に要砦を築きて首府の防備に充てクロンスタッド（Kronstadt）の要港を築きて以て海軍鎮守府と爲せり、

聖彼得堡の新市街と共に種々の製造所亦創立せられたり、例せば硝子製造所、段通製造所、金銀絲製造所等之なり、又牧蓄を奬勵して製絨業を起し、又鐵、真鍮に關する細工人を西歐より輸入し、小銃製造人鑄鐵製造人等各地より招致せられ、而して帝の晩年には莫斯科及ヤーロスラフ（Yaroslav）は麻布製造を以て知らるゝに至れり、又國內貿易の便宜を計り、度量衡を統一し、首府に於て商業會議所を

▲彼得帝創業の事に關し外國人多くの資金を注ぎ、又國人をして盛んに使用せしめ、國籍を異にする人種が如き別なく、更に帝の意を留めざる所、創業の規模自ら天空海濶の慾なくんばあらず、

設置せり、此商業會議所は一半は外國人一半は露國人を以て組織したり、其外西伯利亞の金鑛を拓き波羅的海、黑海及び裏海を接續する爲に運河を開鑿し、バイプス湖（Peipes）の沿岸には造船所を創立したり、且東方の國境に於て匈奴の侵入を防ぐが爲に一定の距離を隔てゝ多くの邊砦を築き、更に清國と貿易を開き又印度及び波斯に向て陸路交通を開かんとして計畫する所ありしなり、而して東方に向ては露國の版圖を東察加半島（Kamchatka）に迄擴大し且つベーリング（Behring）なる者一七二五年東部西伯利亞の海岸の測量に從事せるに際し一七二八年に於て亞細亞大陸と亞米利加大陸とを區分する海峽を發見したり、白令海峽即ち之なり、

彼得大帝は又宗教の刷新を計畫せり、從來露西亞國にはコンスタンチノープル方面より舊教の一派なる希臘教傳播し、上下擧つて之を信奉したりしが、當時に於ける希臘教の狀態に關し二個の大弊害の存するありしなり、其一は僧侶の無學なることにして彼等は唯二つ

の事の外知る所なかりしと云へり、即ち其信ずる宗教は希臘教なると其第一の職分は羅馬教徒を憎むべきこと是れなり、彼得は此頑迷なる僧侶の間に新智識を注入して以て國民開導の任に當らしめんと欲し、先づ莫斯科府に三大學を起し凡て僧侶たらん者は此大學の出身者たるを要すと云ふの規定を設けしめたり、第二の弊害は國政の未だ整理せざるに際し教會は種々の權力を占有し教會内の事は假令△重罪の刑と雖も全く普通の國法に據らずして自由に之を處分し、且尼院の風俗殊に紊亂を極めたりしなり、是を以て先づ重罪の刑を執行する權力を教會より剝奪し且尼院に入る誓約をなす者は五十歳以上の者に限るべきことを命じたり、且教會をして政治の範圍内に立ち其指揮に從はしめんが爲に一七〇三年法主の死せるを幸ひ久しく之を空位となし、遂に同じ二一年を以て之を全廢し、而して宗教上の指揮監督一切の權を教務委員の手に附與せり、蓋し教務委員は帝自ら選拔したる十二人の高僧を以て組織し、皆帝に對して忠誠を誓ふ

△教會内の事は教會自ら之を支配すべしとは中古時代の風習なり、各國の教權政權の衝突此邊より生ず、

ことを要求せられたりしなり、茲に於て彼得大帝は宗教上に於ても政治上に於ても露國の獨裁者となり、之より以後帝に對して不敬罪を犯す者は神に對して不敬語を發する者と同一の處刑を加へらるゝに至れり、

彼得在世中の一大瑕瑾と云ふべきは其の長子アレキシス (Alexis Petrovitch) に對するの所置にあり、初め帝はユードキシア、ラプーチン (Eudoxia Lapoutchin) を娶りて皇后となせしが、其保守頑迷にして事毎に僧侶輩の使嗾を受けて帝の改革事業を妨害したるを以て、帝は遂に此皇后を廢したりしなり、然るに皇后の一子たる皇太子アレキシスは夙に母后の同情者たり遂に不平黨の首領となれり、傳説によればアレキシス曾て或る昵懇者に語りて曰く余もし吾父の不在に乘じて或一言を高僧に告ぐるの機會を得たらんには高僧等は之を下級の僧に傳へ下級の僧は之を人民に傳へ、其結果として國民は予を强て位に立たしむるに至らんも亦知る可らずと、是れ元より傳説にして

果して皇太子が此の如き不謹慎の言を發せしや否やは知るべからず然れども假りに彼が帝位に上ることありとせんか、彼は悉く父帝の改革事業を一掃して露國を其舊態に復せしめんことは火を睹るより も明なり、皇太子の頑迷は深く大帝の憂慮する所となり、帝は幾回か豫戒を加へしが遂に其効なきを見て、皇太子を逮捕し百二十一人を以て組織したる特別法院をして之を審問せしめたりしが拷問の結果として罪狀の自白を得たりとなし死刑の宣告を與へたり、此宣告を聞きて皇太子は忽ち身體の大痙攣を惹起し之が爲に癱瘋症となりて死したりと云へり(一七一八年)、蓋之れ露帝より發したる報告に外ならずして、其死因に關しては風説一ならず、或は毒を勸められたりと云ひ又は拷問の結果に因ると爲せり、其眞相に至りては遂に之を知る可らず、但露國の保守黨は皇太子を中心として各方面に團結し曾に帝の改革的事業を中止せんとするのみならず、帝*を殺して皇太子を立てんとする恐るべき計畫をなしつゝあり、此目的を達せん

*皇太子が此計畫に參加せしや否やは別問題ともなすも、少なくとも實上皇太子は陰謀の中心たり、宛も蘇國女皇エリザベツが英國女皇エリザベツの反對の陰謀の如し、中心たりしかの皇太子に可なりテロ帝が其皇太子に死刑を宣告せしの事情は宛も女皇エリザベツが女皇の死刑を裁可せし時の心意と能く酷似せり、

が爲に皇太子は密かに墺國皇帝の助けを求め、又た瑞典の助けを乞へりとも云ふ、兎に角彼得の立場よりすれば皇太子を以て親に背く不孝兒としてよりも寧ろ國家に對する逆賊の巨魁として又た外敵に內應する國賊として認めたるが如し、同時に皇太子に昵近して其隱謀に參畫したりと知られたる將軍グレボーフ (Gleboff) 僧正ロストーフ等は死刑に處せられ、前の皇后ユードキシアは笞刑に處せられたり、

蓋し彼得大帝は猛烈なる大決心を以て露國の改革に從事したりしを以て其大目的の妨害たる者は其何たるを問はず之を排斥し去れり、皇太子さへも遂に除かれざるを得ざりしなり、況んや其他の人物に於てをや、一七二一年にアルチェンゼルの知事某は政道紊亂の廉を以て銃殺せられ又た聖彼得僕の副知事某は其職權濫用の廉を以て笞刑に處せられたり、其最も信任し且つ寵愛せしメンチコーフ(Mentchikoff) の如きも彈劾に遭ふて殆んど一命も危ふからんとせしことあり

大帝の行動は甚だ猛烈にして亂暴なるが如しと雖も彼は斯の如くして初めて野獸の如き露國人民をして人間らしき外面を裝はしむるを得たりしなり。

彼得の晩年には其大業稍〻成功して大に見るべきものあり、其陸軍は十二萬人の多きに及び其艦隊は三十隻に達したりき、即ち東方より波羅的海上の權力を制し以て北歐羅巴の覇權を掌握し、又高加索山脈を超えて波斯國を侵してデルヴェント (Dervent) を占領したり、此くて帝は露西亞國が一は西方に向ひ一は南方に向ひ即ち此二個の方面に擴大すべきことを事實によりて後世子孫に指示したり、彼得大帝は一七二五年二月八日を以て歿したりしが、其死因に就て二說あり、或は酒色に耽りたる結果なりと云ひ、又た寒中一賤婦が水中に溺れたるを見て救はんとして自ら氷塊の間に投じ以て惡寒冒を得たるに因れりとも云ふ、

ヴォルテールは彼得を評して一半は英雄にして一半は猛虎なりと云

▲彼得西王、所謂フレデリッヒ大王なり、

へり、又たフリドリッヒ二世は帝を評して硝酸の猛烈なるが如く鐵にも蝕い込むの力ありと云へり。

世間に傳ふる所に據れば彼得の遺憲なるものあり、露國の爲に數百年の國是を規定せり、但其遺憲なるものが果して帝自ら認めしものなるや、或は後人の僞作なるやは一の疑問に屬し、寧ろ後人の僞作なりと云ふの說眞相に近きが如し、左れど此所謂遺憲なるものを見るに眞に彼得大帝の意を穿ち、其言はんと欲する所を言ふものゝ如きは亦奇なりと云ふべし、今其遺憲に就て見るに左の諸點は其主要の條項なりとす、

(一)露西亞國民をして歐洲風の習俗及び形式に從はしむる爲に全力を盡すべき事、

(二)常に外國と戰爭に從事し以て國內の統一を維持すべき事、

(三)全力を盡して北はボルチック海の沿岸に向ひ、南は黑海の海岸に沿ふて版圖の擴大を計るべき事、

(四)瑞典に對する英國、丁抹及ブランデンブルグの猜疑心を煽動し遂に瑞典を滅ぼす事、及び墺地利を勸誘して歐洲より土耳其人を放逐するとに盡力せしめ此目的を贊するの口實を以て露國は常備軍を維持し黑海に造船所を作り間斷なく國境を擴張して竟にコンスタンチノープル迄到着すべき事、

(五)波蘭の內亂を煽動し遂に該共和國を征服すべき事、

(六)英國と通商條約を結んで親密の關係を保持し英國をして露國海軍の擴張と完成に向つて同情を表せしめ、而して其海軍を以て黑海及び波羅的海の制海權を握るべき事、

(七)印度貿易は即ち世界の貿易にして何人にても印度貿易を專有するものは歐洲の覇權を握るものなりと云ふの眞理を記憶すべき事、

(八)歐洲列國の葛藤の中に加入し殊に獨逸の葛藤に加はるべき事、

(九)匈牙利及び波蘭の南方に於ける希臘教の分派を撫育し其教徒を利用すべき事、

(十)佛國、墺地利及び他の列國との間を煽動して互に敵意を有せしめ彼等が共に衰弱するを待ちて之を侵略すべき事、

假令彼得帝の遺憲なるものが眞に帝の遺憲にあらずとするも如何にも能く露國二百年來の政策を言明したるものと云はざるべからず、而して假令何人が之を僞作せしとするも△一七六〇年の頃には既に此大體の趣旨を含蓄せる所謂遺憲なるもの存在しつゝありしと云へば、兎も角も未だ露國が歐洲の中原に踏み出さゞりし前に於て其將來を豫知することを得たる先見者の作なりと云はざるべからず、而して二百年後の今日に於て英國がウィリヤム三世の建てたりし立憲政治の基礎の上に立ちて世界第一の商業的帝國を維持しつゝあるが如く露國は亦た彼得大帝の遺業に基きて世界第一の武斷的侵略的帝國を擴張しつゝあり、英露國情の相異を見るもの亦其の由來する所を察せずんばあるべからず、

△帝の死後三十五年の頃、

*日露戰爭後露國の武力成長は衰へたるに非ざるも、其現象は是一時のものなりと云はざるべからず、後日整理の完成すべし、晩に其前復地位を回復せしこと、年の遺なし期、

第十八章　普魯西勃興——フリドリッヒ大王

普魯西勃興　初年のブランデンブルグ　三十年戰爭後の狀態
大選擧侯　普魯西王國と爲る　フリドリッヒ大王　第一シレシヤ戰役　パヴリヤ亦起つ　墺地利繼承問題　マリヤ　テレサ
フリドリッヒの反覆　ドレスデン條約　遺恨十年　七年戰役
大王窮す　運命復た開く　ヒュベルツブルク條約　大王の功業
波蘭分割　大王の治績

普魯西の勃興は佛國大革命と共に之を第十八世紀中の最大事件と稱するを妨げず、其壯觀偉蹟素より大革命に比すべくもあらずと雖も其歷史上に於ける影響の遠大なる、其國際關係の發展に及ぼす感化の著明なる、亦自ら深甚の興感を喚起するに足れりと謂つ可し、如何となれば普魯西の勃興は第十九世紀の獨逸帝國創立の前提にして、ビスマーク、モルトケの鴻業は大選擧侯及フリドリッヒ大王の事業

に基かずんば遂に得て望むべからざればなり、佛國大革命は破壞的なり、第十七世中に成功したる中央集權の弊を打破し專制主義を排して自由民權の爲めに活路を開くに在り、普魯西の勃興は建設的にして十六七世紀宗教爭亂の餘弊に乘じ精神上の自由主義に因り獨逸統一の中心勢力を建設せんとするに在り、彼と是と其方面を異にすると雖も各〻歷史の進路に特殊偉大の影響を及ぼしたり、

▲普魯西なくば第一世ナポレオン及び第三世ナポレオンの野心を挫くの中心勢力なかりしは看易きの理なり、

普魯西王國の起原を尋ぬるに、初め南獨ニウレンベルク (Nurenberg) の城主 (Burggraf) たるホーヘンツォレルン (Hohenzollern) のフリドリッヒが一四一七年に於てブランデンブルグの選擧侯 (Elector of Brandenburg) に封せられたるにあり、當時此地方は邊陲の一領域 (Mark) にして多くは廣漠たる砂原に屬し、其他は水澤と森林の占むる處たり、猛獸野禽の徘徊に委せられ、人煙稀なる未開の地方なりしなり、或はサクソニー其他の方面より有志を募集し屯田的に移民を試み以て開拓に從事せしめたり、宗教改革運動の起るやブランデンブルグは

▲特に異人の侵入を防禦するを以て任さず、

サクソニーに次ぎて新教に歸依しルーテルの說を奉じたりしが、一六一四年の頃時の選擧侯カルヴィン派の新教に改宗せし結果ブランデンブルグ領內に新教の二派を生じ、ルーテル派の本據たるサクソニーとは自ら其趣を異にしたりき、是れ細事なるが如しと雖もブランデンブルグ即ち普魯西國の政治上の發展に少なからざる影響を及ぼしたりき、其理由はルーテル派の新教は概して政治上に於ては保守主義を執り變革を好まず、其本據たるサクソニーの如き常に墺地利の皇室に對し深く尊敬の意を表し、多くの場合に於て*ハップスボルグ家の忠良なる味方たりしに反して、カルヴィン派の新教は素と共和國なるゼネーバに起り、個人の獨立と政治上の自由を奬勵したるを以て、到る所に於て政體の改革を首唱したり、ブランデンブルグが遂に自立の態度に出で皇帝に反抗せしも自ら其由る所あるを察せざる可らず、又ブランデンブルグが野心滿々として動もすれば墺地利を凌がんとするの意氣を示したるもの亦其宗教上より來る逆境

*墺地利の皇家、

▲カルヴィン派は一六四八年のウエストフェリア平和條約に至るまで百有餘年の間遂に公法上の認識を得ずルーテル派のサク

に負ふ所少なからずと謂つべし、ブランデンブルグは一六一八年に波蘭の一部たりし普魯西公國を領地となせり、後年普魯西王國の稱は此公國に基きて起りしものなり、

三十年戰爭の末期に臨み國家疲弊の極度に達するに際しブランデンブルグ選擧侯の位に即きしものをフリドリッヒ　ウィルヘルム(Friedrich Wilhelm)と爲す(一六四〇年十二月)、時に侯は年齒僅かに二十歲なりしも、一代の俊傑にしてブランデンブルグの國是を定め富强の基を築きたり、時人稱して大選擧侯(The Great Elector)と云ひしは此の人なり、侯幼にして和蘭の宮中に客たり、當時和蘭は有名なる軍略家にして又た政治家たるスタットホールドル(大統領)フレデリッキヘンリ(Frederick Henry)の統治に屬し政道見るべきもの多し、フリドリッヒ　ウィルヘルムは卽ち政治上、宗教上、貿易上、見學頗る得る所あり、後にブランデンブルグの君主として、海外貿易を奬勵し、沙原を墾き水澤を涸らし以て農業の發達を計畫せしことの如き蓋し見

ニー其他が皇帝と宗教の條約を結んで自由を享有したる際に、獨りカンバルグ派は其恩恵を澤に與からず、ブランデンブルグ等は特に不快の感念を懷ほせしもの、如し、

△三十年戰爭の開くるに當り時の選擧侯ゲオルグ、ウイルヘルムは凡庸の君主にして其態度を解せず、往々曖昧なりしが、敵方の犯さるゝに及ばず、又た國家の爲めに多大の損害を蒙れり、

學に負ふ所多きに因れり、又たフリドリッヒ　ウィルヘルムの最大事業は常備軍の編制にあり、當時瑞典と墺地利が歐洲南北の二大國として中原に覇を爭ひし所以のものは兩國各其常備軍に依賴したればなり、若しもブランデンブルグにして優勢の常備軍を有したらんには三十年戰爭の末期に於て中原の形勢は未だ必ずしも墺、瑞又は佛の左右するに委し去るを要せざりしや想像するに餘あり、茲を以てフリドリッヒ　ウィルヘルムはブランデンブルグは已に皇帝と平和條約を結びて其味方たるに拘らず亦た一六四二年を以て瑞典の軍と休戰條約を結び、小康を利用して大に常備軍の編制に從事したり、然ども兵亂數十年の餘、國庫空乏し民力疲弊し容易に大軍を編制する能はず、即ち一年間國庫の總收入當初僅々五萬六千磅に過ぎずして數年の後に至り大に歲入を增加したる時と雖も十萬磅を超へず、其編制したる常備軍の如何に小規模のものたりしや察すべし、フリドリッヒ　ウィルヘルムの統治は一六四〇年より一六八八年に至る

*然れども其兵は精銳なりき、

▲伯林の東北三十三哩の所にあり、フェルベリンの戰爭は一六七五年六月に在り、

ルイ十四世の敗屈を恥とし、附するは一に英、和、換、尊等の同盟に待たざるべからず、而かもゲーム二世の英國王たる間は英

四十八年間の長期に及びしを以て記すべき事鮮からずと雖も、吾人は其多くを省略せざる可らず、但し一六七五年に瑞典軍がルイ十四世の敎唆を受けてブランデンブルグに侵入せしに際し一萬有餘の瑞軍を邀ふるに僅々五千有餘の小軍を以てしフェルベリン(Fehrbelin)に於て大に之を破りしが如き彼が名聲の當代に嘖々たるに至れる所以なりとす、又た侯は殖民の必要を感じて亞弗利加の西岸ゴールドコースト(Gold Coast)に於て又た西印度セント、トーマス嶋(St. Thomas)に於て殖民地を拓きしが、多くは失敗に歸したりと雖も、以て彼が見識の卓越せしことを見るべし、更に大選擧侯は和蘭の大統領ウィリヤム三世の英國に入りヂェーム二世を逐ひ、王位に即くに際し援兵を派して其事を助けたり、是れ一はウィリヤム三世はフリドリッヒ ウィルヘルムの妃の甥なりしと、亦一はウィリヤム三世が英國の王位に登るは即ち新敎諸國の共同の利益たりしを以てなり、又たブランデンブルグの首府伯林の一大發達を爲せしも大選擧侯の時にあり、

は到底佛の附屬たるの位置を脫する能はず、ウィルヘルム三世の英斷は歐洲の形勢に大影響あり、不幸にして大選擧侯は英國革命(一六八八年)と同年に死せり、

當時佛王ルイ十四世は一種の迷信に基き大に新敎徒を迫害し、其國外に逃れたる者五十萬人の多きに及びしが、其大部分は大選擧侯の招誘によりて伯林を初め侯の領內に移住し、大に其工業及農業の發達に資する所ありしなり、然り而してフリドリッヒ ウィルヘルムの最も尊敬すべきは其品性の質樸にして人格の單純なるにあり、彼はウィリヤム三世と志を併せて外交舞臺に馳騁し宮中公然の儀式、樽俎折衝等に當りては勤めて鄭重を旨としたるも、其家庭に在るや質實野人の如く單純小兒の如く最も友情に富めり、ポッダムの池に鯉魚を養ひ之を釣るを以て樂事となし、又伯林の宮中に花園を設けて自ら其草花に灌漑し或は時に散步して市街に至り鳴禽を購ひ之を携へて宮中に歸りしこともありと云へり、其外交上の問題に就ては頗る權謀に富み非難を免れざりしことありと雖も、其私生涯に於ては最も敬天の念に富める君子人なりしなり、

大選擧侯歿し其繼承者フリドリッヒ三世は一六八八年より一七一三

年まで位に在り、彼の在位中の最大事件は一七〇一年一月を以て初めて普魯西王國の稱を得たることにあり、當時彼の領地は四萬五千方哩に過ぎず、其陸軍に付ても未だ墺、佛の大國に及ばずと雖も和蘭と相駢んで第二流國の筆頭たり、是に於てフリドリッヒ三世は選擧侯たる外、更に進んで王の稱號を得んことを希望し深く圖る所ありしが、恰も此時北歐に於ては露西亞、波蘭、丁抹の諸國が瑞王チャーレス十二世に對して連衡を企てつゝあり、南方に於てはルイ十四世の晩年に際し西班牙王位繼承問題の大戰爭將に起らんとするあり、此形勢に處して墺地利は頻りにブランデンブルグの同盟を希望したるを以て、侯は以て奇貨措くべしとなし、墺地利と同盟して其政策を援くるを條件となし、王の稱號を得んことを乞へり、然れどもブランデンブルグは獨逸聯邦内の一領域なるを以て之を王國に進むるは不穩當なりと云ふの說あり、遂に侯の領地の一部たる普魯西公國(Prussia)を王國の格に上ぼすことに帝の同意を得たり、蓋普國は正

*此時奧國政府に六百萬法の納金を爲せしは王の稱號を得る爲めの一手段なりき、

▲形式より論ずれば爲獨逸帝國代表し其各邦君主は公法上獨立の資格なし、今ブランデンブルグを王國と

爲すは純獨立國と爲すの嫌あるも以てなり、但し事實上ブランデンブルクは既に獨立國たり、

式に獨逸聯邦に加はり居らざりしを以てなり、今王國の稱を得るは虛名を得るに過ぎずと云ふべく、虛名の爲めに斯の如き勞を取るは聊か笑ふべきに似たれども、實際上に就て見れば王國の資格を得たることが爾後の普魯西の發達に至大の關係ありしは爭ふべからず、後年フリドリッヒ大王曾て此事に論及して云へることあり、曰く祖父フリドリッヒ　ウィルヘルムが王の稱號を得たるは恰も後世子孫に左の如き遺言をなせると同じと、即ち予は汝等の爲に王の稱號を得たり、汝等須らく此稱號に適ふべき行動をなすべし、予は汝等の偉大ならんことの爲に基礎を据へたり汝等宜しく其後事を成就すべしと、フリドリッヒ三世に繼いで王位に上りしはフリドリッヒ　ウィルヘルム一世なり(一七一三年—一七四〇年)、前王の時代には其豪奢にして宮室の華美、禮式の莊嚴を歡びしが爲に、頗る費用に窮し國庫常に空乏を告げたりしが、幸にして新王は財政及經濟の事に最も注意を加へ、且當時佛國の風潮に倣ひ輕佻浮華に流れんとするの傾

向ありしが、此王は極力該傾向に反對して先づ其家庭を齊へ品行の嚴正を持し、且政府の財政に就ても最も節儉を旨とし、廉直の官吏を以て要職を塡むるに至れり、又行政の組織を改良して教育の普及を計り、商工業を興し以て勤儉貯蓄の風を奬勵したり、其家庭に於ても外國輸入品を用ふることを及ぶべき丈制限し衣服の如きも悉く內國制品を用ゐ一船國民に對して外國輸入の織物を着用するを禁じたり、彼の樂事とする所は狩獵をなし畫をかき或は手工をなし時に無禮講を催し所謂*煙草會議を開き快談刻を移したり、且王は最も軍隊の事に意を注ぎ、長身の壯丁を選拔して特別聯隊を編製し、陸兵の總數八萬四千人の多きに達したり、當時の小國たる普魯士の軍隊としては其數甚だ多大なり、其歿するや此軍隊と剩餘金九百萬ターレル及び多くの銀塊を國庫に遺せり、其領土は增加して六萬四千四百方哩に及び、人口殆んど二百五十萬、其首府伯林は十萬餘の人口を有したりき、是れ即ちフリドリッヒ大王が據て以て一强國を建立

△王は常に大なるステッキを携へ伯林市內を散歩し、若し道路の民あらばステッキを以て之を鞭撻したり、

*普通の夜會の儀式なく自由に煙草を燻らし胸襟を開き談笑するなり、

▲一ターレルは我一圓五十錢に當る、

△殆んど我が四國九州北海道を併せたる面積に同じ、

したる基礎なりしなり、

フリドリッヒ大王 (Frederick the Great) はフリドリッヒ二世と稱し、フリドリッヒ ウィルヘルム一世の子なり、一七一二年一月を以て伯林の宮中に生る母はハンノバルの皇女にして、英王ヂョーヂ二世の姉妹なり、一七四〇年を以て普魯西の王位に即き大選擧侯の即位を距ること一百年の後にあり、其在位は四十六年の久しきに及び一七八六年を以て歿せり、當時獨逸の形勢を見るに帝國*とは有名無實にして、各聯邦殆ど獨立の位地にあり、殊に普魯西、サクソニー、バヴリヤの如き亦ハンノーバルの如き事實上皇帝の制裁を受けず、各一個の獨立國として獨逸以外の列國に向つて對等の交際をなしたり、而して帝國の組織上公認されたる國は三百十四の多きに及び尙其外一千四百七十五の小領主あり、其最も小なる領主と雖も自ら大諸侯に擬して煩雜なる宮廷の儀式を行へり、且各邦特別に裁判、陸軍其他行政組織を有したるを以て收稅の苛察なる殆ど想像以外にあり、

*三十年戰爭は獨逸の帝國組織を實際上に破壞したり、

▲父は嚴カラにして、子はハイカラなり、

△大王は殊に母后及び皇姉に對する壓制に基慢の父王の爲を不快とし、行又形式的に宗教を強ゆるを惡みたり、

左れば獨逸帝國内の共通せる生活、感情としては總に文學上に之を見ることを得たるのみ、事苟も政治に關すれば各〻地方的感情(Particularismus) に制せられ祖國に對する愛國心の如きは曾て之を認むるを得ざりしなり、

フリドリッヒ大王は夙に雅懷に富み文學の素養を積み、佛國風の生活趣味を愛せしを以て、父王は之を見て柔弱なりとして喜ばず、又王は父の狩獵煙草會議等を見て野蠻なりと哂ひ、父子の間頗る意志の疏通を缺けり、又父王は短氣にして激怒の餘り往々其家庭の人を鞭つとさへありしを以て王は遂に之を以て堪へ難きことなし、佛蘭西に向つて脱奔を試みて成らず途中より捉へられて伯林に歸りしが、一時は父王の怒甚だしくして殆ど死刑にも處せらるべく觀へたりき、是よりフリドリッヒは大に言行を慎み、勤めて父王の意に從ひしを以て、父子の感情稍〻融和し、父王の晩年に於ては頗る親愛の關係と爲れり、王の位に即くや國人王の風騷雅懷を知るが故に思へらく平

和文明の時代は正に來れるなりと、何ぞ知らん未だ半歳を出でざるに意外にも大戰爭の幕は却て王自ら之を開くことあらんとは、

墺地利繼承問題——フリドリッヒ大王が突如として兵を動かせし起因を尋ぬるに、大王の父フリドリッヒ ウィルヘルム波蘭王位繼承問題の戰爭に際し皇帝に忠勤して功あり其褒賞として皇帝はベルグ公國(Berg)を與ふべく約束したるも遂に之を履行せざりしを以て、フリドリッヒ ウィルヘルムは墺地利に對して大に啣む所あり、此怨恨を大王に貽して死せり、故に大王位に即き墺地利の王位繼承問題將に破裂せんとするや、大王は此機會を利用してベルグの代償をシレリヤに於て得んと欲し墺國には一片の通知もなく、突然大兵を動かしてシレシヤ(Silesia)に侵入したり、地形を案ずるにオーデル河(Oder)の上域に位する廣大なる谿谷あり是れシレシヤ(Silesia)なり、其西南にリーセン山脈(Riesen Gebirge)ありてボヘミアと境を接し、其東北に方りては廣大なる波蘭の平原あり、其人民の多くは曾て獨逸

*萊因河の下流にある小王國なり、

▲フレデリッキが殊にシレシヤを撰んだのは之を占領せんとの試みなり此地方はプラシアンプロヴィンスの國に屬すべき家の版圖なりしなり、故に多少の緣故あり、

の各地方より移住したる各種殖民の子孫にして勤勉にして樸素の風あり、其南部は即ち上シレシヤと稱し山脈多く鑛山に富めり此地方に於てはスラーヴ人種多し、中央部及び下シレシヤに到れば小丘多しと雖も又豐饒の平地少からずして最も耕作に適せり、シレシヤの面積は一萬四千六百方哩に及び當時其人口一百萬人ありしと云へり、フリドリッヒがシレシヤに侵入するや直に墺地利繼承問題に關する戰爭の幕は開かれ、バヴリヤの國主選擧侯カルル　アルブレヒトも亦普魯西の例に倣ひ好機逸すべからずと爲し獨逸内に於ける墺地利の領地を奪はんと企てたり、蓋其理由とする所はバヴリヤの選擧侯家は皇帝フェルヂナンド一世の皇女より系統を引き而してフェルヂナンド一世は墺地利の家系に男嗣子の絶ゆるに當りてはバヴリヤより繼承者を迎ふべしとの遺言をなせりと云ふにあり、抑も此主張は誤解に基づくものにして皇帝の遺言には男嗣子の絶えたる時と云はず凡ての正統の子孫の絶えたる時と云へり、然ども

ブルゲンランド家の契約に於てはハプスブルク家の男嗣絶滅の場合に墺地利は其領地を他人に譲渡すべしと云ふ規定あり、然れども此規定は墺地利の領地を他人に譲渡するの權利なしと云へるのみ、而して今日の場合に於ては公國の領地は墺地利家の後嗣に譲渡するも差支なしと云へる理由なし、突然兵力を以て沙汰なしに公國の領地を占領せんとするは無法の行爲なるべしと云へり、然るに墺地利は全く之を顧みざるなり

レヒトは此誤解に基ける主張により援兵を佛國に求めて直に墺地利の領地を侵略したり、而して此間に於て佛蘭西、普魯西、バヴリヤ、西班牙、サルヂニア、サクソニー等の間に一秘密條約は締結せられたり、其の條項に據れば墺地利家の領地を該諸國の間に分割せんと欲し、伊太利に於ける墺地利の領地を西班牙に與へ、モレビア (Moravia) と上シレシヤをサクソニーに與へ、ネーゾルランドを佛蘭西に與へ、チロール (Tyrol) ボヘミア及上墺太利をバヴリヤに與へ、而して既にフリドリッヒ大王がシレシヤに於て占領したる部分を普魯西國に與へんとするものにして、斯くて墺地利の新女皇マリア　テレサには僅にカリンシヤ (Carinthia) カルニオーラ (Carniola) ステリヤ (Styria) 洪匈利 (Hungary) 及び下墺太利を餘さんとするに過ぎざりしのみ、是に於て英吉利、和蘭及び露西亞は大にマリア　テレサに同情し之に援助を與ふべきを聲明せり、

墺國王位繼承問題の性質を案ずるに、新女皇マリア　テレサ (Maria

Theresa) の父チャールス六世は墺地利の太公にして、又獨逸皇帝たりし人なるが、墺國の家憲に據れば繼承は必らず男系に因るべき規定なりしを以て、其身に男子なく愛女のマリア　テレサが歴代の領土を承くる能はざるを憂へ、其生前に於て家憲を改定しプラグマチック　サンクシヨン (Pragmatic Sanction) を發表し女子の繼承を許すことゝ爲し、以て列國の承諾を得たりしなり、而してマリア　テレサはロルレーン公フランシス (Francis of Lorraine) の配なりしを以てマリア　テレサを以て墺地利國の繼承者と公認すれば、フランシスを以て墺地利の太公とし且つ獨逸皇帝の位に即かしむるを以て慣習上の順序となしたり、然れどもプラグマチック　サンクシヨン僅に公表せられ此新法の威信未だ立たず且マリア　テレサは此時僅に二十三歳の妙齢なりしを以て徒らに隣邦の輕んずる所となり、遂に其繼承問題よりして歐洲の大戰爭を惹起すに至りしなり、

却説フリドリッヒ二世は下シレシヤを占領して之を普魯西の版圖に

△プラグマチック サンクシヨンは皇室繼承を規定するものなり、

加ふるの宣言をなしたる後、維也納の朝廷と交渉を開き若しもマリア　テレサがシレシヤを正式に割讓するに於てはフリドリッヒは直に墺地利の味方となりバヴリア及び佛蘭西に對し戰爭を開始すべしと申込めり、然ども假令妙齢なりとは云へ男兒に勝る氣概ある女皇は如何で此の無禮暴慢なる强請に應せんや彼は即座に此交渉を拒絶し、鋭意戰爭の準備に着手せり、因てフリドリッヒは一七四一年四月*モルウヰッツ (Mollwitz) に墺軍を迎へ戰ふて大に之を破り遂に八月を以て首府ブレスラウ (Breslau) に入れり、眼を轉じて他の一方を見れば同年バヴリヤ軍は佛軍と共にダニウブ河に沿て下りリンツ (Linz) を占領したりしが、同時に又佛軍はサクソニーの軍と共にボヘミアに入れり、是に於て墺國は三方面に敵を受け危急存亡の機に迫りしが、女皇の毅然たる精神は益發揮せられ、彼は直に匈牙利の人民に訴へて大に其愛國心を發揮すべく決心したり、乃ち九月二十一日を以て匈牙利首府プレスブルグ (Presburg) に於ける即位式に臨み匈牙利

*シレシヤにあり、

△即ちシリシヤ方面、ボヘミヤ方面、バヴリヤ方面、

△後の眞帝ジョセフ二世なり、

＊ウォルポールは一七二一年より一七四一年に至る間英國首相の職にあり、

風の正服を着し其幼兒を抱き、國步艱難の事情を述べて切に國民の忠勤奉公を求むるや、列席の貴族等一齊に起ち其劒を拔いて同音に叫んで云へり、吾等は女王マリア　テレサの爲に死すべしと、是より大に兵を募集して各方面の防禦に當らしめたり、反對側に於ても益〻兵備に努むる耳ならず一七四二年一月を以てバヴリヤ公カルルアルブレヒトを選擧して皇帝と爲し、且つ各方面に亘りて戰爭を繼續したり、時に英國はロベルト　ウォルポール (Sir Robert Walpole) 執政中にありて彼が得意の平和手段により遂にマリア　テレサを說きてフリドリッヒ二世と和を媾せしめたり、一七四二年七月のブレスラウ (Breslau) 平和條約即ち是れなり、此條約に因りてシレシヤは普國領として公認せられたり、而して墺地利はシレシヤの方面に於て平和を復せしを以て直ちに全力を擧げて佛蘭西、バヴリヤに當り到處の敵軍を驅逐し、翌年の夏竟にカルル　アルブレヒト(即ち新皇帝)をバヴリヤ國外に逐へり、此時カルル　アルブレヒトは最も危急の

狀態にあり、而して一面には墺地利、英吉利、和蘭及びサルヂニヤの各國間に同盟條約を締結し以て墺國歷代の領地を悉くマリア　テレサに與ふべき事を保證せり、且女皇は更に一步を進めてシレシヤを普魯西に與へたる代償としてバヴリヤを自家の版圖に納めんことを希望したり、加ふるにサクソニーも亦上シレシヤを得んとするの希望をブレスラウ條約の爲に空しくせられたるを見、寧ろ墺國に附隨するの有利なるを思ひ列國同盟に加入したり、形勢斯の如し、フリドリッヒ倩思へらく女皇がブレスラウ條約に因りシレシヤを割讓したるは本と一時の權宜のみ新同盟の聲援に依りバヴリヤを獲收したる後にはシレシヤを恢復せんとすべきは火を睹るより明なりと、乃ち彼は今バヴリヤと普魯西とは唇齒の關係あるを看取し突然バヴリヤの應援として八萬の兵を率ひてボヘミヤに侵入せり、是れ一七四四年八月にして、之と相前後して佛國亦援兵を出すべき約を爲せり、斯くて所謂第二のシレシヤ戰爭は開始せられたるが、ボヘミヤの普

軍は食糧の缺乏と人民の反對の爲め長く留まること能ざるの事情あり、佛國亦援兵の約束を果さゞりしを以て、遂にフリードリッヒはボヘミヤを退却するの止むを得ざるに至れり、從つてシレシヤも亦多く墺軍の跋扈跳梁に委ねざるを得ざるに至れり、且つ列國が普王の反覆を惡むの切なる遂に一七四五年の一月を以て英、墺、和蘭、サクソニーの間に四國同盟を結びたり、其の目的は普國よりシレシヤを奪ひ、以て大に其勢力を減殺せんとするにありしなり、茲に於て普國は益〻戰備に着手し六月聯合軍に對しホーヘンフリードヘルグ(Hohenfriedberg)の大勝利を得たり、此戰爭に於て普國の騎兵と歩兵は互に武勇を競ひ殊にバイロイト(Baireuth)聯隊の如きは六十七個の軍旗を敵軍より奪ひたり、此大勝利は普國を救へり、竟に同年のクリスマス祭日を以てドレスデン平和條約の締結を見たり、其條項は主としてプレスラウの平和條約を公認し、且サクソニーをして普魯西に向つて賠償金を拂はしむべきことを規定せり、是より十年間普

▲是時より後バイロイト聯隊は其各員の彈筒に六七の數字を印するを許されたり、

王は非常の精力と驚くべき才幹を顯はし國內政治の改善に從事し、以て民度の上進を企圖したり、其賢明なる政策の爲に普魯西は年と共に繁昌し大に富力を加へ以て列國間の聲望と信用を重からしめたり、轉じて墺國を觀れば、皇帝カルル アルブレヒト一七四六年一月を以て死せしを以てマリア テレサの皇配フランシスは各選擧侯に推されて皇帝の位に就きマリア テレサは一般に女帝と稱せられ隱然政治上の實權を握りたり、マリア テレサは茲に小康を得たり、妙齡婦女の身を以て國家存亡の機に臨み狂瀾を既に倒れたるに返へすことを得たるは以て千古の名譽と云はざる可らず、唯暴力に對し已を得ずシレシヤを普王に奪はれし一事は忘る可らざる恨事たりしや想像するに餘あり、是より以後墺地利の外交方針は一變し、從來常に佛國を以て自然の敵國と見做し百事を計畫せしも今や佛と相和して恐るべき普魯西に當らんとする方針に改更せり、今後百有餘年の歐洲中原の歴史は多〻は墺普決鬪の歴史にして、終に墺地利が普

△ドレスデン平和條約は依然繼續したるも亦是れシレシヤ七年エクス、ラ、シヤペルの條約に依り平和に歸せり、

＊約二百五十年間、

▲一八六六年サドワの戰に獨逸の覇

魯西の爲め獨逸帝國以外に放逐せらるゝに至りて一局を結べり、

シレシヤがフリドリッヒ二世の領地となるや、文明的政治の恩澤に浴するに至り人民は爲に大に繁榮を增進せり、殊に普王の善政中特筆すべきは宗教の自由を公認して人民に一大安心を與へたることにあり、現今シレシヤが普國の領地中に在つて最も忠順にして、人民の狀態亦日に繁榮を加ふるを觀るに於て其領有當初に於ける大王の方針の宜しきを得たるに因ること多きを思はずんばあるべからず、然ども此結果の美を以て、最初領有の方法に關する無道の行爲を抹殺すべからざるは勿論なり、フリドリッヒが暴力を以てシレシヤを侵略せしは大王生涯中の一大瑕瑾にして又一大失策なり、如何となれば多年の戰爭と國難は主として該の無謀なる强奪に歸因すればなり、且△マキヤヴェリズム(Machiavelism)の標本を示して後世に惡例を遺こし、比公の惡辣なる外交術、最近の清國膠州灣の占領等に向つて著るしき先例を與へたればなり、

△マキヤヴェリズム は權詐僞謀も政治上時に止むを得ずと云ふの說を云ふ（伊太利の學者マキヤヴェリより出づ）フリドリッヒは權途に普魯西に路す、

七年戰役＝然れ共大王の事業は未だ結了するに至らず、彼は尙ほ一の大戰役に從事せざるべからざるの運命を負へり、有名なる七年戰役即ち是なり、抑七年戰役の起原を尋ぬるにマリア テレサはシレシヤを回復し且普王の勢力を挫かんとするの念切なり、各方面に向つて同盟を求めしが、偶露西亞女帝エリザベッツ亦た普王に對し嘲笑が壓己れの淫蕩を嘆せりと云ふを以て之を怨めるなり、*エリザベッツは普王に非ざるに親書を送りしに女帝の深く怒りしを自ら好まざるが丈に其所謂ふべし、愚弄する至れりと

ヒはシレシヤ出陣と前後して自らマキヤヴェリ主義反對の論（Anti-Machiavel）を著述して公にせしもあり、英雄の世を

△正しき身分の人△從來英は佛と共に北米に於ける關係上英米兩立し能はざるべき理なるに佛利を多く咱はして之を結ばん

七年戰役＝然れ共大王の事業は未だ結了するに至らず、彼は尙ほ一の大戰役に從事せざるべからざるの運命を負へり、有名なる七年戰役即ち是なり、抑七年戰役の起原を尋ぬるにマリア テレサはシレシヤを回復し且普王の勢力を挫かんとするの念切なり、各方面に向つて同盟を求めしが、偶露西亞女帝エリザベッツ亦た普王に對し嘲笑が壓己れの淫蕩を嘆せりと云ふを以て之を怨めるなり、

△正しき身分の人△從來英は佛と共に北米に於ける關係上英米兩立し能はざるべき理なるに佛利を多く咱はして之を結ばん

するに至れり、又た佛國に對しても△ルイ十五世の寵姬ポムパドール(Marquise de Pompadour)に親書を贈り禮を厚ふして歡心を求め、墺國の宰相カウニッチ公爵(Prince Kaunitz)自ら遊說の爲に巴里に至りしことあり、而して恰も此際(一七五六年)英、佛北米殖民地の事よりして戰端を啓きたりしを以て、墺國は此戰爭の波動の必らず△歐洲に及ばんとするを看取し、佛國と協約を結び、若しも佛國がネーザランドを得んと欲せば墺地利は歡んで之を佛國に與ふべく、但し佛國は其條件として墺國がシレシヤを普國より恢復せんとするを援くべきを規

とするなり、

定せり、遂に墺露佛相結んで普王フリドリッヒに當らんとするの協定を見るに至れり、是等各方面の秘密條約は一として普魯西に敵意を咖むものに非ざるはなく、其成効の日には普魯西を分割して、フリドリッヒの位地を其先代大選擧侯時代の位地に下さんとするに外らざるなり、斯くて普王は三方に强敵と相對せざるを得ざるも其一の僥倖は英國の後援にあり、英王ヂョーヂ二世とフリドリッヒとは叔姪の關係あるに關らず從來頗る和親を缺き墺地利繼承問題の起りし以來英國は寧ろ露のエリザベッツと相携へて墺地利を助け普國に反對せしが今や七年戰役の開くるに際し前云ふ殖民地に於ける對佛關係上其政策を一變し墺に反し普國の味方たらんとするに至れり、尙ほ王は一の有力なる後援を有せり、露西亞の皇太子ピートル是れなり、ピートルは熱心なる彼の崇拜者にして常に普王に向ひ反對同盟の進行を報道するを怠らず、且つ七年戰役の終期に至りフリドリッヒの力殆んど盡くるに際しエリザベッツ歿してピートルが位に就

くことゝなり、忽ち政策を一變して墺佛との同盟を棄てゝ普王を助くるに至りしを以て普王は九死中に一生を得て名譽ある平和條約を結ぶことを得たりしなり、

七年戰役は一七五六年の八月フリドリッヒが七萬の精兵を率ひてサクソニーを侵したるに初まれり、若しも形式的に論すれば何の通知もなく、何の交渉もなく、突然大兵を率ひて隣國を侵すと云ふは固より非法の擧動たるに相違なかりしなり、然ども之れ即ちフリドリッヒ一流の筆法にして前年にシレシヤを占領したるも此筆法に據れり、唯今次の行爲に關しては聊か辯明の餘なきに非ず、既に列國が密かに普魯西國を分割せんとして種々の秘密條約を締結しつゝある以上は彼亦進んで、列國の機先を制するを以て止むを得ざる自衛策なりと見做したるも亦一理なきに非ず、斯くてサクソニー軍一萬八千人は倉皇戰備を整へピルナ(Pirna)城に據りて普軍の侵入を防止せんと欲し頗る頑强の抵抗を試みたり、是れ一擊の下にサクソニーを

平定し一轉してボヘミヤを侵掠せんと期せしフリドリッヒに取りて頗る意外の事にして、彼の畫策は爲めに一大異變を蒙れり、且墺地利の將ブラオン(Brown)は三萬三千の兵を率ひてサクソニーに應援せんとしてボヘミヤに進入したり、遂に十月を以て墺普兩國の兵はノウォシッツ(Nowositz)に接戰し墺國の兵は近時大に精練を經て善く戰ひしも遂に勝利は普軍に歸せり、フリドリッヒは勝に乘じて一萬六千のサクソニー軍を擒にし首府ドレスデンを始め殆んどサクソニー全國を占領するに至れり、

普王已に自ら進んで戰端を開く、佛國は公然墺の同盟に加入し南獨の諸侯に保護金を與へて先づ之を奬誘して普魯西に敵抗せしめ、而して同盟諸國協定の結果普魯西分割案を作成せり、此案に據れば露西亞は東普魯西を取り、墺地利はシレシヤとラオシッツ(Lausitz)を取り、瑞典は下ポメラニヤ(Pomerania)を取り、サクソニーはマグデブルグ(Magdeburg)とハルベルスタット(Halberstadt)を取り、而して

*又はルサシヤ(Lausia)と云ふ、

佛國はネーザランド(即ち今の白耳義)とルクゼンブルグ(Luxemburg)を取らんとするなり、斯くてフリドリッヒ大王は殆んど歐洲大陸の全體を敵手として戰はざるを得ざるの位地に立てり、獨り英國が北米に於て佛國と開戰中の故を以て佛と兩立する能はず、普王がハンノーバルに對して何等の危害を加へざるべしと云ふ條件の下に王を援助せんとするあるのみ、即ち英國は毎年十五萬磅の補助金を以て普國の軍用に資する外、更に軍資を投じてハンノーバル保護の爲にブロンスウヰク(Brunswick)ヘッセカスセル(Hesse-Cassel)ゴータ(Gotha)諸國の兵を養ひたり、而もフリドリッヒの最大の依頼とせしは彼自身の天才と其二十萬の精兵と普國貴族の忠義心とにありしなり、彼は危機の迫れるを見るや、陣中より一たび伯林に歸り宰相フインク(Finck)と軍國の大事を議し且告げて曰く萬一にも戰利あらず余か捕虜となるが如き場合ありとも、決して國土を割讓し余の賠償に充つるが如きことを爲すべからす、恰も余を以て戰死者の如くに見做し

▸ルクセンブルクは子ーザランドの隣邦なり、

△一七一四年英女皇アーン子なくして歿するや、ハノーバル選擧侯ゲオルヒ一世英王の位に即けり、是よりして獨逸は英國王の擧侯の資格を以てハノーバルを領す、

て熱心に戰爭を繼續すべしと、蓋し墺地利は近年普國式に倣ひ陸軍を改造したるを以て大王も頗る墺軍の侮り難きことを覺悟したるものゝ如し、

一七五七年四月フリドリッヒ十一萬七千の兵を率ひてボヘミヤに入る、之に對する墺軍亦た十三萬三千と稱す而してモールダウ(Moldau)の戰に於て普軍大捷を得しを以てフリドリッヒは直に進んで首府プラーグを圍みしが、墺の救援至れるを聞き少數の兵を以て之をコーリン(Kolin)に邀へ擊ちて敗を取れり、是れ王が敵*軍を輕んじたるの結果に外ならずして、王に取りては初めて經驗したる敗軍なりしなり、是が爲に彼が疾風の勢を以て維也納に迫り未だ列國諸軍の來援せざるに墺國をして和を媾せしめんとするの計畫は行はれずなれり、即ちフリドリッヒは遂にプラーグの圍を解きてサクソニーに退却せざるを得ざるに至れり、蓋し露西亞の兵は此時を以て東方より普魯西境内に侵入し盛に虐殺を行ひ將に進んでブランデブルグに

△ボヘミヤにあり、

*墺軍五萬四千人に對し此時のフリドリッヒの部下は僅かに三萬一千人のみ、

近かんとし伯林の方面頗る危急に迫れり、然るに偶〻女帝エリザベッツの訃を誤報する者あり、露軍の將之を聞き倉皇兵を率ひて歸國せしを以て幾に危急を免るゝを得たりしなり、蓋エリザベッツ死して皇太子△ピートル二世位に上るの日には忽ち普魯西に對する露國の方針一變すべきを想像したるが故なり、斯くて大王は伯林の方面に於て危急を免れたりと雖も他の一方を見れば此時墺地利の大軍はシレシャに入り事實上に之を占領したりき、又た佛軍は西方より萊因河を渡り直にハンノーバルに迫らんとしつゝあり、而して此方面の守備に當りし英國△コンバランド公部下の兵は遂に佛國の精兵に敵すべからざるを想ひ、クロステルツェーヘン(Klosterzeven)の協約を結んで其兵を解散したりき、是を以てハンノーバル、ブロンスウ*ク及び普魯西國の西疆は擧げて佛軍の蹂躪に委ねられ、亦一兵の此方面の防禦に當る者あらざりしなり、當に之のみならず、第二の佛軍は其勢五萬人直に進んでサクソニーに近づき以て墺軍と共に方さに普王

△皇太子ピートルはフリドリッヒの讐者として知られたればなり、

△英王ゼョーゲ二世の皇子、

に迫らんとするを見るなり、茲に於てフリドリッヒはシレシヤ方面に進軍せんとするの計畫を中止し、先づ新來の佛軍に向つて一戰を試みざるべからざるなり、此時の形勢は佛軍方に在ては其數に於て優に普軍に超過し、意氣軒昂一擧して普軍を包圍して王と共に全軍を捕獲すべきを期せり、之に對しフリドリッヒは奇兵を弄して驕慢なる佛軍を膺懲せんとし、一七五七年十一月五日戰備を整へて二萬二千の小軍を以て不意にロッスバッハ (Rossbach) に在る五萬の佛軍を襲ひたり、驕れる佛軍は普國騎兵の猛烈なる進擊に遭ひ、忽ち大狼狽を極め三千人の死傷者と五千人の捕虜を出し、且大砲、糧食等を委棄して潰走せり、フリドリッヒの方に於ては僅に百六十五人の死者と三百七十六人の傷者を出せるのみ、斯の如くして佛國の大軍は一擊の下に殆ど滅亡に歸せり、此驚くべき戰捷は忽ちフリドッリヒの名をして歐洲に轟かしめ、殊に獨逸全體に於ては彼の戰捷により佛國の驕慢を懲らしむることを得たるを以て大に歡迎せられたり、

*ロッスバッハの敗軍は佛國政府の腐敗、當時皇室の奢侈なる結果なり、國民は極めて忠君愛國の心を離れ、漸くして消滅せんとす、敗報に接するや、國民は敗軍の原因を以て貴族の罪惡なりとし、貴族は國家の安危を顧みず、貴族の無能を笑ひ、貴族は國民の愚を笑ひ、貴族の無能を笑ひ、

然どもシレシヤに於けるフリドリッヒの位地は最も危殆なり、其一隅に於て僅に二萬八千の兵ありしのみ、而かも是れ殆んど四面墺軍に繞圍せられたるを以て、王は今自ら一萬四千の兵を率ひて往て之を救ひ、大に墺軍を折かんと計畫したり、是れ誠に國家安危の分る る所、大王が成敗を賭して戰はざるべからざるは正に此時にあり、王乃ち其將校を集め一場の演說をなして曰く、予は今凡ての兵法の規戒を壞り少數の兵を以て三倍の大軍を襲はんと決心せり、吾人は敵を破るに非ずんば敵の砲臺の前に全滅せざるべからず、予が決心は既に斯の如し、卿等亦普魯西人たる事を記憶せよ、然ども卿等の中何人にても予と共に此極端なる危險を冒すを欲せざる者は今直に此處を去るべし、予亦た其人を尤めざるべきなりと、云ひ畢つて烱々巨眼を張り列坐の面々を眺めしが、固より異口同音熱誠を以て王の言を迎へたりき、斯くて決戰の日は來れり即ち一七五七年十二月五日將に戰を始めんとするや、王は將軍ツィーテン (Ziethen) を招き

訓示して曰く、今日の戰に予は殊に多くの危險を冒さんとす、予若し仆れんか卿の外套を以て予が遺骸を包み秘して人に告ぐる勿れ、依然として戰爭を繼續し必らず敵を破るを要すと、斯の如き決心を以て始めたる戰爭が大王の大勝利に歸したるは當然の事のみ、而して之より此年の終らざる前にシレシヤを悉く恢復して大に其名聲を揚げたり、

然るに一たび女帝の訃を傳へたる誤報に惑はされて退却したる露西亞の軍は一七五八年復た普魯西を侵し、又たサクソニーに於ける普軍は大に墺軍の爲に窘逐せられたり、是を以てフリドリッヒは東奔西馳或は普魯西に或はサクソニーに、各方面の防禦、應援に忙殺せらるゝの有樣なりしが一七五八年末の形勢は概して王の名譽と利益とに歸せり。

斯くて戰場の利は概ね普王に歸せしも、如何にせん一貧國を提げ殆んど全歐洲を敵として戰ふこと茲に三年に垂んとするより最も軍用

に窮したり、英國十五萬磅の補助金は元より以て王の費用を充すに足らず、故に止むを得ず列國と媾和の途を求めたれども、列國殊に墺地利は頑として之に應せず、王も遂に最後の決心を以て再び戰爭の準備をなすべく餘儀なくせられたり、一七五九年の形勢によれば露國の兵はシレシヤに入りて墺國の兵と合し、再びシレシヤを畧せんとするの氣勢を示したりしが、フリドリッヒは用度の不足なるを以て大軍を維持すること能はず、僅かに四萬八千の兵を以て優勢なる敵軍をクネルスドルフ(Kunersdorf)に襲ひて非常の大敗を招きたり(一七五九年八月)、又た其九月にはサクソニーの首府ドレスデンも墺軍の爲に恢復せられ、而して十一月には其附近マクセン(Maxen)に於て一萬有餘の普軍は將軍フィンクと共に墺軍に降り捕虜となれり、斯くて普軍は殆んど全滅に歸せしを以て、此時に於て若しも聯合軍心を一にして直に伯林に迫りたらんにはフリドリッヒも竟に城下の盟を爲さざるを得ざりしなるべし、然るに强敵に勝ちし露、墺兩軍

▲有名なるヒットの父なり、雄辯一代の人なり、米國殖民地を壓迫する政策に反對し、同時に英國動策に關して、仲張の首腦者なり、所謂帝國主義者の先驅なり、

は前途の利害を想像して互に猜視し熱心協同の實を擧ぐる能はず、露軍は墺國をして歐洲中原の最大强國たらしむるを好まず、去つてホメラニヤの占領に從事し、墺國亦シレシヤの恢復を全ふするに焦慮し、遂に此好機會を逸し去りしは聯合軍に取りては最大の失策にして、フリドリッヒに取りては一大僥倖なりしなり、然ども普王は尙ほ非常の屈辱を忍ばざるを得ず、一七五九年の末に於て再び媾和を提議したりしが英國は固より佛國亦平和克復を希望したりしも、墺地利と露西亞とは近來の勝利に醉ひて和談に耳を傾けざりしなり、明けて一七八〇年の春に至れば形勢は益〻普王に利あらず、英國に於ては其前年の十月を以てヂョルヂ二世歿しヂョルヂ三世の代となりしが▲チャタム卿 (Lord Chatham) の內閣仆れてブート卿 (Lord Bute) 保守黨內閣を組織し、外交上に於ては退嬰主義を取り普國に對する補助金を停止したり、既にフリドリッヒの財政は困窮の極度に達するに際し英國の補助金を杜絕せられたるを以て王は殆んど策の出づべ

きを知らず、最後の窮策として貨幣を粗惡にして、且隣邦のメクレンブルグ (Mecklenburg) アンハルト (Anhalt) 及びフランコニア政區 (The Franconian Circle) 等に對して多額の寄附金を命じたり、同時に其軍隊既に殆んど消滅に歸し殊に老功の兵士の如き多くは戰歿して存するもの少なし、百方募兵の策を講じたるも國運已に傾きて後は何人も募集に應せんとする者あらず、茲を以て苦心は前日に幾倍し僅に防禦に備ふるに足るべき小軍隊を置くを得たるのみ、然れども此の如き困究の極度に際してもフリドリッヒの豪岩の氣象と其軍略の才幹は尙ほ一道の光明を暗中に放ちたりき、即ち一七六〇年八月シレシヤに於て普軍は非常の優勢なる墺國軍と戰ふて最も華々しき勝利を得しことあり、然れども斯くの如きは暗中の光明のみ未だ暗夜を轉じて白晝と爲すに足らず、大勢の向ふところ奈何ともすること能はず、遂に十月を以て伯林は敵軍の有に歸せり、シャーロッテンブルグ (Scharlottenburg.) とシエーンハウゼン (Schönhausen) の王宮は敵兵の掠奪

に委せられたり、伯林市は百五十萬ターレルの賠償金を拂ふて漸く敵の掠奪を免かるゝを得たり、而して十一月を以てサクソニー國トルガウ(Torgau)に於て七年戰役の最後の大戰爭あり普軍は辛ふじて勝利を占め得たりと雖も、自からも亦非常の打擊を被れり、茲に於てフリドリッヒの位地は益〻困難となり、曾に聯合軍に對して媾和の望なきのみならず、新たに同盟國を得ん事も亦甚だ困難なり、彼が土耳其人と結んで墺地利に當りタルタル(匈奴)と結んで露西亞に當らんとする窮策も此時に屬し而して共に無効に歸したりき、斯かる困難の中に一七六一年を經過せしが、フリドリッヒが終に滅亡の境遇より脱し一躍して好運に入り意外にも名譽を以て此戰役の局を結ぶを得しは人爲に非ず眞に天運の然らしむ所に由れり、即ち一七六二年の一月露國の女帝エリザベッッ歿して無二の普王崇拜家たるピートル三世其後を嗣ぎ、茲に露國の態度一變し、普魯西に對し仇敵の位地より一轉して熱心なる友國となりしを以て墺地利は獨力を以て

普、露の聯合軍に敵するの甚だ難きを感ずるに至れり、斯くて形勢全〻一變して遂に一七六三年二月を以てヒウベルッブルグ(Hubertsburg)の平和條約は墺、普の間に締結せられたり、即ち前のブレスラウ、ドレスデン兩條約の條項を公認してシレシヤを普國に與へ、普王の方に於ては僅に皇帝フランシス一世の死後其子ジョゼフの爲めに皇帝の選擧投票を投ずべしと云ふの約束をなせしに過ぎず、是に於て七年戰役は竟に其局を結了したりき、フリドリッヒは此戰爭中僅々五百萬の人口ある小國を提げて殆んど全歐洲を敵として戰ひ其領地の寸土をも失はずして戰局を結ぶを得しは好運に據る所少からずと雖も以て彼の非常なる功名と爲すに足れり、普王は曾に其本國なる普魯西を保全し得たるのみならず波羅的海及萊因河の方面に於て獨逸國を分割より保全し、且つ舊教的墺地利の勢力を挫きて以て新教徒自由の爲に大功を建てたりき、彼が其初め無名の軍を起して墺地利よりシレシヤを奪ひし事の非法なるは勿論なりと雖も、若し

△ヒウベルッブルグハライプチヒ附近のサクソン國主の狩獵地なり、

＊女皇メリヤテレザの皇婿、

▲もしも墺國勝ち普王屈服せば佛國はその報償として ライン四岸の地を獲しなるべと、

も其復讐の結果として普魯西國が竟に分割を被るが如き悲境に陷りしとせんか、獨逸の國民的勃興の氣運は遂に大に遲滯せられしや明けし、而して他の方面より觀察すればフリドリッヒが國君として將軍として愛國者として驚くべき智慮、膽力、忍耐を示し、以て最後の勝を制し得たる一事は即ち獨逸民族の誇りと爲すに足れり、遂にホヘンツォルレルンの王家に多大の希望を繫がしむると同時に獨逸人をして一般に歡喜雀躍して以て竊かに自信力を發揮するに至らしめたり、

七年戰役後大王フリドリッヒは尙ほ二十三年間在世して普魯西國の爲に大に盡す所あり、彼は先づ第一に戰後の人心を慰撫するが爲に其倉庫を開き穀類の種子を農民に分配し、又軍用を節して馬匹を農家に與へたり、且大地主たる貴族の困難最も大なるを以て其救助策を講じたり、又た政府の財用を嚴密に節約し殊に皇室費一百二十萬ターレル中實際は僅に二十萬ターレルを使用するのみ、斯の如くし

て貯蓄し得たる分より各方面の荒廢せる村落又は小邑を賑恤し二十餘年間に總計二千四百萬ターレルを分配し、其國庫には猶六千萬ターレルの剩餘金を遺すを得たりき、但軍備の點に於ては財用を惜まず國庫の歳入約二千二百萬ターレル中より一千三百萬ターレルを之が爲に費やしたり、茲を以て大王は晩年に至り、國家の人口六百萬に過ぎざるに其陸軍は二十萬の多きを有したりしなり、

此二十三年中に在て外交上の一の出來事は波蘭の分割なりとす、即ちヒューベルッブルグ平和條約より九年の後に於て(一七七二年)普王は露、墺と協議して波蘭の第一分割を行ひ干戈を動かさずして殆んどシレシヤに劣らざる重要なる領地を得たり、今此分割の由來如何と云ふに波蘭は多年貴族間に極端の獨立主義行はれ統一的制裁なくして爭亂止む時なく、人民爲めに塗炭の苦に陷りしが、永久に斯の如き不穩の狀態を持續せんとは隣邦たる露、普等の堪ゆる所にあらずと云ふの理由を以て露國の女帝カサリン二世が普魯西の皇弟ハイ

△波蘭の平民の隔離は貴族と貴族だけ獨り自由なりしく農民は奴隷なりしなり、而も貴族は端的に個人的に其會外なるが故に多數の人民なるが如く自由なるやうに主張すべきは隣に際しては

ンリヒ公に分割を提議したるに端緒を啓き、直にフリドリッヒの熱心なる贊成を得、普、露攻守同盟を結び八年間は双方とも互に領土保全の爲めに力を盡すべきを誓ひ、且波蘭の憲法を維持すべきことを約束せり、是れ一七六四年四月の事に屬す、即ち波蘭の憲法を維持すと云ふは其目的美なるが如しと雖も、之れを具體的に解釋すれば波蘭の内政に干渉して兩國共同の力を以て波蘭を保護せんと欲するに外ならず、是を以て希臘教徒及び新教徒が舊*教徒の爲に壓制迫害を受くるや露、普は直に干渉を加へ波蘭の混亂をして爲に益甚だしからしめたり、而して試みにフリドリッヒの立脚地よりして見れば露西亞は此時益國力の隆盛を加へ、コンスタンチノープル方面に於て土耳其に對し壓迫を加へ波蘭に對しては將に之を併呑せんとするが如き勢を示したり、此露國擴大の勢に當るは普魯西も亦進んで波蘭の一部を割取するに如かずとなし、遂に案を具してカサリンに謀り亦墺地利のジョゼフ二世に謀りて第一分割を實行するに至りし

*波蘭人民は多くは舊教即ち天主教（又は羅馬教）徒なり、新教徒に對しては普魯西の保護あり、希臘教徒に對しては露西亞の保護あり、

なを以て決議するの制を執らず全員悉く同意するを待つて始めて決定するを得たりき、即ち一人の異論者あれば以て全體の協同を破るを得たり、

なり、ジョゼフ二世はフランシス一世とマリア　テレサの子にして一七六五年を以て位に上り、深くフレデリッキ大王を崇敬したりしを以て容易に分割の議に加はりき、此分割に依りて露西亞は八萬七千五百方哩と一百八十萬の人口を得、墺地利はガリシヤ及ロドミリヤ(Gallicin and Lodomiria) の六萬二千五百方哩と三百萬の人口を得、而して普魯西は北方に於ける六千四百有方哩と六十萬の人口を得たり、左れば普魯西の得たる地方は露國又は墺國の分配に遙に及ばざるが如しと雖も、素と此れブランデンブルグの舊領地と東普魯西との中間の地にして、今之を得たるが爲に普魯西とブランデンブルグとを接續するを得て以て國防上の一大危險を除くを得たりしなり、左れば實際上に於て此分割の爲に國力を加へたるの一點に就ては必ずしも新領土の面積を以て論ずべからず、寧ろ他の二國に比較して普國の利益する所多きを思はずんばあらず、波蘭は此第一の分割の爲に其面積の三分の一と其人口の一半を失ひしが、露、普、墺の三國は

▲ジョゼフ二世は一七六五年より一七九〇年に至る間墺帝たり、賢君の稱あり、

△ヴォルテールは一七五〇年より一七五三年迄約三箇年間ポツダムの宮中に賓客たり、

*自ら土地を所有する權利なく、土地の賣買と共に其身も亦賣買せられたり、

殘餘の波蘭を長く保全すべきことを誓ひしも、大凡此の如き保全の約束が秋毫も恃みとするに足らざることは一七九三年と同九五年に於て二回の分割を行ひ、前後三回の分割の爲に此有名なる歴史ある舊國は遂に全く亡國となり畢りしことを以て知るを得べし、

フリドリッヒ大王は父祖の遺業を承けて以來其領土を擴張し國力を增進し、中央集權の行政を完成し、陸軍を整備して歐洲第一の强大なる軍隊を組織し、凡て當時の歐洲中最も賢明なる思想を以て國利民福を圖り各種の經綸を施したり、其文學上の趣味に於ては寧ろ獨逸文よりも佛國文に堪能にして、著作に係る佛文詩集三十卷を公にしたり、常に佛國の文學者を聘して閑を得れば相會して優雅なる談話を交ゆるを以て樂事となし、殊に深くヴォルテール (Voltaire) を敬信し此人を聘して宮中に賓客たらしめたり、

眼を轉じて普魯西當時の人民を觀るに、未だ野蠻の域を脱することを遠からざる程度に在りて、殊に其多數の農民は半ば奴隷*の狀態に在

りて田地に附屬し貴族の所有物件たりしなり、斯の如き事情なりしを以て地方自治制を施き又は代議政體を創立すると云ふが如きは元より望むべくもあらず、王が專制的政治を以て國民を啓導し國家の勃興を計りしは極めて適當の方針にして此外に取るべき途なかりしこと明なり、唯此方針を執りて王が全身全力を注いで國家に盡したるの結果は即ち王自ら予は國家第一等の奴僕なりと云へる如く、自己を以て政治の中心となせるのみならず細大の事一に親裁を經るを必要とし、且つ斯の慣習を維持することの久しきに及びしを以て、大王一たび世を去るや、要路の有司一人として獨立の思想を有し創造的經綸を立て得るものなき狀態に陷りしは忌憚なく專制政治の短所を暴露したるものと云ふべし、即ち大王が最も信任して最高官職に任じたる人物の如きも尚且書記官的態度を脱する能はず、軍人の如きも亦然り、フリドリッヒ在世中は其股肱となりて手腕を振ひし將軍も一たび王に離れては一部將たるに過ぎずして一人の大將軍の

▲エーナの大敗以前に在りては普國の將校等は以來の傳統的名聲に滿足し最大の屈辱を受けざるを得なりしもの、易々たる大の破竹の勢を以て最後に曰はく那勃翁は兵法を知らず、兵略的に外れたるなり、

器あるなし、今此の弱點あり、之が爲に普魯西は大王の歿後未だ二十年ならずして那勃翁の爭亂に遭遇して絶大の屈辱を受けざるを得ざるに至れり、而して夫より十九世紀の上半期間の普魯西王國はフリドリッヒ大王の志を繼ぐべき明君なかりしより、多くは墺地利の下風に立ち、列國に對する位地も遂に第二流を拔くこと能はず、但那勃翁の爲に被りたる大屈辱の反動としてスタイン(Stein)シャーンホルスト(Scharnhorst)の立てたる經綸を實行することとなり、其結果は農民を奴隷的境遇より救ひ獨立自主の人民たらしめ遂に國民的勃興の基礎を築くを得たりしなり、斯の如くして十九世紀の下半に於ける普魯西王國の勃興と獨逸帝國の統一とは遂に成功せられたりき、別語之れを云へば一面には大選擧侯と大王とが創設したる中央集權の政治と精鋭の陸軍に基くと同時に、他の一面にはスタイン、シャーンホルストの政治的改革、△フィヒテ(Fichte)シュライエルマハヘル(Schleiermacher)等の精神的鼓吹の結果に由れり、斯の如くして築成し

△フィヒテ、シュライエルマハヘルは一代の賢哲なり、伯林大學の創設に際し聘せられて教授となり大に人心を振作し人心功績あり、伯林大學は一八〇六年の後一八一〇年を以て創立せらる、

たる基礎の上に獨逸帝國はビスマーク、モルトケにより建立せられたるなり、

第十九章　佛國革命　其一　前記

史上最大事件の一　最深の感興を惹く　遠因はルイ十四世の弊政に在り　十五世の弊政　モンテスキュウ　ウォルテール　デイデロー　王室輕侮せらる　ルイ十六世　ツルゴー　改革雖チッカー　三個の原因

佛國革命は近世史上最大事件の一にして、人文史上前後を區別すべき一大線を劃する者なり、當初の目的は歐洲第一の文明國たる佛國の社會を根本より顚覆し自由、平等、友愛の理想に從ひ之を改造せんとするにありしが、幾許もなくして大革命の影響は歐洲全體に波及し後進の諸國佛國の指導に從ひ漸く人權の尊重すべきを解するに至らんとするに際し、那勃翁政權を掌握し各國其統一的鐵鎖の下に呻吟する數年にして更に國民的意識を自覺し來り、大帝覆滅の後列國の政府は反動政策の支配する所と爲りて世界は再び大革命以前に退却せんとするが如きの觀ありしも、是れ動反動の原則に基ける皮

想の現象のみ、大勢は依然進轉して止まず人の思想、社會の傾向亦自ら根本的に舊時と同じきと能はず、新氣運は自ら社會の各方面世界の何れの國にも波及し、人生百事此の新らしき立脚地より判斷して進歩改善を圖るに至れり、之を譬へば佛國大革命は絶大の天變地異、其發して迅雷風雨と爲り天柱折け地維缺くるが如きも、其一たび經過し去るや一天晴朗亦た纖塵を止めざると一般、第十九、二十世紀の局面自ら第十七、八世紀と相異するとあるもの此大革命の影響に歸すべき事多しとす、且夫れ大革命の事蹟に就て之を觀るに其始めには國王及皇后の死刑、恐嚇時代の慘事を見、其後半には千古の大英雄が一代の風雲を叱咤して覇業を成すの壯觀に接す、孰れか人間の最も深き感興を惹起するものに非ざらんや、今此の大革命は如何なる事情の間に發生せしや如何なる階段を踏みて茲に至れるか、吾人は先づ此事情此階段に就て研究する所なかるべからず、抑もルイ十四世の時代は王政榮華の絶頂に屬し、其文物の燦爛たる

▲△皇叔オルリヤンス公は才識群然抜ンくの人なり放恣にして性放縱なるも專務を見るこしもて怠惰慢なり厚濟距離す攝政の人格を要藩の位に座は頗る不相應の性行なりしざるは云はざるべからず、

其兵力の優越なる其外交の巧妙なる自ら佛蘭西をして歐洲の第一等國たらしめ、巴里をして世界の中心府たらしめたりき、不幸にして大王の野心度なく、內に在りては專横の政多く五十萬の新教徒は國外に逐はれ下層一般の人民は租稅の誅求に泣けり、而して外に於ては叨りに隣邦併呑の策を講じて列國の反抗を喚起し十數年に亘る戰爭は、宮中驕奢の結果たる無限の失費と共に、國庫を空乏にし財政を紊亂し果せり、王室の藩壁と爲り國家の柱石と爲るべき貴族は巴里に集合して宮廷內の寵を爭ふに餘念なく、大王一たび世を去りし後は斷然行政上に財政上に一大整理を加へて以て大王が鴻業の基礎を堅固にするを要したりき、不幸にして大王の後繼者は其曾孫齡僅かに四歲のルイ十五世なり、▲オルリヤン公(Philip, Duke of Orleans)攝政の位に座するも素と政治家の器に非ず、ルイ十五世成年後の事を觀るに不肖にして大王の事業を繼ぐに堪へず酒色に耽り淫樂を事とし て、只僅かに外交の問題に關し注意を拂ひしのみ、他の大小の政事

△ポムパドールは一七四五年より一七六四年に至るの間權勢を逞ふせり、

＊ロスバッハの戰フリドリッヒ大王に敗らる、

△一七五九年佛領クエベック英將ウルフの爲めに敗らる、

△一七五七年タラヘーラ（ロシヤ）プラッシーの戰勝に因りベンガル州を取る、

畀げて寵姫△ポムパドール（Marquesse de Pompadour）の專横に放任せり、さしも精悍の聞ありし陸軍は七年戰爭に＊大敗北を取りて歐洲の物笑となり又海軍は英國海軍の爲めに破滅せられて△加奈陀に△印度に佛國の殖民地は英國に奪はれたり、內政上に於て要路の大官は只だ朋黨の爭に忙はしく寵姫の意を迎ふるを是れ事として政道の紊亂日に益甚だし〻多數の人民は偏重なる苛稅の誅求に哭き加ふるに饑饉の災あり餓莩途に横はるもの多年に及べり、此時に際し宮廷に於ては驕奢放肆最も甚だしくポムパドールは王の寵用を持續すべき一手段として後宮に幾十の年若き美姫を集めて王の逸樂に供し大官有司は公然淫蕩を事とし恬然恥づるを知らず、斯の如くするもの數十年の久しきに及びて宮廷は全國民の輕侮嘲笑する所と爲り綱紀地を拂ひ威信全く失墜したり、

蓋し王政の紊亂宮廷の腐敗斯の如く甚しきも、若しも人文未開の時に在らしめば必ずしも威信の失墜彼が如きの極度に至らざるべきは

＊モンテスキューは一六八九年に生れ、一七五五年に卒す、

△大藏卿兼出納尚書として英國の政を執ること一七二九年より一七四二

理の見易き者なり、但當時の佛國は文運の發達最も著るしく、此文明の輿論を犯して彼れが如きの放肆亂行を敢てするあり恰も暗黑理の惡事は人之を知ること少なきも公然白晝に之を行へば世人の指摘排斥を免る能はざるが如し、十八世紀の中葉佛國には有爲の政論家の起るあり隣邦大英國の立憲政治に鑑みて大に佛國專制政治の弊を論じ、單に政治上に於てのみならず社會萬般の事に向つて根本的改革の必要を說けり、其重立たる人名を擧ぐればモンテスキュウ、ウォルテール、ディデロー是れなり、此外ルウソーの論說最も輿論を動かすに與りて力ありき、＊モンテスキュー（Charles de Secondat Montesquieu）は佛國ボルドウ（Bordeaux）の貴族男爵なり、始め鄕里の法院（Parlement）の議長に擧げられしが之を辭して專ら學問に從事し又廣く墺、伊、英等の諸國に遊歷して政道の得失を考へ特に英國の政體を研究して大に得る所あり、當時△ロベルト ウォルポール（Sir Robert Walpole）執政中に屬し議院政治の端緒方に開け、未だ理想に及ばざる甚

年に及べり、

△ロックは國家の立法權、行政權（行政、司法、對外自治權）の分離を說く、

＊ウォルテールは一六九四年に生れ一七七八年卒す、

▲ヒュウムは懷疑論者の巨斗なり、

△ディデローは一七一三年に生れ一七八四年卒す、

だ遂しと雖も、ルイ十五世初年の佛國專制政治と比較して最も深く英國の長所に感服したりき、其名著萬法精理（L' Esprit des Lois, 1748）に於て英人ロック（John Locke）の政論を採用し之を敷衍するに當り地理、歷史、民族性の政體の發達に影響する所以を明かにして、以て彼れ獨得の技倆を示し、英國政體を理想的なりと稱賛せり、＊ウォルテール（Voltaire）は一代の天才にして、詩歌、戲曲、歷史、散文の大家なり、其文章輕妙にして諷刺嘲罵に滿ち、蒙昧を開き又弱者を助け不義暴戾を凌ぐの義俠心に富む、曾て英國に客となりて自由の空氣を呼吸し大に得る所あり英人▲ヒュウム（Robert Hume）の哲學に基き宗教の迷信を攻擊して理性の開放を主張せり、其著作の範圍は汎く人生百般の方面に及び佛國の開發に影響する所最も大なり、△ディデロー（Denis Diderot）は有名なる百科全書（L'encyclopédie）の編纂者にして同志と共に當時の最も進歩せる學問の精粹を集め各科各問題に分ちて之を論じたり、其編纂は一七五一年に初まり同七二年に終了し此間順

を追ひ刊行する所の各冊毎に時論を指導し弊政を說破するの功甚だ大なり、＊ルウソー（Jean Jacques Rousseau）は有名なる民約論（Le Contrat social, 1762）の著者にして文明の弊を說き專制政治の害を論じ、民權自由を主張して純粹なる共和政體を理想と爲す、其議論の極端なる丈けに其俗耳に入ること易く、後年の佛國革命の指導者は多くはルウソーの崇拜家として知られたり、斯くて王室及び政府の無能腐敗は一般文明の光に照らされて愈明白と爲り、國民崇拜の中心點たりし王室も終に嘲弄冷笑の目的と爲り了れり、

一七七四年ルイ十六世皇孫の身を以て佛國の王位に登るや國政凌夷して財政紊亂し一大英斷を以て改革を行ふに非ずんば國家を維持す可らざるの狀益明白なり、一七七七年度の國庫の不足額實に七千萬法の多きに達し、ルイ十四世の晩年より以後幾度か國家の債務を棄却して財政上の信用を失墜したる佛國政府は復た負債を爲して不足を塡補すること能はず、止むを得ず更に債務の幾分を破棄し若しくは

＊ルウソーは一七一二年に生れ一七七八年に卒す、

其支拂を延期し其他姑息手段を講じて一時の安を偸まんと欲したり、斯の場合に臨み新に王位に即きしルイ十六世は齢僅に二十歳其身、品行方正にして又た國民に對して善意餘りあるも天性遲鈍怠惰にして時勢の切迫已に其極度に達するを解せず、皇后マリヤアントワネット(Marie Antoinette)は十八歳の少女にして、徒らに墺國皇室の公主なるを誇り浮華虛飾を好みて宮中の奢侈極まる處なし、且其行爲往々不謹愼にして世人の指摘を招くものあり、又た常に政治に容喙し墺國の爲めに佛國の利益を犧牲にするの嫌疑を蒙れるあり、一時青年君主の登極を見て稍〻恢復せんとしたる人氣は復た王室の賴むに足らざるを思ひ失望に陷らんとせり、初めツルゴー(Turgot)政を執り財政を緊縮し農民の公役、貴族の特權を廢し國内各州間通商を自由にし普通教育法を制定し著々弊政を改革して大に民心を一新せんと欲したるも、貴族は其特權の剝奪せらるゝを好まず宮廷は費用の删減せらるゝを肯せず、僅々二年の後(一七七六年)王は此の唯一の信賴す

▲有名なる『女傳』マリヤ、テレサの女なり、女帝深く后の冒勵を憑念し常に患苦を惜まざりしも、一七八一年女帝歿して更に後皇后の不謹慎に至れり、

△ツルゴーは一七六一年乃至一七七四年リモーズ(Limoges)の監理官(intendant)として治績最も顯著なり、且つ當代知名の學者なり、佛王もしツルゴーに信任して改革を任せしめば大革命の惨事を防遏し得たか

べき政治家を免職せり、當時宮中濫費の甚だしき左の如き費目を見るは頗る驚かざるを得ず、曰く葡*萄酒代七十九萬二千六百二十法、魚肉代三百四十六萬七千九百八十法、內膳課料理人二百九十五人にして其主任は俸給手當の外八萬四千法の收入あり、皇后宮主任女官は一萬二千法の俸給の外五萬法の收入あり、王の秘書官は二十萬法の俸給を受け フォンタインブロー離宮主任狩獵官は俸給の外、兎を賣却して二萬法の收入ありと云ふが如き濫費の一斑を知るべし、斯くて公債は募集す可らず增稅亦た不可能なりければ、此難局を救ふの方法只だ二策あるのみ、曰く宮中の濫費を節約すると及び貴族高僧の領地に對する特權を撤回し他の普通人民の田地と同じく租稅を負擔せしむること是なり、而も是れ兩つながら尋常手段を以て實行し得べきに非ずして、難局は日一日と益〻困難の度を加へたり、偶〻一七七六年北米獨立戰爭の開始せらるゝあり佛國政府は人氣一轉の策として援軍を北米に派遣し十三州の獨立を助成して以て前年カナ

ろや疑ふ可らず、

*一箇年間の費用なり、

▲各大藏問に點燈用の蠟燭を値に點火して後費拂ふ代價なり、

△賢君名相風雲際會の時に於て初めて之を望むべし、

ダを英國に奪はれたる恨を晴らさんと欲したり、是れ尋常泰平の時に於てせば亦た一策たるを失はざるも當時の佛國の狀態に對して看れば眞に無謀の擧と云はざるべからず、是れが爲め財政の困難は尙一層の甚だしきを加へたり、ツルゴーに繼ぎ財政の局に當りしものをチッカー(Necker)と爲す、チッカーは瑞西銀行家にして財政家としての信用あり其職に在ること一七七六年より同八一年に及び財政の整理を企圖し用度の節約財政事情の公表を試みたりしが、貴族僧侶の反對宮中の妨害に遭ひ亦た遂に職を去れり、茲に於て貴族及宮廷の推薦に由り擧げられて財政の局に當りし者をカローン(Calonne)と爲す、カローンは一大山師にして辯才あり、曰く財政の信用を維持するの道は消極的儉約の方針を棄て積極的に盛に財を散じ以て世間を般賑するに在りと、即ち無責任にも高利の金を借り宮廷及び皇族の用度を豐かにし益奢侈の風を煽揚せり、其上流社會に歡迎せられたるは僅々數年のみ遂に佛國政府は債務の利子支拂にさへ窮し、

*佛國の損失は米國の利益なり、獨立の大業は佛國の援助なくば殆んど成功を期す可らず、フランクリンは一中佛國の勸使にして接兵を請ひ得たるにあり、と爲す、

▲チッカーは一七三二年に生れ一八〇四年に歿す、

△カローンは大藏長官たること一七八三年より一七八七年に及べり、

歲入四億萬法なるに對し支出の不足一億五千萬法の巨額に達すること自白せざるを得ざるに至り、貴族高僧の領地に課稅し宮中の費用を節約するより外道なきこと愈明白なり、此困窮の極に至り全國の有力なる貴族を會合し救治策を謀りしも徒らに政府攻擊の論說を聞くのみにして、和衷協同の精神あるを見ず、カローンは遂に四面楚歌の中に其職を去れり、此に於てブリエーン(Brienne)大藏の局に當り辛ふじて前藏相の提議に係る貴族課稅の一部を貴族會議に承諾せしむるを得たるも、新法令を發布するに際し巴里法院の反對を招き高壓的に之を强制せんと試みて益國人の同情を失ひ、且ドウフィニー(Dauphine)其他州縣に革命的暴動あり、國會の召集を必要とするの論益喧囂たり、一七八八年八月王は遂に翌年五月一日に國會を召集すべきの敕令を發し同時にブリエーン亦職を去れり、茲に於て王は再びチッカーを招き財政整理の任を負はしむ、チッカーは一財政家としては大に信用するに足るの人なれども革命の潮流を制し狂瀾

を已に倒れたるに挽回する底の大材に非ず、史家レッキー(Lecky)此時の形勢を論じて曰く、國家權威の淵源は全然に枯涸せり、少し以前に於てせしならば狂熱を以て歡迎せらるべかりし讓歩も今となりては却て益〻多大の改革を求むの情を挑發せしのみ、此政界大變動の機に際し亦大饑饉の發するありて大に動亂の分子に勢援を與へたり、政府は根本的に動搖し壞崩せり而して全歐洲は其轟を以て轟亘れりと、斯くて佛國大革命の幕は國會の開會と共に開かれたり、之に由て之を觀れば佛國大革命を誘致したる理由は大要之を三種に區別して論ずるを得べし、一に曰く王室威信の失墜、二に曰く貴族高僧の頑迷、三に曰く民間の輿論、即ち是れなり、

一、王室威信の失墜　フランシス一世ヘンリ四世リセリウを經てルイ十四世に至り完成したる佛國王政の建立は素と王室が國民を味方として地方豪族の權力を剝奪したるに基因するが故に第十七世後半期に於けるルイ十四世の盛時の如きは國民の忠愛心其の絶頂に達し王

室の繁榮は自ら國利民福の別名なるが如く思惟せられたり、當時宛も英國に在りては革命を經て王政恢復と爲り又一六八八年の第二次革命を見、民權自由の論終に勝ち立憲政體の基礎漸く成るに際し、佛國に於ては人民王政の燦爛たる成功に酣醉して亦一人の民權を唱ふる者なきは眞に興味ある對照に非ずや、ルイ十四世の晩年國力は多年の戰役に依り疲弊し人民苛稅の誅求に哭きしも王歿し四歲の幼主後を繼ぐに至れば國民の忠愛心は復た炎々として幼主の身邊を繞圍し恰も此國の凡ての苦痛を濟ふべき天與の救主なるが如く渴仰せられたりき、故に一七四四年王が出陣の途次メッツ(Metz)城内に於て重患に罹れりと云ふの報道巴里に達するや其深夜なりしに關らず各人皆な臥床より蹶起し寺院に集り咽咽して王の恢復を祈禱するの聲全市に聞へりたき、而も之より僅に十年の後王が刺客の刄傷を受けし場合の如き巴里市民は之を聞き冷然關せざる者の如く寧ろその負傷の重からざるを失望せし者少なからざりしと云へり、斯の如き急

*ルイ十五世、

激の人心の變動は果して如何の理由を以て說明すべき乎、モンテスキュウ、ヅォルテールの議論漸く民間に傳播し君主專制政治の夢將に醒めんとするに由れるは疑ふ可らざるも、亦此間宮中の失態愈〻出て〻愈〻甚だしく忠愛に富める佛人をして失望の極、他の極端に馳せ輕蔑嫌惡の情に驅らるゝに至らしめしに由らずんばあらず、學者の議論は宮中の失態に於て事實上の證明を認むるを得、宮中の失態は學者の議論に依り專制君主の賴む可らざるを示すべき實物敎訓と爲れり、ルイ十六世に至り一時國民忠愛心の恢復を見るが如きも是れ只だ多年の隋勢に因れるのみ、立憲主義を奉ずるの徒日に多く、ッルゴーの改革失敗に歸し、皇后の行爲愈〻民心を離反せしめ王の優柔不斷は益〻以て國民の失望を促したりき、且つ夫れ第十八世紀に入りし以後の政道に就て觀れば王政當初の理想たる、王室は國民の保護者として貴族高僧等の跋扈跳梁を制抑せんとする方針は全く其迹を絕ち、寧ろ王室は貴族輩の不道理なる特權の掩護者たるが如きの觀

を呈し、其驕奢放肆にして濫費の度なき全然民の父母たるの天職を放棄したるかの如くに觀察せられたり、想ふに佛國民が無限の忠愛心より一轉して共和主義と爲り王及皇后を斷頭臺に上ぼして意とせざりし所以のもの、必ずしも佛人の輕佻浮薄を尤む可らず其責多くは專制主義を濫用したるルイ十五世に歸せざる可らず、

二、貴族高僧の頑迷　佛國面積の三分の二は貴族高僧の領地に屬し、之れ皆な種々の特權を有して殆んど國稅の負擔に與らず、英國に於ては貴族中普通人民と休戚を共にせんと欲して國家の中堅と爲り王權の濫用に抵抗せしもの亦少なからざるに、佛國に於ては貴族中斯かる愛國的行動に出づるもの殆んど皆無にして、舊貴族は頑愚貧困にして租稅の負擔に堪へず新貴族は怠惰放恣にして愛國的精神なく彼等は概ね王室を利用して驕奢の生活を樂まんとする者に非ざるはなし、殊に高僧社會の狀態に至りては最も甚だしきものあり彼等は公然無神論を唱へて宗敎を嘲笑しつゝ尙ほ寺領の富を貪るもの多く

而して其驕奢荒淫亦た却て普通の貴族より甚しきものあり、必竟事情斯の如きに至れるものはルイ十四世貴族を懷柔せんとし、華奢なる巴里生活を奬勵しルイ十五世に至り宮廷の腐敗と共に益々貴族を墮落せしめたるに由れり、故に一般國民と貴族と、下級僧侶と高僧階級との間には年と共に感情の疎隔を生じ、相互に罪を嫁して共に國難に當るの精神を缺げり、殊に貴族が中流社會の深怨を買ひしは一七八一年の陸軍令改正に在り、當時士官候補生中には佛國人民中最も元氣あり智識ある中流社會の子弟多く、爲めに往々上流の子弟は競爭上敗を取ることあるを以て貴族輩は政府に迫り改正を斷行せしめたり、即ち改正令に因れば大凡陸軍士官たらんとするものは四代に亘り貴族たる家系に屬するを要するの規定を立てたるを以て、乍ち中流社會以下に向ひ陸軍將校たるべき門戸は全然杜絶せられたり、斯くて王室の掩護者たるべき貴族高僧等相率ひて王室の累を爲せり、

▲概して西歐は東歐より民度上進せり、歐洲の農奴は一八〇六年解放せり、プロイセンは敗後に在り、

△其大部分は已に

三、民間の輿論　第十八世紀は歐洲各國孰れも其農民の狀態に非常の變化を見たるの時にして、各國概して農民等は土地に附屬する奴隷の狀態を漸く脫せんとし、殊に佛國に於ては他の大陸諸國と比して最も解放に近き狀態に在り、英人アーサー　ヨング(Arthur Young)が大革命以前に佛國に旅行し其視察の結果を記して、農民の所有としては瘦せたる牛馬と粗製の農具と荒廢せる糞堆とを見るのみ、制限なき誅求は農民をして家產を治めんとする欲望をも絶無ならしむと云へりしは蓋し事實にして、農民の狀態甚だ憐むべき者なりしは疑ふ可らず、然れども佛國農民は之を他の大陸諸國に於ける農民の狀態と比較せば遙に優等の地位にあり、アーサー　ヨングの斷案は寧ろ英國農民の狀態と比較したるの結果と云はざる可らず、已に佛國農民は比較的に自由解放に近き狀態にあり、故に能く政道の非を鳴らし大革命の必要を唱ふるを得たるなり、史家の論じて佛國農民は封建の餘習の一部分に向つて憤激し其掃蕩を絶叫せりと云ふもの眞

一掃し了りしを以てなり、

相を得たりと云ふべし、殊に商工社會に至りては大革命以前の佛國は年と共に繁榮の度を加ふものゝ如く、政府財政の困難は別事として一般の經濟界は前年に比して決して悲觀するを要せざりしなり、アーサー　ヨングは一七八九年の狀態を記して曰く佛國の貿易は一七六三年に比して殆んど倍加せりと、又曰く發明研究の精神、自由寛容を愛するの心、希望に滿ち困難を意とせざる氣象は全體に佛國人民間に充滿すと、斯の如き境遇に向つてルウソーの自由平等說を傳播す所謂善種を良田に蒔くなり、政府遂に改革の誠意なく、高僧貴族亦た頑として特權の放擲を承諾せざるを見るや、佛國人民が其中流政客の先導の下に起つて根本的の改革を企つるに至れる自然の數のみ、

之を要するに佛國大革命は職として佛國中流社會に屬する有志家の首唱に由りて成れり、彼等の中には文學者あり下級僧侶あり醫師あり商人あり、就中各地パレメントの法官、辯護士多きを占めたり、

彼等は一面農民の苦痛に同情し一面貴族高僧の暴慢に憤慨し更に又王室の全然信賴するに足らざるを見て失望し、ルウソーの民約說を金科玉條として其理想を實行せんと試みたるなり、

第二十章　佛國革命　其二　立憲君主制の失敗

（一七八九年―一七九三年）

國會の開設　階級別か合同か　國民議會　巴里群民の亂　バスチール落城　「熱へたる愛國者」の一群ヴェルサイユを襲ふ　宮廷議會巴里に入る　憲法議會　金札發行　不裁可權問題　ミラボウ建策　宮廷の逃亡　溫和派多數を占む　列國干涉を協議す　議會の復仇的決議　王意に國論に反す　同盟軍侵入　王幽閉せらる　極端派勝つ

▲貴族僧侶平民三階級總會の意

ルイ十六世は財政の窮迫に餘儀なくせられ一七八八年八月八日勅令に依り翌年五月一日を以てステート　ゼネラル(國會)を召集すべきことを公布せり、抑もステート　ゼネラル(States-General)とは直譯すれば▲階級總會の義にして、一六一四年以來約百七十五年間曾て召集せられしことなく、殆んど新設の制度と選ぶことなきも、歷史に就て記憶を喚起せば從來幾回か召集せられて國家危急の際に大事を決定

△是れ議員は選擧の後地方の選擧民に托し出でゝ狀況を提出せしむるの慣例にして極めて適當なる文字なりしかを以て明瞭すべし、

＊皇弟アルトワ伯は後年チャールス十世として佛國王位に登りしが其頑迷なる人なりしを以て遂に王位を逐はれたる人なり、

△コンデ公は革命戰爭中脫走貴族等の一隊を組織し同盟軍と共に佛國に侵入せり、

△從來の慣例に由れば三階級代表者の比總數一定せず、又は三階級の代表者に貴族僧侶の代表者の數より多く、一五六〇年のステートセネラルに於ては平民の代表者は他の二階級の代表者の合計に超過せり、

するに與りて力ありしことあり、然れば憂國の士は孰れも時局を救ふべき唯一の方法として之を歡迎せざるものはあらず、國會召集に關する王の心事は最も善意に解釋され國中一般に多大の希望を喚起せり、此時の佛國民は極めて少數の學者を除くの外決して共△和主義を奉ずるものに非ず、王室に對する國民の忠愛心は近年著るしく減退せしに相違なきも、尙ほ少なからざる隋勢を餘したれば國會開催の當初にありては是より僅に數年の後に王を廢し剩へ死刑に處し共和政治を創立すべしとは何人も思ひ設けざりし所なり、故に王をして其善意を自由に發揮せしめ誠意正心國民と共に國難を解決するの擧に出でしめば首尾よく立憲君主制を創立し得べき必らずしも至難に非ざりしなり、不幸にして皇族中＊アルトワ(Artois)△コンデ(Condé)の如き頑迷の專制主義家あり、オルリヤン公の如き野心家あり、加ふるに皇后マリヤ　アントワネットの如き戈を用ゐ氣を使ひ、常に王を勸めて埃國の力に依賴して國論を壓迫せんと欲し、王をして其善

意を一貫することを得ざらしめんとするあり、又は要路のチッカー上は財政の經驗ある外、經世の眼識なく徒らに虛榮心と自信力に富み、終に時局を救ふべき經綸を立つること能はず、彼れ是れの事情の爲め空しく千載一遇の好機會を逸し去りて立憲君主制の企圖をして彼れが如きの失敗に終はらしめしは眞に一大遺憾なりと謂はざるべからず、

チッカーは王に勸めて新議會の組織に關し△第三階級即ち平民の代表者の數をして、貴族僧侶の代表者の合計に等しからしむべきことを規定し、以て國稅の負擔に任ずべき一般人民の權利を保護するの意を暗示せしは頗る可なりしも、召集後の議員は各階級別＊に議事を開くべきや又は三階級合體して集會すべきやに付き更に規定を立て置かざりしは一大失態なりと云ふべし、蓋しチッカーは當初三階級合同の主義を以て立案したるも彼は遂に宮中頑迷派の制肘により其主張を徹底するを得ざりしとも云ふ、斯くて翌年五月一日に至りステ

＊若しも別々に會議を開くときは平民代表者の決議は必ず貴族代表者の決議により消滅し、其數を倍數と

ト ゼネラルの召集せらるゝや第一階級たる僧侶の代表者は二百九十一人、第二階級たる貴族の代表者は二百七十人、而して第三階級即ち平民の代表者は五百五十七人にして其半數は辯護士なり、開會と共に先づ平民議員の感觸を害せしは禮式の細目に關し頗る面倒なる規定の立てられしことにあり、曰く貴族僧侶はウェルサイユ宮の正門より出入するを得るも平民議員は其の裏門より出入せざるべからず、又は選擧民より提出の陳情書を王に捧呈するに際しては必ず恭しく跪拜するを要すと云ふ如き其一班を見るべし、加ふるに前云ふか如く各階級別に集會すべきや、又は合同して集會すべきやに關して一切規定なく、平民代表者は其規定なきは三階級合同して集會すべきを意味すと解し、宮中の大廣間に初め召集せられて他の二階級の別室に去りし後、平民議員は容易に議會を組織せず數々使者を派して貴族僧侶の來會せんことを督促せり、是れ宮廷策士に對する牽引上頗る其道を得たるものにして、直に巴里市民の熱心なる贊

為せし効果一も見る可らざるや明なり、

△内譯大僧正及僧正四十八、寺院長三十五人、下級僧侶二百八人、此下級僧侶は平民に接近し大に民衆の苦痛に同情したり、

△内譯皇族一人、法官又他の文官二十八人、紳士二百四十一人、

＊各代議士其選擧人の署名を記したる陳情書(Lies)を携帶せり、

△若し此時直に議長及び書記官を選擧して以て議會を組織するに於ては自ら第三級代表者は自白會たるを非とし國民の議會に非

— 502 —

成を博し、頑迷派をして自ら其策の暴露せしに對し顏色なからしめたり、斯くて折角召集せられたる國會も召集後一月餘にして未だ會議を開かず王及びネッカーの勸告も更に効なく六月十日に至りしが、此日巴里選出の代議士△セヤース(Abbé Sieyes)の發議に依り他の二階級の代表者に向ひ最後の交渉を爲し其結果を待ちて、他の二階級の代表者の來會如何に關せず、直に議會を組織することゝ爲せり、此の交渉は拒絶に了り只だグレゴリ外二三の下級僧侶の來り投ずるありしのみ、茲に於て直に當選證を檢査し、巴里の代議士にして有名なる天文學者たるベイリ(Bailly)を議長に選擧し、六月十六日國＊民議會(National Assembly)と稱すべきを決議し引續き議事を進行せり、而して第一に議決したるは(一)從來佛國政府の負へる債務に對し國民議會は責任を負ふべきこと(二)萬一議會の解散せらるゝことあらば議會の協贊を經ずして徵收せらるる租稅は不法たるべきこと(三)國家民人の疾苦を調査すべき委員を選定すること是なり、然るに政府は甚だ議會

さるを示すべければなり、

△僧侶にして最も有力の代議者たり、他日政界の一大人物として認識せられんとす、

＊公稱の問題は數日間の紛糾問題たり、素よりステートヂェネラル即ち階級會に非ず又平民のみの代表者と稱する(平民議會)は綜る不得策なりと爲せし所なり、

— 503 —

▲風雨を凌ぐべき筈、堅ばれど、素より格子一間あるに非ず、

の反抗的態度を喜ばずと雖も、之を解散するは人心を激昂するの恐あり其敢てする處に非ず、乃ち小策を弄し從來議事堂に充てられたる宮中の大廣間を閉塞せり（六月二十日）、是に於て當日各議員が議事堂前に參集するや門衛に拒まれて入る能はず、雨を犯し暫く彷徨の後宮中の打毬場（Tennis Court）に入り終日起立の儘會議を開きたり、斯くて彼等は益〻國民の代表者としての責任を自覺し『王國（佛國）の憲法を制定し之れを堅固なる基礎の上に置く迄は決して解散せざるべき』を誓約したりき、是より國民議會を改めて憲法議會（Constituent Assembly）と稱す、憲法制定を任務と爲せるを以てなり、

憲法議會　斯くて一日憲法の討議を開始せんとするや宮中の命を傳ふるものあり、曰くアルトワ伯明日を以て打毬の遊戯を試みんとすれば議會は以後打毬場に集會するを得ずと、皇弟アルトワ伯は頑迷派の首長として知らるゝ人、因て議會の激昂一層甚しからざるを得ず、更に會場を求めウェルサイユ町内聖ルイ寺院を用ゆることゝ爲

せり（六月二十二日）、翌二十三日王は所謂憲法議會の議員を貴族僧侶の代表者と共に宮中大廣間に召集し痛く逆鱗の態を以て各階級別に集會すべき嚴命を下せしも、素より命を奉ぜんと爲さず、却て王室の近親にて最も重きを爲すオルリャン*公は四十六人の貴族代表者を率ゐ王命に背き來りて憲法議會に投せしを以て、大勢乍ち動き政府亦た奈何ともすべからざるを悟り勅命を以て前日の命令を撤回したれば貴族の代表者は總て憲法議會に合同するに至れり（六月二十七日）、同時に宮中に在りても事態の不穩なるを思ひ、ウェルサイユの王宮を護衛せん爲めに軍隊を召集せり、當時巴里に駐屯の兵十三聯隊あり內獨逸、瑞西の傭兵九聯隊あり是れ即ち宮廷の最も信任せしもの、今ウェルサイユに召集せられしは多く此外國兵なりしなり、即ち國民の代表者を信せず却て傭兵に信頼して之を威壓せんと試みしを以て議會の激昂は更に一層の甚しきを加へしや知るべきなり、是より先、去秋大雹の災あり巴里の周圍特に麥作を以て名ある地方の損

△先代オルリャン公はルイ十五世の初年に攝政王たり、

＊此公後に議會がルイ十六世を死刑に處するの際決議を加へなせるに際し、なはりて死刑に變成し、自ら亦斷頭機上に終に死刑に遭へり、其子オルリャン公フィリップ一八三〇年七月の革命に王位に登れり、

▲三色旗は紅白綠を樣に染出したる旗なり、是より卒命令政府に採用せらるゝ國旗なり、佛國の國旗用せらるゝ時の國旗は沒落プルボン王朝復活共に廢止せられ後ナポレオン王朝の時白旗を採用したるも一八三〇年七月革命の時三色旗を復し又三色旗を爲す、一七八七年復活ブルボン王朝の時白旗を復し又三色旗を爲す、一八三〇年七月革命の時ルイ、フヰリップ王朝の時白旗を採用したるも其後再び三色旗を復し現今に至る、

▲バスチールは周圍に濠堀あり橋梁

害最も甚だしく殆んど饑饉の狀態に陷り、農民の食を求めて巴里に來り浮浪の群に投するもの幾千萬なるを知らず、平素不穩の分子に富める巴里は今や浮浪の數を加へ危險一層大なり、彼等思へらく國會は將に下層人民の爲に口腹の天國を開かんとすと、而して彼等は眼前に國會の壓迫せられんとするを見るや激昂甚しく、此形勢を利用せんとする有志の徒は直に護國兵團 (National Guards) を組織し、舊市政を一掃して別に新市政府を設立し又三色旗を制定して革命の標幟と爲せり、茲に於て市內の群民は兵器を掠奪するの必要あり七月十四日を以て小銃を貯藏せりと知られたる廢兵院とバスチールとを襲へり、特にバスチール (Bastile) は舊城砦にして多年政治犯人の繫囚に當てられ虐政の表徵として人民の怨府たり、加ふるに此日數百の群民バスチールの門內に襲來し城砦の開放を要求するや衛兵は之に發砲して其數人を死傷せしめ且つ▲橋を引揚げて市民の亂入を拒みしかば、群衆の激昂甚だしく乍ち狂亂して潮の湧くが如くに闖入し

監守を▲捕縛し兵器を奪ひ囚徒を放ち而して城砦に放火して之を灰燼に委せり、同時に市民は到る處に▲市街掩堡 (barricades) を作り自衛に着手せり、是れ既に宮廷の頑迷派に對しての絕大の威迫たり、加ふるに政府の指揮を奉ずべき軍隊は公然市民に同情し到底之に刃向ふ事なかるべきも亦明白になれり、而も危機は之に止まらざるなり、佛國全般に亘りて各市町の人民は首府に倣ひて▲バスチール又は監獄を燒き農民は貴族の居城を襲ひ倉庫を毀ちたり、事情かゝりしかば宮廷に於ても形勢の不容易なるを稍〻覺知したるものゝ如く、王自ら議會に來り巴里及ヴェルサイユ附近に集めつゝありし軍隊を直に遠ざくべきを公言し、又七月十七日には王は胸間に三色旗を佩び議員に擁せられ巴里に來り以て大に人民に信賴するの意を示したれば一時激昂したる人心忽ち鎭定したり、而して議會に在りては此際銳意憲法の制定に從事し多忙なり、八月第一着として民權の宣言を決議し (Declaration of the Rights of Man) 自由平等友愛 (Liberty, Equality, Fraternity)

により出入せり、

*監守は市役所に拘引の途中虐殺されたり、

▲市街掩堡即ちバリケードは街上の數石等を取り以て市街各處に掩堡を作り其保障を利用して軍隊の襲來するを防ぐもの、自衛法として頗る有効なり、

▲カエーン、ポルドウ、レンチー、等バスチールにあり、カエーンは守備隊長の殺されたるを一婦人あり其心膽を抉出し之を食へりと云ふ、

の旨義を敢行して餘蘊なし、即ち凡て階級的制度及び特權は悉く之を廢止せり、然るに十月三日に端なく一の不幸なる出來事あり、此夜ウェルサイユの宮中に親衛兵將校の慰勞會ありしが、將校等は酒興に乘じ三色旗を地に投じ之を蹂躙し革命反對の談話を爲せりと云ふの說巴里に傳はるや、饑に迫まる群民は又大に激昂し、軍隊との衝突を避くべき一策として一群の婦人を先導としウェルサイユを襲ひ王宮の前庭に亂入し自ら『饑へたる愛國者』と稱し交もゝ起ちて疾苦を訴へて止まず、幾許もなくラファエット*將軍(Lafayette, Marquis de) 亦た兵を率ひて來り王及び宮廷を擁護して巴里に去れり、蓋し宮廷のウェルサイユに留るは巴里市民に各種誤解の因を與るものなりと云ふの理由の下に脅嚇したるなり、此時王は皇后皇太子と共に此一隊に擁せられ幾百の群衆殊に襤褸を纏へる婦人等に繞圍せられ蕭然として巴里に入れり、是れより宮廷は巴里に在りて事實上の捕虜と爲れり、同時に國民議會亦た會場を巴里に移せり、

*ラファエットは一七五七年に生れ一七八三年北米獨立戰爭に參加し始に獨立軍に投じ同深く情誼を厚くし少將となり平定に率ひて盛名を揚げ一七八七年の第一部會に選出され下に屬して一七八九年同盟の勸あるより同年一七九一年迄佛國の總指揮官たり、

議會は自由、平等、友愛の大旨義に基づき佛國の政治組織を改造せり、即ち封建的聯想を一掃し地方割據の弊を刈除せんと欲して從來の歷史ある地方區劃を一切廢止し、改めて佛國を八十三の平等なる行政區に分轄し之をデパートメント(Department 即ち我邦の縣)と稱し、デパートメントを分轄してディストリクト(District 即ち我邦の郡)を置き、更にディストリクトを小自治區に分ちたり、カントン(Canton 又は Commune 我邦の町村)是なり、デパートメントに地方議會を置き理事者五人を立て政務を執らしめたり、ディストリクト及びカントン亦類似の組織あり、選擧に關し人民を分ち活動的人民(Active citizen)、受動的人民(Passive citizen)と爲し、活動的人民とは三日間の勞働賃に等しき若しくはより以上の納稅額あるものを云ひ之に選擧人を選擧する權を與へ、選擧人は各デパートメントの首府に集り代議士、行政官、判事、僧侶を選擧すべく規定せられたり、裁判所に關しては地方區劃に從ひ、各上中下の法院を置き最高法院を巴里に置けり、

▲佛國革命時代の大外交家なり、ナポレオン時代に重用せられ、ウエンツトウエン公に封ぜられ、帝政落に際し、ルイ王朝の復活を迎へ、議會に嫌忌せらるるに及んで遂に名を博せり。

宗教上に於ても同一の筆法に從ひ大僧正、僧正、下級僧の區別を爲せり、國會は一院制と爲し永久間斷なく存在すべく、又議員は隔年に改選すべく其數七百四十五人と規定したり、

此時憲法制定以外焦眉の急務は財政の問題にあり、周圍列强の態度は愈〻不穩にして國内亦た頑迷の徒多く爲めに治安國防の爲め精鋭の軍隊を編制するの費用を要し、其他普通行政費、舊國債に對する利子の支拂等多大の費用を要す、今や議會の本分は憲法を制定するに止まらず、事實上の行政府として資金調達の法を講ぜざるべからず、如何にして資金を得べき乎、根本的に財政を整理するには尚ほ歲月を要す如何にして眼前の急に應ずべき資金を得べきか、茲にアウッタンの僧正▲タレラン (Talleyrand) 議會に提議して曰く、佛國内の寺領は實に全國面積の過半に及ぶ、素とこの寺領なるものは宗教維持の爲め寄附せられしものにして、僧侶又は教會は其監理者たるのみ眞の所有主に非ず、因て國家は今後僧侶の俸給を支給すべき責任を負

△巴里市役所の建議に基づく、

*ミラボウ伯は一七四九年に生れ幼

擔し、同時に此等の寺領を沒收して之を賣却し以て資金を調達すべしと、此建議案は直に議會多數の納るゝ所と爲り可決せられたるも、時恰も大變動の渦中に屬し人心恟々何人も寺領を買收せんとするものあらず、因て△一策を案出し中央政府は各カントン(町村)をして之を引受け金札 (Assignats) を以て假りに其代價を支拂はしめ、個人に實際賣却するに從ひ金札を償却せしむることゝなせり、而して此金札發行の一事により革命政府は遂に其命脈を維持することを得たりしなり、

憲法上の一大問題は國王は議會の決議に對し不裁可權ありや否と云ふとに在り、議會の多數は王を以て行政長官と見做し其職權は議會の決議を奉行するに外ならずと思惟したり、此種の論者の立脚地より觀れば王に不裁可權を存し置くの必要あらざるなり、此時議院中最大雄辯家にして、又大政治家の識見度量あるものとしては先づ指を*ミラボウ (Mirabeau, Comte de) に屈せざるべからず、其主張は健全

にして不羈放蕩、常規の外に行動毎に奇を衒ひ、出づめに出でゝ、福り獄に繫がるること多年、端四、倫敦、伯林に遊び、大に見識を開き、著書數種あり、佛國議會第一の雄辯家なり、

なる立憲君主制を採用せんとするに在りて、他の共和論者と大に選を異にし、ラファエット將軍と稍同一の見地に立てり、乃ちミラボウ畢生の雄辯を振ひ國王に政治的責任を負はしむる以上は不裁可權を與ふるの極めて妥當なるを論じたるも遂に目的を達する能はず、僅かに六個月間決議の執行を停止するの權を與ふるに止まれり、憲法議會の一大短所は民權自由を尊重するの一方に偏して法律の制裁を嚴正にし秩序を維持するの必要を忘却したるにあり、ミラボウの烱眼夙に此形勢を看取し佛國を無政府の慘狀より救ふは一に有効なる行政權を存置するに在りと爲し、王の不裁可權の必要を主張したりしが、亦た密に王に建策し王をして巴里群民の制肘を脫し身を地方に置き國内の温和分子を集めて立憲君主制を樹立せしめんとせり、其說に曰く若しも王をして一たび巴里を脫出して地方に身を置くに至らしめば或は一時の内亂は避く可らずとするも内亂は寧ろ外寇に優れり、若しも宮中策士の希望するが如く外國の兵力干涉を誘致す

るが如きことあらば國民中の愛國心は一齊に勃發し外國の兵力に依賴する王室を廢するに至らんも未た知るべからず、之に反し内亂は不幸なるに相違なきも、却て無秩序の分子と秩序的分子とを明かに分離するの利益ありて、且つ王が立憲主義を堅持して其心動くことなくば必ずや國民の多數は王室に忠勤するに至るべしと云へり、是れ實に一大見識と云はざるべからず、王をしてミラボウの策を採用せしめて誠意事局に當らしめば假令多少の内亂は免れずとするも、大革命の慘禍を見るに至らずして止みしも未た知る可らず、不幸にしてミラボウは一七九一年四月病を以て歿し、佛國は時局を救ふの大策を有し且之を實行するの手腕ある唯一の政治家を失なへり、

ミラボウの死後、宮廷の建策一に外國の干涉に依賴し以て内國の反抗を鎭定せんとするの方針に出で、王及皇后は六月二十日深夜に潛に巴里を脫しメッツ城を指して奔れり、蓋しメッツ城中にはブイーレ (Bouillé) の率ゆる軍隊あり且つ墺國その他隣邦の援軍にも接近す

べければはなり、然るに未だメッツに到らざる途中ヴァレーン(Varennes)に於て事發覺し議會の命に依り直に巴里に護送せられたり、此の事件は小事に似たるも革命の進行上多大の影響ありしは疑を容れず、從來革命の首動者等は王を以て佛國改造の協同者と見做し、假令全心を擧げて贊同せざるも勢止むを得ずとして之に同意し、其一たび同意したる以上は反覆の行動あるべしとは信せざりしなり、然るに王は脫奔に際し一篇の宣言書を宮中に遺し置けり、其文中には王が從來改革に同意したるは權宜の處置たるに過ぎずして內心未だ曾て改革を是認せしことなきを明言したれば、若しも王をして志を得しめば復た舊時の專制々度を恢復すべきや疑なきなり、是より國民の王に對する態度は漸く一變し、殊に過激なる共和論者の如きは勉めて王の頑迷度す可らず反覆信ずべからざるを說きて民心を動さんとせり、然れども王及皇后の巴里に還れる即下には尙は未だ輿論の激變を見ず、議會の多數は尙ほ立憲君主制を把持し、王の脫奔を

以て左右小人輩の責に歸すべしと主張し强ひて宣言書に重きを置かず、却て不裁可權問題に關し議會が過大に王權を制限したるを後悔するの狀あり、茲に於て溫和主義者は自ら一派を爲し、當時巴里市を初め全國に大勢力を有するヂャコビン倶樂部を脫し別に憲法倶樂部(Constitutional Club)を組織せり、抑もヂャコビン倶樂部(Jacobins Club)は一八八九年の創立に係り本部を巴里に置き各地に支部を有し、秩序整然、中央の決議は直に地方に通知し實行せしめたるを以て佛國輿論の發展に多大の影響あり、當初は過激派溫和派共に之に屬したるも、王脫奔後は兩派の議論益〻扞格し、遂に溫和派の分離を見るに至れるなり、而して議會大體の傾向は溫和派の勝利に歸せしものゝ如く、ダントン(Danton)を首領とするコルデリール(Cordeliers)倶樂部に於て廢帝論を唱へ七月十七日其請願書をションデマールス(Champ de Mars)の演武場に置き群衆の署名を求めつゝあるに對しラファエットが護國團の兵をして發砲せしめしが如き正さに溫和派の勝利と見

▲事實上主權を奪はれたる王の地位は最も憐むべき地位にして其地位に自然左右へ小人の君に惑き脫弃するに堪へざるなら試みたるものの解釋なり、

▲ヂャコビン倶樂部名なり、巴里一寺院の此寺院內に會せしに此倶樂部常に名づくるに至れり、

*而かも巴里は過激派に驚せり、溫和派は一般國民を代表し過激派は巴里市を後援とし巴里市は巴里勝つを爲す、巴里勝つの輿論は一般の革命の前途に此一問題の解釋如何にあらんと答す、

▲前議會存在中に新議會に對する選擧を執行せしめ、因て一七九一年九月十一日議會解散し十月一日新議會成立したり、

做さゞるべからず、加ふるに議會は政社、倶樂部、出版、集會に關し取締法を制定し遠慮なく共和論者を迫害したればダントン (Danton)、マラー (Marat) の徒は一時難を英國に遁れたりき、而して議會は最後に克己案 (Self-denying Ordinance) を決議し各自次の議會に再選せらるゝを得ざること、爲し、王亦議會に臨み憲法を裁可し忠實に之を遵奉すべきことを誓ひたれば、茲に憲法議會の目的は首尾よく達せられしものゝ如く、一七九一年九月三十日新議會に對する總選擧結了と共に舊議會を解散し議員各得々として鄉里に歸れり、佛國中流社會は總て新憲法を歡迎し立憲君主制は首尾よく樹立せられたりと思惟せられたりき、

新選擧法に依り選擧せられたる新議會は一七九一年十月一日を以て召集せられたり、之を立法議會 (Legislative Assembly) と稱す、蓋し憲法已に制定せられて之より國家社會の新組織に必要なる諸法律を制定せんとするを意味するなり、議會の形勢は議長の極右、及右側に席

△又は一七八九年倶樂部と稱す、

＊佛國皇后マリヤアントワネットの兄なり、

▲サクソニー國首府ドレスデンの南六哩にあり、

を占むるを憲政倶樂部 (Constitutional Club 又は Feuillants と云ふ) とし左側をヂロンデ黨 (Girondists) と爲す、ヂャコビン黨のロベスピエール、コルデリール黨のダントン 極左の席を占む其席最も高きを以て山黨とも云へり、新議會の開會の少し以前に墺帝レオポールト＊普王フリドリッヒヴィルヘムは▲ピルニッツ (Pilnitz) に會見し(一七九一年八月)佛國問題に關し凝議する所あり其結果として一の宣言は發表せられたり、此宣言は墺帝と普王の署名に係り、佛國の現狀を憂念し、佛王をして自由意思に依り王政の基礎を定め得べき地位に復せしめんがため列國共同の兵力に訴ふべきことを言明せり、之より先き宮廷に關係ある貴族僧侶中難を國境外に避くるもの引きも切らず、稱して エミグレ (Emigrés 脫走人又は避難者の意) と云ひ、或は英國にも遁れたりしが多くは萊因河外の方面に遁れて墺普の朝廷に哀願し列國干涉を求めたり、このエミグレの行動は革命黨員の最も惡む所にして、ピルニッツ宣言の發表せらるゝや、其復仇として議會は直に二個の決

議案を發表せり、即ち其一は夫のエメグレの徒は直に歸國すべく、然らざるに於ては其財産は悉く沒收せらるべきこと、其二は僧侶にして議會の決定したる『僧侶に關する市民的規定』に服從せざる者は其俸給を給せざる耳ならず其教務を執行するを禁じ且常に政府の監視を受くべきことを規定したり、今此の二案に對しルイ十六世の態度如何と云ふに、王は絶對に此の二法案を裁可するを拒みたれば、曩日奔竄を企てし時の心事を參照して愈〻其改革に誠意なきことを明にしたり、過激なる各黨派の面々は王が國家に不誠實なるを攻擊し、其責を時の政府に歸せしかば内閣爲めに辭職し温和黨の一派デロン*デ(Girondists)内閣の組織を見るに至れり、而して新内閣は輿論に從ひ一七九二年四月二十日を以て埃、普、其他に向ひ宣戰を布告したり、是れぞ即ち今後多年の間經續し那翁帝政時代に迄及ぶ戰爭の序幕とはなりける、議會は防禦軍の編制を決議しデュモリエー(Dumouriez)ラファエット等をして萊因方面の國境を防がしめ、デュモリエーは

△僧侶の市民的規定は前日議會に通過せし決議案にして、其趣旨は僧侶も亦市民さして國家の制裁に服せざるべからずさ云ふに在りて、宗教社會を他修禁止し、獨身生活の誓約あり、解散する道院の規定あり、

*佛國西南部沿海州ゲロンド選出の議員多きを以て斯く名づく、革命黨中の温和派なり、

フランドル方面に進擊を試みたりしが、編制未だ整はず殊に志氣振はず散々に埃軍に擊退せられて潰走せり、乃ち極端派は盛に當路の無能を嗚らし且つ宮中必ず敵軍に内應するものあるべきを疑ひ『反逆』の叫聲高し、王はヂロンデ派の内閣を休めて温和派の他の一派、憲政倶樂部の首領を招き新内閣を組織せしむ、而して王は共和論者の勢力漸く再び盛なるを見て、一に同盟軍の救援に依頼せんとする情轉切なり、密使を維也納に派して危急を告げ救を求めしかば、同盟軍の方に於ても準備漸く成りて八萬の大軍は將さに佛國に侵入せんとしてコブレンッ(Coblentz)に屯集せり、皇后マリヤ アントワネットは雀躍して左右に告げて曰今や救援軍將さに到らんとす一個月の後余は必ず自由の身とならんと、總て此等の密事は悉く極端なる過激黨の耳に入れり、ヂロンデ黨の如きも遂に王室の頑迷背信度すべからざるを見て共和主義に傾き極左黨と行動を共にせんとするに至れり、王室信ず可らず、從來の軍隊亦頼む可らず、同盟軍は漸く攻

△皇后は敵軍に通じたるものの如く立たるものの如く見做されたり、皇后は自ら立場より自勝利の暁には同盟軍の北米に佛軍の敗北を希望したること明白なれば、反逆の叫ばれしも無根なりしが如し、

勢を執り國内に入らんとす、茲に議會は國家危急の狀態を覺悟し一種の狂熱に滿ち五萬人の義勇兵を募集すべく決議し、憲政倶樂部一派の因循姑息を罵倒し王政に對する國民の反抗心を熾んに敎唆煽動せり、國論亦た響應し國家の急を思ひ募兵に應ずるもの甚だ多し、就中、マルセイユ聯隊は英氣勃々マルセイユの軍歌(La Marseillaise)を謠ひ率先して巴里に入り大に人心を鼓舞せり、是れ爾來佛國の國歌として每に無限の感慨を喚起するマルセイユ曲の濫觴にぞありける、國家危急存亡の場合に臨み、敵國に同情し敵軍に內通する所の君主を戴きては國家の救濟得て望む可らざるは論を待たざるなり、假令マルセイユ聯隊は忠誠無比なりとするも、假令五萬人の新募兵は英氣に充ち舊軍隊の意氣沮喪せるが如くならずとするも、戰略の密事等悉く敵軍に漏洩せらるゝとすれば、是れ徒らに忠勇の同胞を敵軍に賣るに異ならずとは革命黨領袖盟の憂憤せし所なりしなり、故に國民が奮起せる如く、議會が狂熱せる如く、巴里が激怒せる如く、

同一の精神を以て外敵に當り內政を整理せんとするには王室を廢し共和政府を創立し、以て革命主義者の手に實權を收めざる可らざるなり、而して事局の解決は一にダントンの勇斷に待てり、八月十日ダントン(Danton)はヂャコビン黨を率ゐ巴里ホテルドヴィルリに謀反自治政府(Insurrectionary Commune)を創立し、マルセイユ聯隊を先導として無數の群民之に從ひチュエレリー宮に亂入し王宮護衛の瑞西兵を殺戮したり、王は皇后皇太子內閣員等と共に議事堂に遁れ議會の保護を求めたりしが、ダントン一派は更に議會に迫り王權を停止すると、王を*トムプルと云ふ舊城砦內に幽閉すると、議會を改選することを決議せしめ、同時に同盟軍に對する威嚇の意味を以て盛に王黨の虐殺を行ひたり、ラファエット將軍は其部下の軍隊を率ひ王を救はんと試みたるも、部下の兵之に從はざりければ遂に身を以て難を免れたり、轉じて國境方面を眺むれば同盟軍は已に佛國境內に進入し、ロンウィー(Longwy)ヴェルヅン(Verdun)を拔きシォンヴィル

ムダントンはマラー、ロビスピエールと共に革命時代の三人男なり、

*トムプル(Le Temple)は固と中世紀トムプル武士團に屬したる古城築なり、

▲ブロンスウィクの白旗退却に由れば彼の軍に放棄せしめたる二箇の要塞、即ち佛國の領分に編入せられたりと云ふ、コスチーン(Custine)はアルサース(Alsace)の軍を引き萊因河を渡りウォームス(Worms)スパイエル(Spires)の方面に進軍し、而してマインツにある同盟軍の兵器彈藥の集積を奪ひ、熱心なる佛國の嫉妬心を稍々緩和せしめたり、斯くて一七九二年十二月に入りては佛國の境内一人の外國兵なきに至りしが、新選の議會また開會し其多數は革命黨員の占むる所となれり、而して政府の實權はダントンを中心とするヂャコビン、ヂロンデ諸派の有力者の掌握に歸したり、是れ即ち一八九二年末の形勢なりとす、

(Thionville) を圍み、巴里に到るの道路は殆んど開放して亦同盟軍を阻止するの望なきものゝ如く一時は巴里の人心恐慌に打たれ爲す處を知らざりしが、九月二十日佛將ケルレルマン (Kellermann) ヴルミー (Valmy) にありて其軍中に大に新興の元氣を皷吹し盛んに獨逸軍を砲擊せしめし効空しからず終に將軍ブロンスウィクを退却せしめ以て偶然にも大に佛軍一般の元氣を作興するとを得たりき、即ち佛軍は勝に乘じて同盟軍を逐ひ、コスチーン(Custine)はアルサース(Alsace)の軍を引き萊因河を渡りウォームス(Worms)スパイエル(Spires)マインツ(Mintz)を取れり、而してマインツにある同盟軍の兵器彈藥は悉く佛軍の有に歸せり、斯くて一七九二年十二月に入りては佛國の境内一人の外國兵なきに至りしが、新選の議會また開會し其多數は革命黨員の占むる所となれり、而して政府の實權はダントンを中心とするヂャコビン、ヂロンデ諸派の有力者の掌握に歸したり、是れ即ち一八九二年末の形勢なりとす、

第二十一章　佛國革命　其三　恐嚇時代

國民議會　極端派勝つ　ルイ十六世の死刑　外國軍侵入　兩革命委員會　ヂャコビン黨と行政　革命法廷　ロベスピエール全盛　セルミドル九日　恐嚇時代の死刑數

革命軍の開運の日と云ふべきヴルミー戰爭の日に新議會は召集せらる(一八九三年九月二日)、國民議會是なり、而して吾人は新議會議員中一人の王政論者なく悉く共和主義者なりしを見て輿論の變化の如何に激甚なりしかを察するを得るなり、新議會の第一の事業は共和政體の創立を決議するに在り、此點に付ては滿場一致、一人の異議者なく決定するを得たりしも、是より政策の問題に入り自ら二派に分裂せり、議會の多數は穏和派なるヂロンデ黨(Girondists)に屬し、且つ國中の中流者多數の同情を有し、過激派なるヂャコビン黨(Jacobins)は少數なり而も有力なる巴里は其味方たり、兩派の第一の爭點

は王ルイ十六世の處分問題にあり、何人が王を審問すべきや、是れ其爭點なり、ヂロンデ派の主張は、國民議會は王を審判するの權利なし、斯る重大事件は宜しく國家の眞の主權者たる國民の普通投票に訴へて處分するを至當とすと云ふにあり、之れ王の一命を助けんとするの主旨より成る可く判決の時機を遷延せんとし、且つ國中一般人民の決して極端派に同情せざるべきを知るを以てなり、之に對してヂャコビン黨は熱心に議會に於て王を審判すべきことを主張し、且巴里の輿論亦た最も激烈にして大に温和論者を威嚇し、議會は遂に多數を以て議會自ら王を審問すべしと云ふに一決し、一七九三年一月十五、六、七日の三日に亘りて王を審判し、三百八十七對三百三十四の多數を以て王を死刑に處すべきことを決議し、王は直ちに刑に處せられたり、因に云ふ皇后亦是より約九箇月の後に至り遂に死刑に處せられたり(十月十六日)、

之より先、墺普はルイ十六世救援の爲めに問罪師を出し已に國內に

▲此多數中にはかルリヤン公(平民王)爲りてフィリップエガリテと稱す)も加はれり、後ち恐怖時代居れりゲロンデの一味として死刑に處せらる、

侵入し、當初佛軍の意氣沮喪し頻りに敗報を齎らせしも、一七九二年九月ヴルミーの戰に敵を擊退して以來佛軍の勝運頓に開け各地に聯合軍を挫き十月ゼマップ(Jemmappes)の戰捷の結果遂に萊因方面の所謂自然的國境を恢復するを得たり、加ふるにネーザランド(Netherland)方面に於てアンウェルプ(Antwerp)を開放して自由港たらしめ、又シェルド河(Scheldt)を開放して佛國貿易の爲に多大の便宜を得、而して伊太利方面に於てはサボイ(Savoy)及びナイス(Nice)を占領せり、斯くて內に於ては國王問題を解決し外に向つては外敵を擊退し、共和政治の形勢最も有望なるに際し、不幸にして議會內の黨爭亦た爆發したり、即ちヂロンデ派はヂャコビン黨を罵りて無政府主義者なりとし、ヂャコビン黨はヂロンデ派を攻擊して秘密の王黨なりと云ひ、事每に意見を異にせり、併かも議會の多數はヂロンデ派に屬するに關らず實權はヂャコビン黨に歸せり、彼等は巴里のヂャコビン倶樂部を本據として全國到る處に支部を有し、組織整然として本部

△歐洲の河川に屬するの權內に領土の侵入の趣旨に通ずるに開放せざりしが維納會議の時(一八一五年)に至れり、之を云ふ般に放せざりしが維納會議の時(一八一五年)に至れり、

の命令は一號令の下に直に之を全國に實行するとを得たり、而して之を率ゆるに、*ダントン(Danton)▲マラー(Marat)▲ロベスピエール(Robespierre)の如き雄材あり、ヂロンデ派の組織なく、其領袖中徒らに學識能辯の士に富みて豪傑の士に乏しきと比較すれば勝敗の數自ら明なり、されば一七九三年四月四日軍國の政務に任せしめんが爲に護國委員會(Committee of Public Safety)の設置せらるゝや、其委員は悉くヂャコビン黨なりしが如き、以て形勢を卜するに足れり、續いて保安委員(Committee of Public Security)を選擧し、護國委員會の命を奉じて實務に當らしめ、是等の兩委員をして行政全般の事を司らしめたるを以て、今や佛蘭西政界の權力は全然ヂャコビン黨の手に歸したり、然かるに猶ほヂロンデ派は議會に於て多數を占む、彼等と雖最後の一戰を試みずして權力を敵黨の手に委ぬべきにあらず、茲を以て彼等は別に十二人の委員を選んで行政事務を司らしむる事となせり、蓋し曩きの護國委員の職務は形式上軍事に關係するを口實として、

*ダントンは一七五九年に生れ一七九四年四月に死刑に處せらる、革命政府創立の主動者なり、

▲マラーは一七四三年に生れ一七九三年に暗殺さる、ダントンと相並びて革命黨の首領なり、

▲ロベスピエールは一七五八年に生れ一七九四年七月廿八日死刑に處せらる、ミラボーの死後、第一の雄辯家にして學者なり、理想家なり、

別に文事行政を目的とする委員を定めたるものなり、之に對しヂャコビン黨は最後の手段としてクーデターを企てたり、即ち巴里謀叛黨の群民を煽動し、又護國軍八萬人を議會の周圍に召集して威力を示し、遂に五月三十一日議會に逼りて十二人委員を廢止せしめ、且つヂロンデ派の代議士三十一人(內、國務卿たるもの二人あり)を逮捕したり、斯くて佛國の實權は悉くヂャコビン黨に歸せり、而してヂャコビン黨の本據は巴里の群民にありしを以て、終に佛國の權力は舉て巴里群民に歸したりと云ふを妨げず、

ルイ十六世の死刑は英國の朝野を震駭せしめたり、英國は之より百五十年前同じく國王を死刑に處したるの經驗ありと雖、爾來立憲君主制の基礎堅固にして、實權は有力なる貴族及び中流社會の占有する處となり、*政界は現在の秩序を重んずる保守的傾向に支配されしを以て、下層社會に在ては此形勢に嫌厭たるもの頗る多く、動もすれば佛國革命の餘波を受けて、過激の民權を唱へて暴動を起さんと

*此時政黨は大陽族の專橫に委せられて腐敗たるを極め、ヂャコビン黨は個人政治に操せらるゝに勢力なし、ヒレットの巧妙なる

▲ボルクは一七二九年に生れ一七九七年に歿す、

▲美軍に憑りて御用獨り羽振る

するの恐れあり、故に有名なるエドモンド ボルク (Edmund Burke) の如きは一七九〇年既に佛國革命論を著し、以て國人に警告する處ありしが、今果して佛國民は國王を死刑に處し引續いて政權は英人の最も嫌惡する群民の手中に落ち、加ふるに新編制の佛軍は一種の恐るべき狂熱に滿ちて埃普の軍を各方面に擊退し、又國民議會は其決議を以て凡て民權自由の爲め君主に反抗する人民に大に援助を與ふべきを宣言したり、即ち佛國革命政府は兵力を以て革命主義を世界に傳播せんとするものと認められたり、爰を以て英國の輿論は大に干渉の必要を唱ふるに至り、平和主義の宰相ピットも遂に佛國共和政府を以て歐洲秩序の敵なりと見做し、列國を誘ふて大に之と戰ふの準備を爲せり、所謂第一列國同盟なるもの是なり、即ち英國は曾に自ら軍隊を派遣するのみならず、又た列國政府に向うて軍資を供給し以て自ら同盟の中堅となり、斯くて遂にナポレオン (Napoleon) の大勢力を破壞するまで前後二十餘年の久しきに及べり、

▲國民皆兵主義は佛國改革の時に起れり、

ヂャコビン政府は巴里を後援とする外には僅に佛國三分一を味方としたるのみ、然るに反對同盟は英、埃、佛、西、和、等殆んど歐洲の全體を包有し、且佛國内殆ど四分の三はヂャコビン政府を厭うて暗に同盟軍に同情を表するものなり、されば數に於てはヂャコビン政府は到底其位置を維持すること能はざること明なれども、多數必ずしも常に勝利者たらず、此の内憂外患の衝に立ち、ダントン (Danton) 及び其同僚は驚くべきの精力を示し、よく謀りよく斷じ遂に國民を統合して外難に當るを得たり、先づ以て國中の男子にして兵器を執り得べき者は悉く軍隊に編入せらるべきを命じ、物價及賃金の最高價格を協定し、政府の支拂には凡て下落したる紙幣を其表面價格に依り使用し、佛國全體に使節を派遣して各所に革命委員を設置し、中央に於ける護國委員及び保安委員に倣ひ地方の事務に任せしめたり、且つ約一週間の討議を以て共和政體の憲法を制定し之を發表し平和克復と共に憲法に遵ひ新政體を樹立すべきことを誓ひ、以

▲人心動亂の機に際し事迅速を貴ぶ

＊經濟の理法は、革命政府の左右し得べき限りにあらず、如斯法令は雖も其當座に發布はあるも小膽の市民を畏服せしむるに足りしならん、

て人心の鎮撫に努めたり、然れども國中叛亂を企つる所多し、リオン(Lyon)ッウロン(Toulon)ラヴェンデー(La Vendée)先づ反旗を翻へしたるを以てヂャコビン政府は大英斷を以て鎮壓に從事し幸に局部に於て之を防遏することを得たり、且つ特に一般人民に説くに外難に際し舉國一致の必要を以てし、此際に於て內亂一揆を企つるものは其政論は別事として國家に忠誠ならずと云ふの主意を普及せしめたるを以て、久しからずして內亂の動機を一轉するを得たり、而して巴里に於ては一七九三年三月十一日を以て革命法廷を開き苟くもヂャコビン政府に反對を試み又異心を懷き、或は熱心の贊成を表せざる者は悉く拘引して此法廷の審判を受けしめ、證據の如何を顧みず、續々斷頭機(ギロチン)に付して死刑に處せり、此より革命史は所謂恐嚇時代(The Reign of Terror)に入る、斯くて內に於ては反對黨を畏縮せしめ、外に向つては若々同盟軍を擊退せり、南方に於て西班牙軍及びピードモンド軍は始め佛軍に克ちしと雖も其勝利を利用する

△ラヴェンデーも頑强の抵抗を試みも、容易に鎮定に歸せず、ナポレオンの戰術の恥ちさるに者たるに云はれたるオーシュ(Hoche)に依り鎮定されたり(一七九六年)オーシュは來たして大功を奏し年にして病死す、名を爲さずして歿す、

*ギロチン(Guillotin)は一七九三年佛國議會の議決に因り採用されたる斷頭機なり、鋼刀を重錘に引上げ落下して來り首を無雜作に切る機械人なり、

ことを知らずして忽ち敗者の地位に陷り、西北方面に於て列國は始めより協同一致を缺き、爲めに戰機を失し佛軍の乘ずる所となれり、且つ佛國にありては有名なる軍略家カルノオ(Carnot)能く軍隊を組織し徵兵法によりて募集せられたる新軍隊は自ら愛國の元氣に滿ち、遂に到る處に同盟軍を佛國境外に擊退するを得たり、爰に於てヂャコビン黨の勢力益々盛んなり、彼等は更に一歩を進めて佛國民は婦人未丁年者に至る迄凡て國防の責任ありと宣告し、脫走貴族(Emigrés)及び國事犯人の財產を沒收すべきを議決したり、而して從來の曆を改正し一七九二年九月二十二日即ち共和政體創立の日を以て新紀元の一日と爲し、月毎に名稱を付し、日數を一定して三十日と爲し、十日毎に休日を置きたり、又巴里の市役所に於ては無神論の道理あるを決議し、有名の寺院ノオトルダーム(Notre Dame)に於て理性崇拜の式を行ふて宗教全廢の意を明かにしたり、其他衣服言語の好尙に於て又一般風俗に於て悉く貴族臭味のものを排斥し、自由の本源た

一八八九年最初の議會の刑法の改正に因て死刑の法を減ずべく苦痛なる越獄罪ギロチンに因みて命名せり、

△カルノーは一七五三年に生れ一八二三年に歿す、二三年間の醫者の稱あり、此人なかりせばナポレオンの功績なかるべし、及び於ける太利、埃及、大利、勝利も得て望むべかりす、數學の大家なり。

△從來の七曜は宗教に因縁あり、廢止せり、

*寺院の廣間に高壇を築き之に一女を座せしめ理性と號し女神として拜せり、狂熱に至りて極れり。

る希臘羅馬の風を學び、結婚の如き宗教的束縛を脱して全く個人的契約と做し男女の關係を自由にしたり、

ヂロンデ派の首領輩は大概亡ぼされたり、或はローランド(Roland)の如く自殺するあり又はベイリー(Bailly)ブリソー(Brissot)マールザルブ(Malesherbes)ローランド夫人の如く斷頭機に付せられたるあり、

而してヂャコビン黨は反對黨を撲滅し國人を畏怯せしめ外敵を撃攘したれば、一時の小康を得て漸く内部の分裂を生じ、ロベスピエールはダントンが稍〻恩惠主義を加味し無謀なる殺戮を停止するの志あるを看取し之を革命法廷に讒訴し以て革命主義に不忠なりと論じて死刑に處せり、又ロベスピエールは基督教の反對者なるに關らず一種の頑固なる有神論者にして、エーベル(Hebert)一派が無神論を決議し理性の崇拜を擧行し道理教を樹てんとするが如きは、根本的に社會の秩序を破壞する者となして熱烈に攻擊し、遂に國民議會に於て有神論を決議せしめエーベルの徒は悉く之を斷頭機に付せり、是よ

シャロット コルデイなる婦人ヂロンデ黨の首領を刺殺せしが爲めに國民の爲めにさてマラーを暗殺せり、

り先き恐嚇時代の最も怖るべき主謀者と見做されたるマラー(Marat)は刺客の手に斃れしを以て、今や革命政府の領袖等多くは殁し獨りロベスピエールのみ存在して方さに大に其の理想を行はむとせり、

想ふに彼は此の際殺戮主義を廢し社會の改造を企てしが如し、而も國民一般に在ては彼を以て凡ての殺戮の責任者と見做し、宛も外寇の稍〻緩和し輿論漸く穩正に復するに際し、ロベスピエールを惡むの情益〻深し、遂に彼を以て恐嚇時代の首領として斷頭機に付せり、時に新暦セルミドル第九日(一七九四年七月二十七日)なりとす、之より佛國政界は恐嚇時代去りて再び秩序恢復の時期に入らむとす、

總じて恐嚇時代の殺戮の數は實に莫大なる者にして、一七九三年三月十一日より其翌年七月二十七日に至る期間に於て、巴里にては二千六百二十五人の死刑者、アルラス(Arras)にては三百九十二人、オレンヂ(Orange)にては三百三十一人、ナント(Nantes)にては九千六百七十一人、リオン(Lyon)にては千六百八十四人、ッウロン(Toulon)に

於ては一千人、其他各地方の死刑者を算すれば佛國西部の八縣に於て五十萬人に及べりと云ふ、

恐嚇時代の事跡は僅に一年有餘の間に屬し頗る簡單なりと雖も實に佛國革命史上特種異樣の光彩を放つものたらずんばあらず、其壯絶慘絶素より人生の常事に非ず寧ろ天變地異と類を同ふするものと云ふべく、ダントン、ロベスピエールの徒必ずしも慈悲人情を解せざるに非ずと雖も外、列國軍の侵入に對し內、國論を統一せんとし、且少數者たる自黨の地位を維持せんとするに於て騎虎の勢猛烈手段を採らざるを得ざりしなり、世事の紛糾に際し道理一片の制裁に依り解決するを得べしと爲す理論家は自ら別に說あるべし、然れども人生の事多くは感情の支配に歸し亂麻を絶つには時に快刀を要するを知るものに取りては恐嚇時代の慘事亦た人間界自然的勢力の作用に由り免る可らずと論斷せざるべからず、經世の士の痛く猛省を要する所以なり、

△文字矛盾を免れざるも態と之を用ゆ、

第二十二章　佛國革命　其四　秩序時代に入る

秩序的時代　新憲法發布　執政府　ナポレオン北伊を征服す
カムポフォルミオ平和條約　ナポレオン凱旋　埃及遠征　單身歸國　コンソル政府設立　ナポレオン主權を握る

一七八九年大革命の起るや佛國の政機一轉して立憲君主政體を創立せんと力むるに至りしが事失敗に屬し、再轉して極端なる急進主義に陷り恐嚇時代の慘憺たる光景を現出せしが、此間約六年、今や恐嚇時代の去ると共に形勢一變して將に秩序的時期に入らんとす、即ちダントン、マラー、ロベスピエール等の過激なる威壓の前に慴伏したる佛國人民は遂に漸く覺醒して方に秩序を望むの情轉た切なるものあり、國民議會(Convention Nationale)の溫和分子亦た本來の主義に歸り議會の多數を制するに至りしかば先以て各地の監獄を開きて政

治的犯罪者を放釋し、殘忍酷薄を極めたる革命法廷を廢止し、巴里自治政府の權限を制限し、全國のヂャコビン倶樂部を解散し、又宗教を自由にするの決議を爲したり、且ヂロンデ黨 (Girondists) に屬する代議士中難を避けて國外にある者又は監獄に繫がれたる者等を議席に復せしめ、護國軍の將校を淘汰して新に中流社會に關係ある軍人を任命し、而して曩にヂャコビン黨員として暴威を逞ふしたるものを到る處に捕縛して刑に處したり、斯くて佛國の社會は再び前年の快活なる狀態に復し、巴里の街頭又華麗なる衣服を着して賑かに談笑する群集を以て滿ち、舞踏宴會到る處に開催せらるゝに至れり、巴里に於けるヂャコビンの殘黨は一七九五年の四月と五月に二回の暴動を試みしも固より大勢を飜へすこと能はず過激なる改革黨は茲に全く失勢せり、是より議會多數の恐るゝ處は唯だ一に王政恢復を目的とする保守黨の一派ありしのみ、

現在の國民議會は既に任期三年に及び此間ヂャコビン黨の威壓に屈

▲國民議會はヂャコビン黨指導の下に一七九三年共和政治の憲法を議定し但し該憲法は恐時代の恐怖時代の發布せり、憲法は恐時代に終に施行するに至らず、

△王の不裁可權を否決し僅に六箇月停止權を與へり、

＊第一の憲法にたて議員の撤廢して再選せらるゝを禁じたり、

▲代議員の選擧は複選法に依るとゝ

して恐嚇時代の政策を承認したるの責任あり、故に局面を一新するの必要を思ひ新憲法を制定發布せり、是れ即ち革命開始以來の第三回の憲法なり、新憲法の要點は行政權と立法權を全然區別併立するにあり、前二回の憲法は專制政治多年の實驗に鑑み立法府を主權者となして行政府を之れに隷屬せしめたり、即ち第一の憲法既に王權を殆ど皆△無たらしめしが、第二の憲法に於ては議會自ら行政權を行ふべく規定したり、今此の第三回の憲法に至りては大に近年の實驗に照して得失を考ふる處あり行政府を立法府より分離し立法行政相併行して完全なる政治を行はんことを期せり、而して立法府は二院となし上院を元老院と稱し二百五十人の議員を置き、下院を五百人會と稱せり即ち五百人の議員あるを以てなり、而して更に從來の實驗に顧み改選毎に議員を全然新＊にするの弊を避くるが爲めに毎年全數の三分一を改選することゝなせり、故に初年に於ては現在の國民議會中其三分の二は新▲議會に席を占むることゝなれり、行政府は五

人のヂレクトル(Director)即ち執政官を以て組織し、各ヂレクトル同一の權限を有し、毎月交代を以て執政長と爲れり、執政長の職務は執政府を代表して外國の使臣を引見し又は凡て議式に關する場合政府を代表するにあり、而かも大小の政務は悉く五人の協議によりて決定したり、執政官は上下兩院の合同集會に於て之を選擧するの規定にして、當初の執政官中重立ちたる一人は有名の軍政家カルノウ(Carnot)なりき、

新政府は外國に對しては各方面依然として戰爭を經續せり、和蘭方面に於てはジュルドーン(Jourdan)及びピセグルー(Pichegru)兩將軍の力により該國を征服し共和國(Batavian Republic)を創立して佛國と攻守同盟を結ばしめたり、其他普魯西、西班牙に對しては佛軍威壓の功空しからず普國に對しては四月に西國に對しては七月に平和條約を締結し以て從來の列國同盟を分裂するを得たり、然れば今や佛國の敵として戰ふべきは北海の英國を除きて外は唯だ墺地利一國あるのみ、乃ちカルノウ軍器を定めて佛國の全力を擧げて墺國を攻めんとす、佛國の軍は之を三分しアルプス以北の方面に於てはジュルドーン及モロー(Moreau)をして南獨に侵入せしめ、而して今後頓に名聲を博すべきナポレオン ボナパルトをしてアルプスの以南、即ち北伊太利に對する軍に將たらしめたり(一七九六年三月二十七日)、斯くてジュルドーン、モローの各軍は墺國の太公チャーレス(Archduke Charles)の爲めに沮止せられて容易に進むこと能はざりしが、那翁は道をナイス(Nice)に取り北伊太利に於ける墺地利、ピードモント(Piedmont)聯合軍の中間に突進し敵軍を分離し、先づピードモントの軍を全滅してサボイ(Savoy)及ナイスを割きて和を乞はしめ、更に墺軍とアッダー河(Adda)のローディー(Lodi)橋に戰ひ大に之を敗りミランを占領したるを以て、ヴェニス國境に近きマンチュア(Mantua)に至るロムバルヂー(Lombardy)一圓の地は皆佛軍の蹂躪に委せられたり、此間僅に二週間に過ぎずして六回の戰捷を得、軍旅二十一砲門五十五

擧せり、選擧人被選擧資格は限て共に附の付の上に制限の財産の又の十の五元の下の人の議院の議員の老の四の十の歳の以の上の議の員の定の人の員の定の員の、特の別の稅の稅の算の、

△事實上佛國の保護國と爲せるなり、

＊ジュルドーン及モローの率ひたる各七萬乃至八萬の軍は那破侖が僅に三萬八千の人に過ぎず、

△ナポレオンは一七九六年八月を以て佛國の要塞コルシカ(Corsica)に生る巴里士官學校卒業し砲兵に擧げられ、十四日の攻撃に際し現略を奪ひ、十月の日の亂を鎮めて功あり、執政バラーズの一人に知られたる人なり、

＊ジュルドーン(Barras)は其推擧に因りて總司令官に任ぜられ、利の權を握り、人以て奠敵に拔擢す、時に年七歳にして、伊太利出陣の前、ジョフレイ(Josephine)と結婚す、ボアーネー(Beauharnais)男爵の寡婦にして、ホルテ

ンス（Hortense）ユウゼニー（Eugenie Beauharnais）二子あり、

△マンチェアは久しく佛軍の包圍攻撃に抵抗し遂に落城す。

＊レオベンは維也納を距る七八十哩の小邑なり、

△カムポホルミオはヴェニス領内にあり、

△ラスタットの聯邦會議を開き萊因左岸の地割讓の事を付議すべく、換

を獲得し、敵の俘虜一萬五千人死傷一萬人を見るを得たり、茲に於て羅馬法王を始めパルマ（Parma）モデナ（Modena）チーブルス（Naples）等震駭して續々和を乞ひしを以て那翁は償金を命じ又有名なる美術品を割讓せしめて之を巴里に送れり、是れよりアルコラ（Arcola）（一七九六年十一月）、リヴォリ（Rivoli）（一七九七年一月）△マンチュア（Mantua）（同上二月）等の戰捷あり北伊各國を合同して共和國を建てしめ以て之を佛國の附庸たらしめ、更にアルプスを越へて獨逸に入りレ＊オベン（Leoben）に到り維也納を威迫せしに因り、チャーレス太公は防禦に策なきを認めレオベン假條約を締結するに至れり（一七九七年四月）、而して此假條約は同年十月△カムポホルミオ（Campo Formio）の平和條約を待つて確定したり、

今此の條約の要點如何と云ふに墺地利は其の直領チーザランド（今の白耳義）を割讓し、佛國保護の下に創立せられたる北伊太利の共和國（Cisalpine Republic）を承認し且密約に依り△萊因左岸の地を佛國が合併

は議會に於て割讓承認の議を成立せしむるに盡力すべしと約束せり、

＊此の非難は主として普墺四國より出で獨逸各國の墺國に對する信用を減ずること少しとせず、

せんとするに異議なきとの言質を與へたり、佛國は墺が北伊ミラン領を失ふに報ゆる爲めヴェニスを墺に與ふべきを約束したり、今此條約に關し最も不利益の地位に立ちしは勿論墺地利なり、殊に萊因左岸の割讓はトレーウス（Treves）マイエン（Mayence）下パラチン（Palatinate）三選擧侯國の亡失を意味し獨逸帝國の組織を破壞せんとすもの、然るを皇帝が輕々之に同意したるは沒責任の甚だしきものとして大に非難せられたり、

斯くて那翁は偉大の功業を建て老將軍等をして顏色なからしめしが、一七九七年九月巴里の政界に王黨の勢力漸く盛ならんとし之を退治する爲めクーデター（Coup d'état）の必要あり、那翁は腹心なる將軍オートゲロー（Augereau）をして有力の援助を執政府及び溫和黨に與へしめたりしかば是より巴里の政界にも最も熱心の友人を有するに至れり、故に一七九七年十二月を以て巴里に凱旋するや非常の熱心を以て歡迎せられたりき、

然れども巴里政府中那翁の功を妬み其前途を恐るゝ者なきに非ず、彼等は那翁を英國征討軍の總司令官に任じて表面大に之を用ゆるの意を示し其實は彼を最大難局に置かんと欲したり、那翁は其策を看破し別に一策を獻じて曰く寧ろ方向を轉じて埃及を征服し進んで英領印度の背後を衝くこそ却て英國を苦しむる所以ならめと以て執政府の同意を求めたり、蓋し那翁の北伊太利にあるや彼の想像は早已に馳せてアレキサンドルの大業に及び、其近親に語つて曰く凡ての名聲は東方より來ると、即ち埃及遠征の企圖は既に此時に胚胎せりと云ふべし、執政府も亦た那翁を國外に放つを得策と爲し其の埃及遠征案に同意したるを以て彼は伊太利軍の精鋭を簡拔して遠征軍(約三萬人)を組織し、一七九八年五月九日を以てツーロン(Toulon)を發して埃及に向へり、途中モルタ(Malta)島を占領し(六月九日より十二日)、七月一日を以て埃及の歴山港に上陸せり、同四日歴山府を拔き、直ちにナイル河に添ふてカイロー府(Cairo)に向ひ、二十一日ピラミ

佛國の地中海に面する軍港なり、

ピラミッド(三角塔)の大戰爭に際し那翁の軍令を發し部下に告げて曰く

ッド(Pyramids)の大戰爭に於てマメリウク軍を全滅したり、而して二十四日を以てカイロー府に入れり、那翁は埃及人民が久しく土耳其政府及び*マメリウク軍隊(Mamelukes)の壓制に苦しみ自立を希望するを看取し、國政の要處より土耳其人、マメリウク(Mamelukes)人を免黜し、代るに埃及人を以てし、且告げて曰く我は埃及人をして其自由獨立を恢復せしめんとして斯國に來れるなりと、以て大に人心を收攬せり、

斯くの如く那翁の埃及遠征は前途敵なきの概を示せしが、海軍の方面に於ては不幸にして英國海軍の爲めに大損害を受けたり、即ち八月一日歴山府の海面アブーキル灣(Aboukir Bay)の戰爭に於て佛國艦隊はネルソン提督の率ゆる英國艦隊の爲めに全滅せられ、而して在埃及の遠征軍は全然本國との交通を遮斷せられたり、且埃及の宗主國たる土耳其は、埃及恢復の爲めに軍隊を派遣せしかば、那翁は中途に之を破るの目的を以てシリヤ(Syria)に入れり、即ちパレスタイン

*マメリウクは十四世紀以來の軍人階級にして、其始め奴隷として買入れられ軍隊に組織したるものなるも、幾許の埃及人、主權を掌握せしに時に那翁の時には軍階級となりて有力なりしが、却てメッカに亡ぼされ埃及を領するに至り一大虐殺を行ひ之を一年八月一日滅亡せり、

▲アッカは地中海に面する市街なり、

△此等の地方皆な荷新書の中の事跡に開し著名なり、那想像力に富めるの大詩人なり、興へし、や察すべし、

＊那翁此時大砲を有せず、アッカ是れ攻撃せざりしを能はざりしは一大理由なり、

(Palestine) に至りヂャフフー (Jaffa) を拔き、アッカ (Acre) を圍み、四月十六日テーボル (Tabor) 山の戰爭に於て大に土耳其軍を敗れり、然れども、アッカの土軍は英國艦隊の援助を受けて能く防ぎ籠城三ヶ月に及び猶屈せざるに際し、飛報あり曰く土の別軍海路より埃及に上陸せりと、乃ちアッカの圍を解き五月下旬を以て埃及に歸れり、而して歷山府の戰に於て大に土、埃の聯合軍を敗りしと雖も埃及遠征の目的を達せんこと益容易ならず、且歐洲の形勢頗る佛國に不利なるものあり、即ち那翁の不在中列國の聯合又成りて佛國は四面に敵軍を受け形勢甚だ危殆なりしを以て、那翁は單身本國に歸るの志を定めたり、即ち埃及に對してはクレバール (Kléber) 將軍に全權を委ねて後事を托し、自ら數人の參謀官を率ひて小船に乘り、英國艦隊の監視を偸み、海上四十七日間にして、十月九日を以て佛國に上陸せり、那翁在外一年と五ヶ月なり、

那翁が十月十六日を以て巴里に到着するや否や政界の各黨派は何れ

も彼の助力を求めたり、是れより先き列國の同盟軍は大舉して佛國を襲ひ佛軍利あらず、前途頗る恐るべきものあり、而して巴里の議會は三分一改選(一七九九年)の後執政府と衝突し別に有力なる行政府の設立を希望せり、那翁の親友たるタレラン (Talleyrand)、フシエー (Fouche)、セヤース (Sieyes) 等謀議を凝らし一大クーデターにより那翁を佛國の實權者たらしめんと企てたり、即ち十月二十二日那翁の弟たるルシアン ボナパルト (Lucian Bonaparte) を下院の議長に選擧し、十一月六日に一大盛宴を張つて大に那翁を歡迎し、而して其の聲望の愈隆るを見て同じく九日を以て兵力を以て上下兩院を解散し假政府を設立し、三人のコンソル (Consul) 即ち統領を置いて政務を取らしむることとなしたり、即ち那翁、セヤース、及びロージョル デューカス (Roger Ducos) 是れなり、デューカス其最初の協議會に臨み何人が首席を占むべき乎と曰しにセヤース曰く君知らずや彼已に首席を占むるをと、即ち那翁已に首座を占め居りたるなり、セヤース又或

▲執政府の不信用なる民の困難日々に甚だしかりしを以て、人心の秩序又紊亂し社會の秩序政道破壞し法律行はれざるものあり、

▲盟を招き理由なき平和を破り、佛軍の敗北に乘じ防禦に其對策を主とし、

▲秩序即ち政治上の財政なり、

▲其時亂れて紊亂し、

▲財政の組織は國民の生命財産を保護するの機關なり、

▲稅の收入は國民の生命財産を保護するの機關なり、

▲投票は人民の權利なり、

▲選擧方法は各地方に任ぜざるべからず、

▲官吏選擧は人民の權利なり、

▲司法官は人民の權利なり、

▲上堅上足なる人民の權利なり、

る集會の席上語て曰く諸君、我等は一人の主人公を有す彼は凡ての事を知り凡ての事を見凡ての事を爲すことを得と、是れより佛國は那翁の時代に入らんとす、

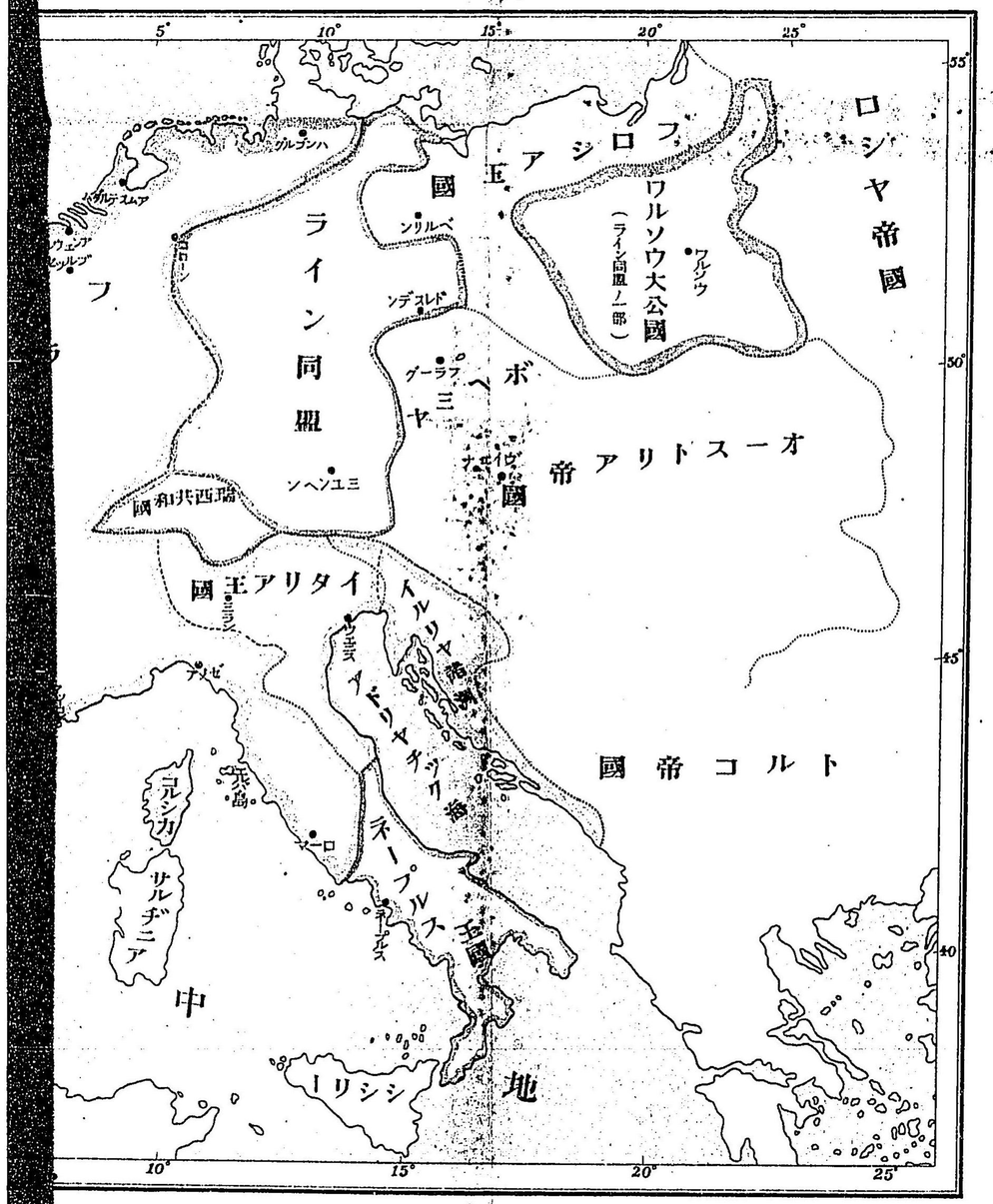
ロシヤ帝國
ロシヤ
ワルソウ大公國
（ライン同盟ノ一部）
ワルソウ
ライン同盟
ボヘミヤ
オーストリア帝國
ハノーヤ
ハルツ
ヴェストファリヤ
ヴュルツブルク
ヴュルツブルク
ヴュルツブルク

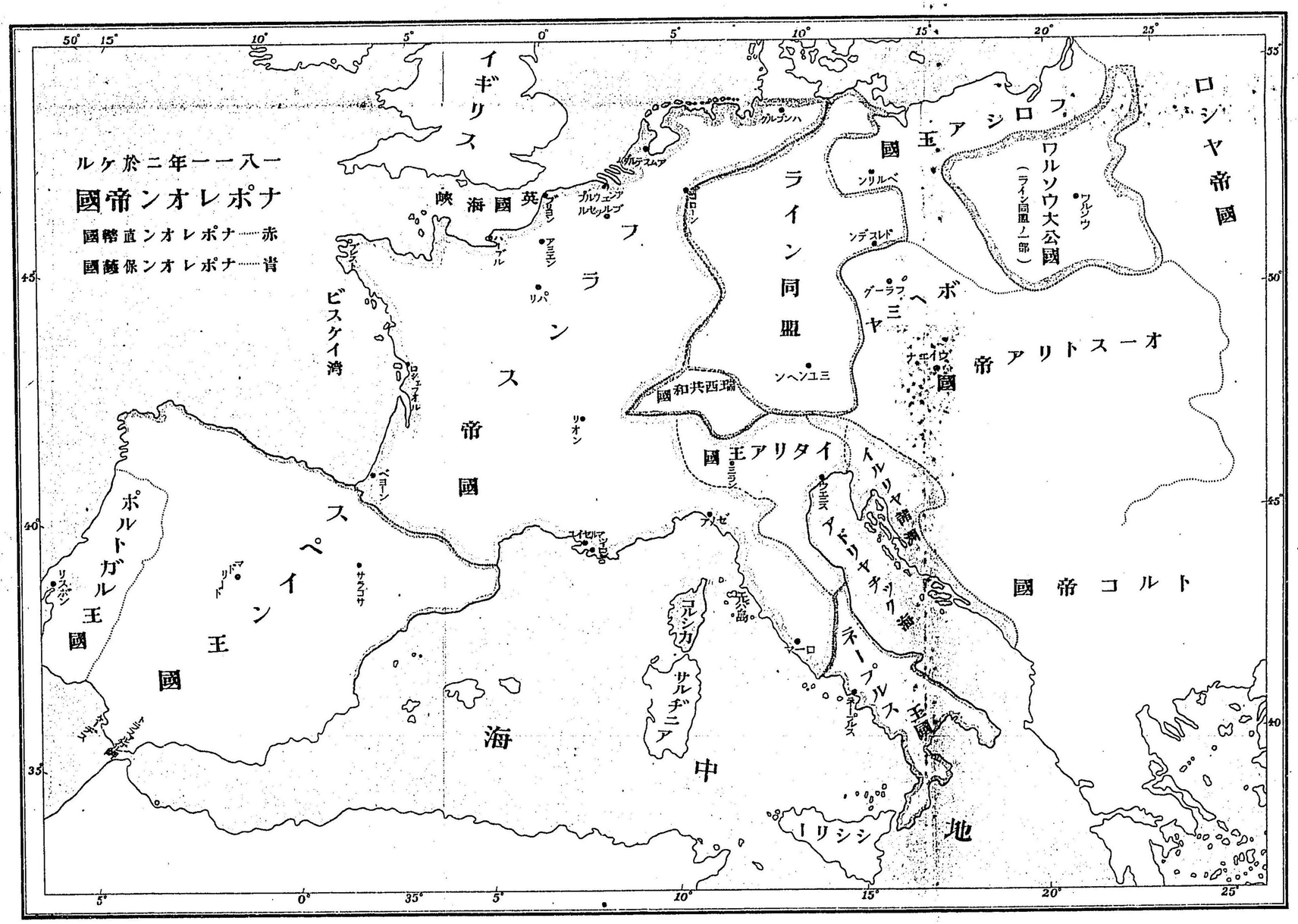
一八一一年ニ於ケル
ナポレオン帝國
赤……ナポレオン直轄國
青……ナポレオン保護國
イギリス
英國海峡
ブルテムア
ブルウェンブ
ルセッルブ
グレンハ
ロッテルダム
ブレスト
ビスケイ湾
ボルドー
リパ
リオン
ベヨーン
フランス帝國
ライン同盟
ワルソウ大公國
（ライン同盟ノ一部）
ワルソウ
ロシヤ帝國
ロシヤ國王
ンデスレド
グーラフ
ナポレオン
オーストリア帝國
ンヘンユミ
瑞西共和國
イタリア王國
ミラン
ウエニス
アドリヤチック海
ナポリ
ローマ
ネープルス王國
ネープルス
ローマ
ポルトガル王國
リスボン
スペイン王國
マドリド
サラゴサ
ジブラルタル
アルジエ
アルジエリア
コルシカ
サルヂニア
シチリア
地中海
トルコ帝國

第二十三章　佛國革命　其五　ナポレオン　ボナパルト

第四回憲法制定　コンソル政府　那翁第一コンソルと爲る　人心鎮撫策　墺國と開戰　那翁北伊を恢復す　北歐の反英同盟　英佛媾和　佛國内政の成績　英佛開戰　王室及王黨の退治　那翁皇帝と稱す　征英計畫の失敗　反佛同盟　アウストリッツの勝利　トラファルガルの大敗　普魯西の屈辱　チルシット會見　伯林令　那翁の全盛　衰亡の機此時に在り　エルフールト會見　各國の反對　露國遂に反對同盟の中堅たらんとす　征露の役　ライプチヒの大敗　同盟軍佛境に入る　那翁退位　那翁の人格事業

一七九九年十一月七日のクーデターに依り那翁はコンソルとして佛國の政權を掌握せしも、此の新政體は未だ法律に依り正式に認定せられず、依つて直ちに新憲法制定の議あり、即ち三統領(コンソル)の一人にして從來憲法制定に最も經驗あるセヤース(Sieyes)主として起

草の任に當り、脱稿を待ち之を國民の普通投票に問ひ後に發布せり、即ち一七九九年の憲法是れなり。

△第一回憲法、王の不裁可權を認めざりしを以て、事實上は議會の行政官命令を本となす行政官と化し了れり、

△一七九一年及△一七九三年の憲法は孰れも行政權を立法權に服從せしむるを主眼となし、*一七九五年の憲法は立法權と行政權とを兩立併行せしむるを以て主眼となせしが、今發布(十二月二十四日)せられたる第四の憲法は立法府を以て行政府に服從せしむるを主眼と爲せり、大革命の開始せられてより茲に十年、憲法を新たに制定すること四回、而して各〻特殊の主張に依りて成立するを見る、以て此間に於ける人心の移動形勢の推移を察すべきなり。

△ヤコビン黨の作りしもの、即ち恐怖時代に發布されしものなり、

*執政府を置き、共和政體を定むるものなり、

新憲法の定むる處に依れば三統領を置き其任期を十年と爲し、就中一人を第一統領と稱し之に國務の全權を委ねて三コンソルの代表者たらしめたり、故に他の二人は副コンソルと云ふべき位地に在り、第一コンソルは他の二コンソルと協議の上行政各省の長官を任命するの權あり、資政院(Council of State)を置き一面には行政裁判所たると

と同時に他の一面には法律立案所たらしめたり、又代議院(Tribunate)及び立法府(Legislative body)を置き、資政院と相待ち法律制定の任に當らしめ、凡そ法律案は資政院に於て之を立案すべく、代議院は法律案を改廢するの權なく、只立法府に向ひ反對又は贊成の理由を陳述するの職責を負へり、而して立法府は一切自ら辯論を爲さず默して代議院の辯論を聞き直に法律案の可否を表決したり、且つ立法府は特に租稅案を可否するの權を有せり、代議院の議員は百名、立法府の議員は三百人、其選擧法は先づ三階段の選擧に依り候補者を定め其の姓名錄に基づき元老院の推擧に依り任命せられたり、元老院(Senate)は議員を選定するの外、法律若くは政策の立憲的なるや否やに付て決議するの權ありてコンソル府の任命に係る八十人の終身議員を有せり。

新憲法の下に於てコンソルの職に就きしものは第一に那翁、他の二人はコンバセレース(Cambacérès)、及びルブルーン(Le Brun)にして

何れも有名なる法律家なり、コンソル府は內治上各方面に對して調和的方針を取れり、政治上の問題の爲めに國外に放逐せられたる者の如き其公然たる王黨に非らざる以上は凡て歸國するを許し、脫走貴族の親戚に對して其の剝奪せられたる公權を復へし、又た脫走仲間中(Emigrés)十五萬人(多くは僧侶)の歸國を許可し、寺院の俗事に使用せられつゝあるものは之れを敎會に還附したり、且つ秩序の恢復を計り强盜、追剝の類を嚴重に取締りたり、財政に付てはガルデン(Gardin)大藏長官として整理の任に當り從來の强制借用金の慣習を廢止し、新に百分に對する廿五の率を以て所得稅を課し以て歲入の增加を計り、收稅官吏に對しては供託金を要求し、之に手數料を與ふると同時に監督を嚴重にし以て增收入を期せり、而して中央銀行として佛蘭西銀行(Bank of France)を設立し以て金融の便利を計れり、那翁は又た法典制定の必要を認め有名なる法律家を委員に選定し、革命開始以來著手せられたる法律改正の業を繼承大成したり(一

八〇四年—一八一〇年)那勃翁法典(Code Napoléon)として世に知らるゝもの是れなり。

外交の事に至りては有名なるタレラーン其局に當ると雖も事每に那翁の命を奉ずるを要したり、試に國際上の形勢に付て一瞥せんに從來の行擺り上當時佛國の敵として重きを爲せしは英吉利、墺地利、及び露西亞にして普魯西は固く中立の態度を持せり、而して外交上の鍵は一に露帝の手に在りと思惟せられたり、露帝パウロ(Paul)は常識を逸したる半狂的人物にして其の同盟たる英、墺の行動に慊焉たらず竊かに那翁を崇拜して寧ろ佛國に親しまんとするの意向を有せり、普王フリードリッヒ・ウィルヘルム二世は多年中立の態度を持して動かず英國補助金の提供も佛國の好餌的勸誘も遂に平凡なる中立策を改めしむると能はざりしなり、羅馬法皇に至りては那翁が宗敎に好意を表し國內の宗敎問題を法皇と協定するの意あるを見て頗る新政府を驩迎したり、斯くて那翁は佛國の敵として重きを置く

べきは唯だ英國と墺地利なりと做し、英國を討伐するの頗る困難なるに依り之を後日に讓り、先づ墺に對して全力を擧げて攻勢を取れり、其の軍略は南獨方面と伊太利方面とより進擊すること丶爲し、南獨方面にはモロー(Moreau)を總指揮官として進ましめ、伊太利方面に對しては自ら衝に當たるべく決定せり、時に北伊に於ける佛國の勢力は那翁不在中の失敗の爲めに悉く一掃せられ、僅かにゼノア(Genoa)を保有するに過ぎず、而かも該市の佛軍はマッセナ(Masséna)の指揮の下に墺軍に包圍せられて籠城中に在り、那翁は先づゼノアを救ひ而して北伊に於ける前年の占領地を恢復せんと欲し躬ら四萬の軍を率ひ一八〇〇年五月を以てアルプス山*中の有名なる間道、サンベルナール(St. Bernard)を通過してピードモントの平原に出でたり、此時ゼノアの佛軍は既に降參し之を救ふ能はざりしも、墺軍は佛軍のアルプス山中より突出し來るを見て恰かも九天より落下し來るかの如くに驚動し、直ちにミラン方面に向つて退却し始めたり、那翁

▲即ちカンポフォルミオの條約に因りて佛國の勢力圏に加へたる北伊一帶の地、△埃及遠征中、

*古來未だ嘗て大軍の此間道を踰へし例なし、

▲マッセナは佛の名將、籠城の中途より入城して指揮したり、食糧缺乏したる結果降參の止むを得ざるに至りしもマッセナの

は之をマレンゴー(Marengo)に邀へ戰ふて大勝利を博し(六月十四日)、墺軍の將メラス(Melas)をしてアレッサンドリヤ(Alessandria)の協約を締結せしめたり、斯くて此の一戰に因りロンバルヂー(Lombardy)の地は殆んど皆佛軍の手中に歸せり、更らに數月の後南獨に於けるモローはホヘンリンデン(Hohenlinden)の大戰に墺軍を殲滅せり(十二月三日)、其の得る處敵の輜重、大砲の外一萬二千の俘虜あり、是れより北伊方面よりマクドーナルド(Macdonald)佛軍を率ひて進み、モローと協力し長驅して維也納に迫り、一八〇一年二月九日を以てルネビル(Lunéville)の平和條約を締結したり。

墺地利は一敗地に塗れて雌伏し、露國亦た大に好意を表せるを以て、佛國の敵は惟だ一の英國を除すのみ、而かも英國海軍は海峽に優勢を占めしを以て那翁の雄略を以てするも容易に此嶋國を討伐すること能はず、但那翁以爲らく貿易を生命とする英人を屈服せしむるの法は、其の貿易を大陸より排斥するに若くものなしと、依つて露帝パ

ゼノア籠城は將軍の一大名譽として知らる、

△那翁曰く英吉利は小商人の國なりと、道し之を冷笑輕侮せるなり、

ウロの親佛的態度を利用し、露帝の主唱の下に北歐の武裝的中立團(Armed Neutrality of the North)を組織せしめたり(一八〇〇年十二月)、其加入者は露國の外、普魯西、瑞典、及び丁抹にして、表面の主張*は英國の航海法の施行に對し中立國の權利を保護せんとすと云ふにあるも、實際の目的は英國の貿易を波羅的方面より排斥せんとするにありき、然るに英國は既に海上權を握れるを以て少しも痛痒を感せず、先づ一八〇一年の四月には丁抹國コーペンハーゲン(Copenhagen)を砲擊して艦隊を破壞し(一八〇一年二月)、又幾許もなくパウロ帝暗殺に遭ひしを以て露國の態度俄に一變し、中立團自ら解體したり、但だ西班牙の一國熱心に那翁の方針を贊成し、英國貿易を禁止し以て徒に他日の禍を買へり、葡萄牙は初より頑として佛の交渉に應せず、爲めに佛、西の同盟軍之を襲ひしと雖も、英國亦た大に海軍を以て葡國を援助し那翁をして容易に其志を達するを得ざらしめたり、時*に佛國に於ても英國に於ても平和を希望するの情切なり、英國に於

*武裝的中立團の主張は英國の國旗を敬する船舶は檢査し之を交戰國の貨物を搭載する時は捕獲する權利を主張する抗議を發したるに對し又中立國の權利を保護せんとするの意なりしが、英國は恐るる利害の交戰國に對する禁じたるものなりと反對せんとするなり、

▲那翁が丁抹の軍艦を押收して加ふべき艦隊に加ふべき制を制したるなり、

▲英國が中立國の首府を砲擊したるは丁抹のみ、此王は大同の法王にして公法無視の行なりとなす、

*時に那翁が埃及征軍を遠征し赤一八〇一年六月を以て英國軍に降れり、

▲帝國大學は英、獨等の所謂大學に非ず、高等教育に從事する獨立たる

ては大宰相ピット(William Pitt)一八〇二年二月を以て職を辭しアッディントン(Addington)新内閣を組織したるを以て媾和に便なるものあり、一八〇二年三月二十五日を以てアーミエン(Amiens)の平和條約は締結せられたり。

眼を轉じて佛國内政の狀態を見れば、那翁は國内宗教の紛擾を鎮定せんとするの目的を以て羅馬法皇と交渉を開始し、高僧(大僧正僧正等)を推薦するの權を第一コンソルの手中に收め、之を任命するの權を羅馬法皇に歸せり、而して各僧侶はコンソル府に對して忠誠を誓ふべく、政府は彼等の俸給を支拂ふべく約束したり、斯くて此の法皇廳との契約は首尾能く一八〇二年を以て成立したり、有名なるコンコルダット(Concordat)即ち是れなり、又た那翁は二十九個の高等學校(Lycées)を創立し、十個の法科大學、六個の醫科大學其他工業學校等を設立し、數年を經て最後に帝國大學の組織を立てたり(一八〇六年)、斯くて内治、外交着々功を奏し、第一コンソルの聲望旭日沖

凡ての教授を包有する一大組織に於て、例へば判檢事の如く又は陸海軍時の校の階級を作りて之を終身職となす爲し、有名なる文學者フォンターン(Fontanes)を其首長に置けり、

△アミエン條約の履行問題に關し幾多の辭柄あり、

*パウロ帝は宮中陰謀の爲めに暗殺され(一八〇一年三月二十三日)アレキサンドル一世はパウロ帝の後を承けて位に登れり、アレキサンドルは父帝暗殺の事に間接

天の勢あり、一八〇二年五月那翁を以て終身コンソルと爲し且つ其後繼者選定の權を與ふることの可否を普通投票に問ひしに三百五十萬票の多數を以て國民の同意を得たり。

一八〇三年の五月佛國は復た英國と開戰するに至れり、是より先、アミエンの講和條約締結せられしも固と是れ事實上一種の休戰條約たるに過ぎず、英、佛は今や兩々相對して世界に於ける覇權を爭へり、英國屈すべきか那翁破るゝか眞に是れ有史以來の大爭鬪たらずんばあらず、既に戰はざるべからざる事情あり素より開戰の辭△柄に窮すべきにあらず、而して佛國の立脚地より見れば墺國は既に力盡きて復た反抗を計つるの餘力無きものゝ如く、普魯西は依然中立を維持し、露*國は新帝アレキサンドル一世那翁崇拜者たるを以て親佛方針を執るべき望なきにあらず、茲を以て那翁は、多年の征英計畫を實行すべき準備を爲すの外、大陸全體の反英同盟を締結し貿易上英國を屈服せしめんと欲したり、故に那翁は先づ順序として自己の

に關係あり、陰謀者は父帝に讓位を迫るの一本にして付きアレキサンドルの同意を得、パウロ帝位を肯ぜざりし爲め縊殺し、云ふ、

△ピセグルーは獄中に暗殺され、カドダールは斷頭機に付せられ、モロは國外に放逐されたり、

△ルイ十六世の弟ルイ十八世はルイ十六世の弟ルイ十七世の斷頭機に付せらるゝや中に閉じ籠もり、ムブルは獄中に閉じ籠もりあるの餘子は脱走し貴族等に從ひ十七世に從ひ宣言し、而して彼閉じ籠もりて此の九年の間一八九五年に至りて宣言し、ルイ十八世は脱走の後に即位し、貴族等の宣言に即ける、

*エンギンは事實上更に陰謀に關係なかりしが如し、

佛國内に於ける權勢を誇示して列國を威迫せんとし、一八〇四年三月ピセグルー(Fiohegru)カドダール(Cadoudal)モロー(Moreau)等王黨の諸將相謀り那翁暗殺の陰謀を企てたると發覺するや直に之れを捕へて刑に處せし耳ならず、諸將の陰謀はルイ十八世及び皇弟アルトワ(Count Artois)等の使嗾に出づるとなし、彼等が英國に逃れて捕ふべからざるを以て、皇族の一人たるエンギン公(Duc d'Enghin)をバヴリアに捕へ、軍法會議に附して之*を死刑に處せり、那翁の意は此冷酷なる處分を以て凡ての反對者の膽を寒からしめんとするにありしが如きも、實際は却て舊王家に對し多大の同情を喚起し、那翁の專横に對して意外の反對を惹起したり、而かも第一コンソルの勢力は益偉大を加へ、一八〇四年五月十八日を以て皇帝の稱號を用ふべきや否やに付て普通投票に問ひ三百五十萬の多數を以て國民の同意を得たり、茲に於て那翁は羅馬法皇を巴里に請じて戴冠式を司どらしめ、且つ佛國王政盛時の宮廷をも凌駕すべき最も壯麗なる禮式を定め、

▲佛國從前の王は孰れも佛國大僧正の豪列を待ち戴冠の式を執れり、ナポレオンは其身に於て羅馬帝遺業の繼ぐの意を示さんと欲せり、即ち自らを標置するも遙かに前代の佛王に過ぎたり。

▲露帝アレキサンドル亦宮中の有力者盟に追られて反対同盟に加入したり、英國は多大の

複雑なる官職の階級を新設し、其鹵簿儀仗の盛大なる内外人民を眩惑せしめたり、而して兵力を以て英國を討伐するの計劃成り、陣營をブリオン(Boulogne)に置き百二十萬の兵を此處に集め、且つブレスト(Brest)に新設の艦隊を繫ぎ以て陸兵運送の護衛に當らしめんと欲したり、一八〇五年の初期に於ては英國征伐の計畫全く成立し僅に數時間佛國艦隊をして海峽面上の主人公たるを得しめば十數萬の精兵は立ろに英國に上陸するを得べく、其の一度び英國に上陸したる以上は殆ど無人の地を行くが如く全島を風靡せんこと疑なしと思惟せられたり、而かも佛の水師提督ヴェレヂヴ(Villeneuve)英艦の挑戰に應じて利あらず、西班牙の軍港ケーヂズに避難して遂に英國艦隊に封鎖せられたるを以て、チルソンは獨り海峽上に跋扈するに至りて那翁の英國討伐遂に容易に實行すべからずなれり。

是れより先き英國にてはピット再び首相となり復た露墺を誘ふて那翁反對の同盟を組織したり、即ち墺國はダニウブの上流方面に大軍

軍資金を約束して再び墺國を立たしむるを得たるなり、

*越へて翌年一月二十三日英國大宰相ピット歿す、

▲然れども(ネルソン)提督の艦は英國の大損傷たらずんばあらず、

を派遣して進擊の態度を取り、露國は普魯西を控制すべく其國境に出兵したり、此に於て那翁は直ちにブリオンの陣を解きて南獨に向ひ墺軍の先鋒マック(Mack)の背後に出で彼をして三萬三千の兵を率ひて降伏するの止むを得ざるに至らしめたり(一八〇五年十月二十日)、是れより疾風の勢を以てダニューブの右岸に添ふて長驅し維也納を陷れ、十二月二日にアウステリッツ(Austerlitz)の大勝利を得たり、此時の敵の損害は死傷一萬五千人、俘虜二萬人、砲門百八十九と注せられたり、北伊方面に於ても亦た佛軍は大に墺軍を擊破したり、但し是れより先き十月二十一日を以てツラファルガル(Trafalgar)の大海戰あり、英國艦隊はヴェレヂヴの率ひる佛、西聯合艦隊を全滅し全く海上權を英國に收むるを得たるを以て、陸上に於ける同盟軍の敗績に對し聊か慰むるを得たり、オーストリッツの戰捷の結果那翁は墺國とプレスブルグ(Pressburg)媾和條約を結び(一八〇五年十二月六日)、ヴェニス(Venice)イストリヤ(Istria)ダルメシヤ(Dalmatia)を獲得

△伊太利王國は形式上ナポレオンを王となせるも實際の政務は其義子コウケニーボアルネー副王として之を執行せり、

して以て、之れを伊太利王國に附加したり、而して南獨のバヴリヤ(Bavaria)ヴュルテンベルグ(Würtemberg)は各王國の稱を得て益佛帝に信頼せんとし、一八〇六年七月萊因同盟を組織し、南獨一帶の地皆な那翁の節度を奉ずるに至れり。

普魯西は多年中立を標榜して佛、墺交戰以外に立ち、佛國と中立境界線を協約して頗ぶる確國上安全の法を得たりとなして得々たり、而かも那翁の壓迫漸く甚だしきを以て遂に中立の態度を嚴守すること能はず、一八〇五年十一月三日、アウストリッツの戰爭に先つこと一ヶ月、露西亞及び墺地利とポッダム(Potsdam)の條約を締結したり、此の條約により普國王は機會を見て墺、露と佛國との間に立ち調停を試み若しも那翁にして普國提出の媾和條件を承諾せざるに於ては十八萬の兵を以て墺、露同盟に加入すべきを規定せり、而して普國宰相ハウグウィッ(Haugwitz)はアウストリッツなる那翁の本陣に在りて戰局の發展を待てり、然るに戰爭の結果は絶對に佛國の大捷

利に歸して毫も調停を試むるの餘地あらず、却てポッダム條約の事大に佛帝の不興を買ひ止むを得ずシエーンブルン(Schönbrunn)條約を締結するに至れり(十二月十五日)、此の條約により普國はクレーブス(Cleves)を佛國に割讓し、アンスバッハ(Anspach)をバヴリヤに割讓し、而してハンノーバルを那翁の手より受領すべきことを承諾し、且つ佛國と攻守同盟を結びたり、而して一八〇六年の二月十五日には事實上公式にハンノーバルを普魯西國の版圖に加へたり、蓋しハンノーバル*は英國王室の領地にして、普國が之を佛帝の手より受けて其版圖に加ふるは最も迷惑とせし處ならずんばあらず、何となれば英王の領地を其敵國より受けて合併するは正しく英國と開戰するに同じければなり、斯くて普魯西は佛帝に迫られて前年來の中立態度を放擲し全然佛國の味方となれり、其の攻守同盟は條約文面の規定に止まらずして實際の事實として現化し來れり、而して今後普魯西は更に尚ほ云ふに忍びざる屈辱を受けんとするなり、是れより先き英國

*英國王ジョルジ一世はハンノーバル選擧侯にして英國の王位に卽きし人なり、以來英國王はハンノーバル選擧侯として之を領有せず、

△ハンノーバルを併合したるが爲めに、

△英國政府は徒らに那翁に嬲弄せられしに止まり、和議に成らず、

＊那翁はシェンブルンの條約に由り特に普王を挑發して敵對行爲に出でしめ、一擧にして普の勢力を打破せりと解すべき理由あり、

に於ては大宰相ピット歿して（一八〇六年一月三日）より其二十年來の政敵として在野黨の重鎭たりしフォックス（Charles James Fox）外相となり佛國との平和談判を開始せり、而して平和談判の一要件として那翁はハンノーバルを普魯西より奪ふて英國に返還せんとすること普王の知る處となり、普魯西の君臣痛く那翁の爲めに翻弄侮辱せられたるの感に打たれ、悲憤慨慷の涙に咽び殊に軍人の激昂譬ふるに物なく、チャリンギャに軍隊を集中し佛國に對して萊因右岸の占領地を撤退して左岸以内に退却すべく宣告したり、露國は普佛開戰の迫るを見て援軍を派遣すべく約束したりしも、普國の將校はフリドリッヒ大王以來の傳統的自負心に驅られ普軍の獨力を以て那翁を敗るの功名を恣にせんと勇奮し、露の援軍を待たず十月十四日エーナの大戰を挑み普軍全滅せられ、佛帝は同月二十五日を以て旗鼓堂々伯林に入れり。

那翁は茲に中原經略の業成り始めて露西亞と兩々相對して干戈を交

ふるの機會に逢着したり、一八〇七年二月八日を以てエイラウ（Eylau）の大戰あり、佛軍は六萬人にして之に對する露軍は八萬人と注せられ戰爭の結果勝敗明かならず双方とも約三萬五千の死傷者を出して引分れたり、六月十四日にはフリードランド（Friedland）の戰あり露軍は二萬五千の死傷者を出し大敗を取れり、斯くてアレキサンドルは露國主戰派の大に信用を墜すを見て其の親佛的素論を實現するの機來れりとなし那翁に對して和議を申込めり、佛帝に於ても覇業の基礎を堅固にするの必要上露國を味方とするの利益を感じたるが故に直ちに和議の申込に應じ、六月二十五日佛、露兩帝はニーメン（Niemen）河上に筏を浮べ其上に於て會見したり、那翁は其得意の世界二分說を提唱し佛國は羅甸民族を率ひて歐洲の中原に覇業を建立すべく露國はピートル大帝カサリン女帝の政策に從ひ亞細亞方面に擴大し印度を侵略すべきを說けり、而して此世界二分策に對する唯一の故障を除かんが爲めに佛露協力して英國貿易を大陸諸國の港

▲チルシット條約の首たる目的は大陸の封鎖策にありしも、露西亞はイオニアン群嶋(Ionian Islands)及びカッタロ(Cattaro)河口を佛國に割譲し、是れ一七九七年以來露國の領有に帰する部分に基き佛帝は西歐諸國に對して露國に對して獨立を奪ひ、ポーランドを獨立せしめざるを職とし、後日ポーランド人民に向ひ佛國の目的は其の独立を征服者の手より奪ひ、自由に立憲政治を施すべしと勸誘せり、

▲帝の弟ゼロームをウェストファリヤ王に封ぜり、

▲ルツ太公に封ぜり、

▲主として砂糖、コーヒー、煙草、綿絲等を積載す、

▲英佛間直航の船舶に至りては殆んど殊に驚くべきものあり、百噸の小船なれども以て大洋を横断し往復の特料(佛國後には

灣より拒絶して以て大に英國民を困窮せしむべしと云ふに一決せり、數回會見の後兩帝は一八〇七年七月七日を以てチルシット條約を締結したり、普魯西の處分に關しては亞レキサンドルは其の姻戚干係上且つ攻の同盟の誼を思ひ極力那翁が附課せんとする條件を輕減せんと努めたるも功なく普國は遂に其の領土の大半を削られ僅に社稷を存するを得たり、而して普國より割取せる部分に基き佛帝は西歐に於てウェストフェリヤ(Westphalia)王國を、東歐に於てはワルサウ(Warsaw)大公國を創立せり。

那翁は遂に此年の十一月二十一日を以て有名なる伯林令を發布せり、伯林令の要旨はエルベ(Elbe)河口より佛國南方の海岸に至る迄英國及び其の殖民地との貿易を禁止するにありて、英國又は其の殖民地に寄港したる船舶及び其積載する物貨は凡て沒收せらるべく規定せられたり、那翁は一八〇七年十二月十七日を以て更にミラン(Milan)令を發し凡て英國の港灣に出入したる船舶は戰時の捕獲物として沒

收せらるべきを宣明したり、斯くて佛帝は英國の貿易に致命傷を與へ得べきを信じ且つ世界の商船は遂に佛國のもの其多分を占むるに至るべきを期せしも事凡て豫想に反し大陸諸國は却つて經濟上非常の困難に陷り、英國は各國との密貿易に依り寧ろ利する所あり、遂に那翁の大陸策は英國を苦むる能はず却て佛國及び同盟諸邦を苦しめ、覇業の根蔕を覆へすの不幸を見るに至れり、例せば大陸策實施後數年にして、砂糖の價非常に騰貴し一斤二圓五十錢乃至三圓に達し、コーヒー一斤三圓五十錢、藍一斤九圓と云ふが如きに至れり、英國より密航の船舶は地中海を經てバルカン半嶋のサロニカ(Saloni-ca)港に到り、此地に荷揚げして、セルヴィヤ、匈牙利を經由して維也納に出で、更に大陸諸國に分配せられたり、因て海上の運賃、保險料、危險に對する報酬等眞に莫大の額に及び以て物品の市價を騰貴せしめたり。

蓋し大陸策の惡結果は當初には明白ならず寧ろ大に那翁の威力を示

（特許を與へたり、保險料、運賃合算すれば五十萬圓に及べりと云ふ、）

すに足れるが故にチルシット條約以後一二年の間は實に那翁全盛の時と謂ふべし、當時無盡藏の魔力を有すと思惟せられたる露國は那翁の無二の親邦たり、歐洲第一の舊國たる墺地利はアウストリッツの瘡痍未だ癒へず事毎に帝の指導に從ひ、普魯西は領土の一半を削られて事實上帝の隷屬たり、サクソニー、バヴリヤ、ウェルテンベルク等皆な帝の附庸たり、ウェストフェリヤ、和蘭、北伊太利、ナープルス、西班牙皆な帝の近親を王として奉戴し、獨り葡萄牙のみ英國の後援に依賴し帝の節度を奉せざるも孤爾たる小邦素より意とするに足らずと思惟せられたり、若夫れ英國討伐の事業成るに於ては地中海は一轉して佛の私有と化し埃及を始め東方一圓の地自ら帝の版圖に歸すべきは看易きの勢なり、印度討伐の如き前約に從ひ露帝の範圍に屬すと雖も、東方地中海を有する佛帝の力を借らざる可らざるは自然の數のみ、然れば世界統一の大業將さに實行期に達せんとして、那翁は此時往昔のアレキサンドル、シーザーも既に背後

に瞠若たるかの感想を起せしなるべし、然れども佛帝全盛の時は即ち衰機の發するの時にして、此時より以後帝に對する不平反抗續發し、政策着々失敗に歸し、歷々として覇業瓦解の徴見るべし、即ち露國内に於ては英國貿易を禁じたる結果、經濟上大損害を來たして國民の反對甚だしく、又ワルソウ太公國の創立はポーランドの獨立を許さずとの帝の誓約に違反すと認められ、羅馬法皇と佛帝との關係漸く圓滑を缺ぎ、西班牙の王位を奪ふて那翁の長兄ジョゼフに與へたると(一八〇八年六月)亦た西班牙人の必死の反抗を喚起したり、形勢斯くの如きを以て那翁は露帝の態度に付き深く憂へざるを得ず再び會見を催して其個人的感化力に依り露帝の熱心を温め以て佛露同盟の聯固を計らんとせり、乃ち一八〇八年九月を以てサクソニー國エルフールト (Erfurt) に於て兩帝の再會見を爲せり、然れどもアレキサンドルは此時已に佛帝の野心度なく又其約束の信を置き難きこと、剩へ帝の勢力既に絶頂に達し各方面反抗の勢日々に發せんと

することを看破したりしを以て、會見の形式に於ては充分の誠欵を盡したるに關らず實際上前年の關係に復歸すること能はざりしものの如し。

眼を轉じて英國方面を見ればカッスルレー(Castleleagh)外交の局に當りピットの遺業を繼ぎ必死に佛國反對の計畫を爲しつゝあり、一方西班牙方面に對しては大にウェリントンをして地方義勇軍を助けて佛軍を惱ますと同時に露帝に對しては佛國反抗の氣勢を挑發するに努め墺地利に對しては多大の軍資金を送りて重ねて開戰の準備に着手せしめたり、時宛も佛帝自ら西班牙征討の爲めに出陣中に懸り若し墺國にして兵を擧げば佛國は恰も腹背敵を受くるの困窮に陷るべきを思ひ維也納の廟議一種の勝算を立つるを得たる必ずしも理由なきに非ず、那翁は墺の動員を始めたるを聞き倉皇西班牙を去り南獨に出陣し維也納を取りワグラム(Wagram)の戰爭(一八〇九年七月六日)に於て大に墺軍を敗りたり、此時兩軍の數總計三十萬人にして墺軍

の死傷三萬人に及べり、此の戰爭の結果として維也納條約の締結を見(十月十四日)、爲めに墺國はツリエスト(Triest)カルニボーラ(Carnivo-le)イストリヤ(Istria)クロエシヤ(Croatia)を割讓したるを以て全くアドリヤチック海に出づべき港灣を失ふに至れり、且つ條約とは直接の關係なきも墺の皇女マリヤ　ルイス、佛帝と結婚の約束成立したり、那翁は歐洲の皇室中最も門地の高きハップスボルク皇家と姻戚の關係を結びしを以て大に皇帝としての位地を堅固にするを得て益〻奮つて歐洲統一の基礎を堅固にせんと努めたりしも、如何せん頽勢已に發して救ふ可らず是れより不如意の事ども日々に益〻多し。

那翁に對する最も有力なる反抗は先づ西班牙方面に於て發したり、前段既に云へるが如く那翁は其兄ジョセフを以て西班牙王と爲し、更に葡萄牙をも併呑して以て英國に對する大陸封鎖策を實行せんと欲したりき、然るに西班牙國民は到處に蜂起し山間幽谷より出沒して常に佛軍を惱ましたるを以て佛軍は容易に鎮定の功を奏する能は

*是れより先き那翁は嗣子なきの故を以て皇后ジョセフインと離婚したり、

▲此時は未だ叙爵せずウェルリントンと稱せしも照尊の便宜上ウェルリントンの稱を用ゆ、

▲トーレスウエドラスは葡國の首都リスボン北方の海港にしてウエリントンは此地點より五十哩に河に至る高地を築き以て最後の防線となせり、

*エーナ大敗後普魯西の老將軍等口を極めて那翁を罵りて曰ナポレオンは兵法を知らずと、

却つて多大の軍隊を派遣して空しく西班牙の民兵に苦しめられて多數の死傷者を出すに過ぎざりしのみ、殊に英將ウェリントン(Wellington)本國の命を啣み、葡萄牙に來り大に西、葡の民軍に應援し其得意の防禦的戰畧により着々功を奏し、一八一一年五月にはトーレスウエドラス(Torres Vedras)より佛の名將マッセナ(Messéne)を擊退せり、普魯西に於てはエーナ大敗の後有名なるスタイン(Stein)國家改造の策を建て先づ奴隷の狀態に在る農民を解放して人權を得しめ、貴族の特權を剝奪し、地方自治制を施き、以て政治上及び社會上普魯西の狀態を一新せり、其陸軍復た舊式に屬し新*時代の用を爲さゞるを以て之を改造するの必要を認めシャルンホルスト(Scharnhorst)其の局に當り國民皆兵の主義に基き徴兵令を施けり、而かも那翁の命令に依り四萬二千人以上の兵を置くことを許されざりしを以てシャルンホルストは一の便法として短期入營法を立て多くの豫備、後備を有するを期せり、且つ普國政府は伯林大學を創立しフィヒテ(Fichte)シュ

ライエルマッヘル(Schleiermacher)等の名儒を聘して大に國民元氣の振作に務むる處あり。

羅馬法皇も亦た佛帝と事毎に意見の衝突を來し、遂に佛國僧侶に授職式を行はず且那翁を破門(一八〇九年)するに至れり、畢竟斯くの如く法皇の怒を喚起するに至りし所以は凡そ二個の事情に由れり、第一は羅馬法皇の領地に關するものにして法皇は從來伊太利の中央に多大の領地を有し一方精神界の大主權者たると同時に又た俗界の君主なり、然るに那翁は法皇の權力を精神界の範圍に限定せしめ、而して俗界の領地は其政略に從つて自由に之を沒收せんと試みたり、遂に羅馬市を佛蘭西帝國の版圖に加へて帝國第二の首府と宣言するに至れり、第二の事情は羅馬法皇が那翁の大陸封鎖策に從ひ英國との貿易を禁止するを拒み且つ羅馬に在る英人、サルデニヤ人、露西亞人、瑞典人等を放逐すべしとの那翁の命令を奉ずることを拒絶したるにあり、爭論の結果として那翁は羅馬法皇を虜にしフォンテンブローは中古以來佛國

▲フォンテンブローは中古以來佛國

王宮の所在地にして巴里の東南三十七哩の處にあり、

ロー (Fontainebleau) の宮中に移し以て帝の勢力の偉大を示したるも精神上に於ては却て佛國の宗教界をして非常の紛擾に陷らしめ殊にコンコルダット及び即位式に於ける法皇の參會等の爲めに國民一般より毋し得たる帝の信用は法皇の激怒、僧侶の反抗、國民多數の怨望の爲めに多大の損害を受けたり、更に佛帝の聲望に一大影響を與へたる事情は和蘭王ルイ　ボナパルト (Louis Bonaparte) が王位を辭したること、瑞典王ベルナドッテ (Bernadotte) が密かに露西亞と結托したることにあり、ルイ　ボナパルトは那翁の兄弟中最も智慮ある人なり、而して此人が大陸封鎖の實行難を唱へ王位を去りし一事は多大の感動を世間に喚起したり、ベルナドッテに至りては舊と那翁部下の將軍にして深く帝の信任を得たりしもの、斯人にして遂に亦た大陸封鎖策の實行難を理由として帝に背くに至りしは自ら以て形勢の變轉を卜するに足れり。

蓋し大陸封鎖策の爲めに最も困難を感じたるは露西亞にして殊に其

△露國は小麥、材木、苧麻、毛革、羊毛、牛脂、鉛、鐵、鋼、鉄、銅、金、銀、白金、石炭、鹽、硝石、硫黄、石油、蜜蠟、蜂蜜、獣皮、毛皮、生産物、輸出入共に非常に多し、

＊一八〇八年スタインは那翁の命に依り普國宰相の職を免ぜられ以後は露國に在りて常に佛國の歷山帝の顧問たれり帝は那翁に對して態度を取るに至らしめたるものスタインの力與て大なりと云ふべし、

貴族等は財放上非常の打擊を受けたり、故に彼等は日々に帝に迫り、て那翁反對の態度を取るべきを勸めたり、且つ帝も亦た遂に那翁の野心飽くことなく其言質の頼むに足らざるを看破したるを以て今や遂に反對同盟の首領たらんとするの意あり、斯くて露帝は大陸封鎖策を實行するを拒絶したるを以て遂に露、佛の開戰を見るに至れり、即ち一八一二年六月佛帝は卅二萬五千人の兵を率ひてニーメン (Niemen) 河を渡り露國に入れり、露國の方に於ては始めより決戰的衝突を避くるの方針に出で佛軍の進行を監視しつゝ次第に退却して內地に入れり、一度びボロヂノー (Borodino) の接戰に於て双方とも大損害を受けてより露人は復た一意退却を事とし佛軍の糧食を絶ち那翁が遂にモスコウ (Moscow) に入るや(九月十四日)大火あり首府の大半を燒盡し而かも露帝は媾和の交渉に日子を費やし毫も要領を得ず、食盡き寒氣日々に加はり前途の望み漠然として期する處を知らず、流石の那翁も遂に一八一二年十月十九日を以てモスコウより退却を始め

△露國遠征の困難危險なるもの那翁の向ひ答へたる言葉は最も明に其謀略の目的を示せり、曰く「英國は何ぞやり、曰く「英國は何ぞやり、曰く「英國は何ぞや

たりき、此時の佛軍は十萬人と注ぜられたり、而してスモレンスク(Smolensk)に至りし頃には減じて四萬となりスモルゴニー(Smorgoni)に到るや那翁は將軍ムラー(Murat)をして軍を督せしめ微行して巴里に歸れり、露西亞の役に佛軍の十五萬五千人中生還するもの甚だ少なし。

斯くて一八一三年の初期に於ては獨逸到處に那翁反對の態度を見、始め墺帝は前年の幾回の敗北に懲りる處あり且つ流石に那翁と姻戚の干係あるを以て宰相メッテルニヒ(Metternich)をして調和を計らしめたるも佛帝の頑として應せざるや遂に大同盟に加入するに至れり、茲に於て全歐洲對佛國の大戰爭の幕は開始せらる。

今や佛國は西班牙方面に於てウェリントンの爲に着々敗を取り六月二十一日ヴィトリア(Vittoria)の戰に佛將ヂュルダン(Jourdan)大敗を取れり、而して中原の役に八月二十七日のドレスデン(Dresden)の戰に於て佛帝は大勝利を得しと雖も此れ帝の最後の大勝利にして、十月

露軍の損害五萬人佛軍の損害三萬人と算せらる、

退却の殿軍は大將ネイ(Ney)の率ゆる處、ネイは加藤より『勇士中の勇士』の稱號を得たり、

巴里に於て將軍マレー(Malet)等不軌を圖ると報あり、因て歸國を急ぎしなり、

十六日、十八日、十九日の三日に亘るライプチヒ(Leipzig)の戰に於て那翁は同盟軍の三十萬に對し佛軍の十八萬を以てし遂に大敗北を取れり、佛軍壞亂して北げんとするやバヴリヤを初め南獨諸邦も亦た約に從ひ佛軍に反抗し、ウェリントン又た佛將スールト(Soult)とピルニーズ(Pyrnees)に戰ふて勝ち進んで佛國に入れり、那翁は猶ほ一八一四年の一月、二月中佛國内の戰爭に於て一二の小捷を得たりと雖も同盟軍の多數に壓せられ、加ふるに國帑疲弊し民心阻喪して到底敵軍を擊退するの望みなし、而して巴里の元老院はタレラーン(Talleyrand)の指導の下に那翁及び其の一族を廢するの宣言を發したりしかば、遂に帝は四月六日を以てフォンテンブローに於て位を皇太子に讓るの詔書に署名し、同盟各國の議により其の退隱の地と定められしエルバ(Elba)嶋に赴きたり、同時にタレラーンの劃策に從ひルイ十六世の弟たるルイ十八世は迎へられて王位に即き、五月三十日列國との間に平和條約を締結し佛國は一七九二年の國境以内に

開戰の少し前遂にナポレオンに背くべきを同盟諸邦に約束せり、獨逸ソニーは此約に加はらずして大災厄を招けり、

伊太利トスカニー領の孤嶋面積九十方哩、那翁此嶋に在ること一八一四年五月四日より一八一五年二月二十六日に及べり、

△所謂第一巴里條約是なり、大革命開始以來一七九二年に至る間に佛國境は稍〻擴大せられたりしが、其部分は皆な第一巴里條約に依り佛國の保有すべきものとして定められたり、

限定せられたりき。

其才力の非常絶倫なる、其事業範圍の廣大なる、其人文歴史に及ぼす影響の深且大なる、其成功の迅速にして電光的なる而して其の末路の悲絶慘絶たる、古來未だ曾てナポレオンボナパルトの如き者あらず、クロムウェル、フリドリッヒ、華盛頓を以て對照すれば、各〻獨特の長所に付ては、例せば華盛頓の仁德の如き、那翁に優るありとするも、人格事業押なべて其規模の廣大其才力の絶倫なる到底同日の論にあらず、那翁自ら唯だ古のアレキサンドル、シーザーと併稱せしもの蓋し所以なきに非ず。

倫理道德の標準を掲げて那翁の一言一行を批判し以て之を天下の大惡人、一大怪物と論定すると容易ならずと爲さず、曰く畢生を一貫する心術は名利の二字に過ぎず曰くエンギン公を死刑に處し人命を視ること芥塵の如きは其沒人情を示す、曰く畢生の言動信義なく總て權謀術數の外に出でず、曰く何、曰く何、深酷の論難整々膂肯に當

るの感なきに非ず、然れども、世の所謂道德家と爲るべき爲めにはは那翁は其非常絶倫の天才と其比類なき好運の爲めに阻はれたりと云はざるべからず、誰か那翁の如き天才を懷き彼が如き好運に遭遇せば豈に稍〻心術の謹戒を怠弛するの虞なからんや、世人已に之を許し朋友亦之を恕するに於て自己亦た身を置くに普通道德制裁以外に於てするに至るべきは殆んど人情の免れ能はざる所に非ざるなきか、吾人は那翁の聖人君子の徒に非ざるを知る、然れども同時に其大逆無道の人と云ふべからざるを思はずんばあらず。

ナポレオンは偉大なり、兎も角も偉大なり、其短所弱點悉く露出し來るも依然として其人格の偉大なることを妨げず、其事業は恰も沙上樓閣の如く乍ちにして起り乍ちにして亡びたるも、其各國歴史の發展に及ぼしたる影響を思へば亦之を偉大なりと謂はざるべからず、善惡の批判の如き未だ以て那翁の眞價を盡すに足らず、唯偉大の二字、蓋し何人も彼に適用するを否む能はざるべきなり。